

官報

号
国会会議録

令和七年十一月二十五日

○第二百十九回 衆議院会議録 第五号

令和七年十一月二十五日(火曜日)

議事日程 第五号

令和七年十一月二十五日

午後一時開議

- 第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十八回国会、重徳和彦君外十名提出)

○本日の会議に付した案件

- 元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元議員村山富市君逝去につき弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)
- 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件
- 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙
- 検察官適格審査会委員の予備委員の選挙
- 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
- 国土審議会委員の選挙

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元議員村山富市君逝去につき弔詞を贈呈の件 各種委員等の選挙

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元議員村山富市君逝去につき弔詞を贈呈の件 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元議員村山富市君逝去につき弔詞を贈呈の件 裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

弔詞贈呈の件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

元日本社会党中央執行委員長、元社会民主党党首、元議員村山富市君は、去る十月十七日逝去されました。痛惜の念に堪えませぬ。謹んで御冥福をお祈りいたします。

つきましては、村山富市君に対し、弔詞を贈呈いたしたいと存じます。

弔詞は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

〔総員起立〕

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元衆議院議員正二位大勲位村山富市君は、多年

憲政のために尽力し、内閣総理大臣の重責をにない変革期の多難な国政を統理されました

君は、終始社会福祉の増進に心を傾け、また近隣諸国との信頼醸成と世界の平和に力をいたし、国民生活の充実とわが国の国際的地位の向上に貢献されました。その功績はまことに偉大であります

衆議院は、君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員階猛君及び田より子君

から裁判員を、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員

三木圭恵君から予備員を、また、裁判官弾劾委員

平口洋君、田所嘉徳君、黒岩宇洋君及び西岡秀子

君から訴追委員を、裁判官弾劾委員の予備員井野

俊郎君から予備員を、辞職いたしたいとの申出が

あります。右申出をそれぞれ許可するに御異議あ

りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官弾劾委員及び同予備員の選挙

検察官適格審査会委員の予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長(額賀福志郎君) つきましては、裁判官弾

劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官弾劾委

員及び同予備員の選挙を行うのでありますが、こ

の際、あわせて、検察官適格審査会委員の予備委

員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委

員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

を行います。

○小寺裕雄君 各種委員等の選挙は、いずれもそ

の手續を省略して、議長において指名され、裁判

官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官弾劾委員の

予備員の職務を行う順序については、議長におい

て定められることを望みます。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に

黒岩 宇洋君 及び 鈴木 義弘君を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に浦野靖人君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は第四順位といたします。

次に、裁判官訴追委員に

柴山 昌彦君 本田 太郎君
青柳陽一郎君 及び 向山 好一君

を指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員に

武村 展英君 及び 猪口 幸子君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、武村展英君を第一順位とし、猪口幸子君を第五順位といたします。

ただいまの指名の結果、裁判官訴追委員の予備員青柳陽一郎君が裁判官訴追委員に選任され、同予備員が一名欠員となりましたので、この際、議長は、裁判官訴追委員の予備員に坂本祐之輔君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は、坂本祐之輔君を第四順位とし、第四順位の予備員である吉川元君を第二順位といたします。

次に、検察官適格審査委員の予備委員に

高見 康裕君 及び 平沼正二郎君を指名し、高見康裕君は後藤茂之君の予備委員と

各種委員等の選挙 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

し、平沼正二郎君は齋藤健君の予備委員といたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

永岡 桂子君 及び 宮内 秀樹君を指名いたします。

次に、国土審議会委員に

馬淵 澄夫君 及び 津村 啓介君を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に

逢沢 一郎君 及び 小林 鷹之君を指名いたします。

日程第一 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山下貴司君登壇)

○山下貴司君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、いわゆる紛失防止タグを位置特定用識別情報送信装置と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加えるとともに、警告等を受けた者に対して当該警告等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備等を行うものであります。

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、いわゆる紛失防止タグを位置特定用識別情報送信装置と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加えるものとして加えるものであります。

両案は、去る十一月十八日日本委員会に付託され、翌十九日あかま国家公安委員会委員長及び黄川田国務大臣からそれぞれ趣旨の説明を聴取しました。次いで、二十一日に質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長階猛君。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(階猛君登壇)

○階猛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、まず、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するため、保護司の委嘱条件等の見直しを行うものです。次に、保護司の活動環境を改善するために、保護司の活動拠点である更生保護サポーターセンターを法律で定めること等を行うものであります。さらに、保護司が安全、安心に

保護観察対象者と面接をするのに適当な場所を確保すること等を国の責務とするものです。

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案は、去る十一月十八日本委員会に付託され、翌十九日平口法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。その上で、二十一日、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十八回国会、重徳和彦君外十名提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第四、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長阿久津幸彦君。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔阿久津幸彦君登壇〕

○阿久津幸彦君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率を廃止すること並びに政府は当分の間税率廃止の円滑な実施のための財政上又は法制上の措置及び廃止に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するための措置を講ずるものとすること等を定めるものであります。

本案は、第二百十八回国会に提出され、継続審査に付されていたものであり、今国会におきまして、去る十一月二十一日提出者重徳和彦君から趣旨の説明を聴取いたしました。

同日、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案により、本案の施行期日を令和七年十二月三十一日とする。こと並びに揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う経過措置を講ずること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行います。質疑終了後、本案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○小寺裕雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院規則の一部を改正する規則案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 衆議院規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 浜田靖一君。

衆議院規則の一部を改正する規則案

(本号末尾に掲載)

〔浜田靖一君登壇〕

○浜田靖一君 たいま議題となりました衆議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、国会改革の一環として、議員の欠席事由に、配偶者の出産、育児、看護、介護及び不妊治療に係る通院が含まれることを明記するものであります。

本規則案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席國務大臣

法務大臣 平口 洋君
財務大臣 片山さつき君
國務大臣 あかま二郎君
國務大臣 黄川田仁志君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十一日、高市内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第七〇三号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年十一月二十一日(金)午後三時羽田空港発、十一月二十四日(月)午後九時二十分同空港着の予定で、南アフリカ共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る五日、倉田国立国会図書館長から額賀議長宛て、令和六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。
死因究明等推進基本法第九条の規定に基づく「令和六年度政府が講じた死因究明等に関する施策」の報告

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和六年度国の債権の現在額総報告

物品管理法第三十八条第三項の規定による令和六年度物品増減及び現在額総報告

一、去る二十一日、内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗君、文部科学大臣松本洋平君、厚生労働大臣上野賢一郎君及び経済産業大臣赤澤亮正君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗君、総務大臣林芳正君、文部科学大臣松本洋平君及び経済産業大臣赤澤亮正君から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第二十三条第二項の規定に基づく国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和六年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して総務大臣林芳正君から、次の報告書を受領した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法第十五条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構令和六年度情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して文部科学大臣松本洋平君から、次の報告書を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和六年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会令和六年度特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和六年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター令和六年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の五第二項の規定に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和六年度大学・高専機能強化支援事業に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して厚生労働大臣上野賢一郎君から、次の報告書を受領した。経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づき国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所令和六年度安定供給確保支援独立行政法人基金(抗菌薬原薬国産化支援基金)に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する厚生労働大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して農林水産大臣鈴木憲和君から、次の報告書を受領した。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して内閣総理大臣高市早苗君及び農林水産大臣鈴木憲和君から、次の報告書を受領した。経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第三十四条第九項の規定に基づく一般財団法人肥料経済研究所令和六年度安定供給確保支援基金(肥料原料備蓄対策事業基金)に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見

一、去る二十一日、内閣を経由して経済産業大臣赤澤亮正君から、次の報告書を受領した。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(グリーンイノベーション基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(アイーブテック・スタートアップ支援基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(アイーブテック・スタートアップ支援基金事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和六年度特定公募型研究開発業務(バイオものづくり革命推進事業)に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度可燃性天然ガスに係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第二項において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和六年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見

(理事補欠選任)
一、去る五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
予算委員会
理事 今井 雅人君(理事山井和則君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 源馬謙太郎君(理事岡本あき子君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
理事 奥下 剛光君(理事三木圭恵君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 長友 慎治君(理事浅野哲君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
理事 勝俣 孝明君(理事山下貴司君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 笹川 博義君(理事井上信治君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 嶋山 二郎君(理事牧島かれん君去る十月三十日委員辞任につきその補欠)
懲罰委員会
理事 青柳陽一郎君(理事後藤祐一君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 吉川 元君(理事山井和則君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
理事 馬場 伸幸君(理事浦野靖人君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

理事 欠

一、去る十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

- 理事 鳩山 二郎君 (理事黄川田仁志君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 櫻井 周君 (理事今井雅人君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 森山 浩行君 (理事本庄知史君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 浦野 靖人君 (理事市村浩一郎君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 福田 玄君 (理事田中健君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 鈴木 馨祐君 (理事西銘恒三郎君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 長谷川淳二君 (理事國場幸之助君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 厚生労働委員会
- 理事 井上 信治君 (理事上野賢一郎君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 酒井なつみ君 (理事井坂信彦君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 鬼木 誠君 (理事長坂康正君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
 - 理事 勝目 康君 (理事古賀篤君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)

一、去る十八日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

環境委員会

- 理事 伊東 信久君 (理事梅村聡君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)
- 理事 大岡 敏孝君 (理事平口洋君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 勝保 孝明君 (理事石原宏高君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 篠原 孝君 (理事阿部知子君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 西田 薫君 (理事空本誠喜君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 西野 太亮君 (理事武村展英君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)
- 理事 杉村 慎治君 (理事松木けんこう君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)
- 理事 東 国幹君 (理事尾崎正直君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 大野敬太郎君 (理事木原稔君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 和田有一朗君 (理事美延映夫君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 本田 太郎君 (理事岩田和親君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 下野 幸助君 (理事屋良朝博君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)
- 理事 渡辺 周君 (理事升田世喜男君去る十月十四日理事辞任につきその補欠)

一、去る十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

財務金融委員会

- 理事 橋 慶一郎君 (理事あかま二郎君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 高松 智之君 (理事吉川元君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 鈴木 英敬君 (理事塩崎彰久君去る七月委員辞任につきその補欠)
- 理事 岡本あき子君 (理事おおつき紅葉君去る十月十八日理事辞任につきその補欠)
- 理事 岩谷 良平君 (理事黒田征樹君去る十月八日理事辞任につきその補欠)
- 理事 池下 卓君 (理事金村龍那君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 高見 康裕君 (理事中野英幸君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 武村 展英君 (理事津島淳君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 木原 誠二君 (理事小泉龍司君去る十月八日理事辞任につきその補欠)
- 理事 有田 芳生君 (理事黒岩宇洋君去る十月八日理事辞任につきその補欠)
- 理事 寺田 学君 (理事鎌田さゆり君去る十月八日理事辞任につきその補欠)
- 理事 和田有一朗君 (理事和田有一朗君去る十月十四日委員辞任につきその補欠)

一、去る十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文部科学委員会

- 理事 牧島かれん君 (理事小林鷹之君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 藤岡たかお君 (理事櫻井周君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 萩原 佳君 (理事斎藤アレックス君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 高村 正大君 (理事国光あやの君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 中西 健治君 (理事大野敬太郎君去る七月委員辞任につきその補欠)
- 理事 大串 博志君 (理事稲富修二君去る十月九日理事辞任につきその補欠)
- 理事 水沼 秀幸君 (理事長谷川嘉一君去る十月九日理事辞任につきその補欠)
- 理事 荒井 優君 (理事亀井亜紀子君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 西岡 義高君 (理事日野紗里亜君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事 岸 信千世君 (理事小林茂樹君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 深澤 陽一君 (理事今枝宗一郎君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)
- 理事 安藤じゅん子君 (理事坂本祐之輔君去る十月十九日理事辞任につきその補欠)

<p>理事 津村 啓介君(理事青山大人君去る十九日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 空本 誠喜君(理事齊木武志君去る九月二十二日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 土田 慎君(理事鬼木誠君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 大西 健介君(理事荒井優君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 鈴木 義弘君(理事岡野純子君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 小林 史明君(理事山下貴司君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 落合 貴之君(理事山岡達丸君去る十九日理事辞任につきその補欠)</p> <p>国土交通委員会</p> <p>理事 松田 功君(理事森山浩行君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 井上 英孝君(理事奥下剛光君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 鳩山紀一郎君(理事西岡秀子君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 田中 良生君(理事中谷真一君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 国定 勇人君(理事勝俣孝明君去る七日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 伊藤 俊輔君(理事神津たけし君去る十九日理事辞任につきその補欠)</p>	<p>理事 谷田川 元君(理事城井崇君去る十九日理事辞任につきその補欠)</p> <p>一、去る二十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。</p> <p>農林水産委員会</p> <p>理事 小山 展弘君(理事野間健君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 笹川 博義君(理事葉梨康弘君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 野中 厚君(理事鈴木貴子君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 平沼正二郎君(理事西田昭二君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 岡田 華子君(理事渡辺創君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 金子 恵美君(理事神谷裕君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>理事 許斐亮太郎君(理事長友慎治君去る二十日理事辞任につきその補欠)</p> <p>国家基本政策委員会</p> <p>理事 新藤 義孝君(理事小淵優子君去る六月十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 中司 宏君(理事岩谷良平君去る六月十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 鈴木 貴子君(理事丹羽秀樹君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 御法川信英君(理事平井卓也君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>理事 石川 香織君(理事手塚仁雄君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p>	<p>理事 吉川 元君(理事後藤祐一君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)</p> <p>(常任委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>外務委員</p> <p>辞任 塩崎 彰久君</p> <p>補欠 西銘恒三郎君</p> <p>予算委員</p> <p>辞任 神田 潤一君</p> <p>補欠 高見 康裕君</p> <p>塩崎 彰久君</p> <p>高見 康裕君</p> <p>平沢 勝栄君</p> <p>高木 啓君</p> <p>鈴木 英敬君</p> <p>塩崎 彰久君</p> <p>高木 啓君</p> <p>高見 康裕君</p> <p>神田 潤一君</p> <p>西銘恒三郎君</p> <p>古川 康君</p> <p>補欠 徳安 淳子君</p> <p>奥下 剛光君</p> <p>徳安 淳子君</p> <p>奥下 剛光君</p> <p>懲罰委員</p> <p>辞任 小沢 一郎君</p> <p>補欠 杉村 慎治君</p> <p>小沢 一郎君</p> <p>杉村 慎治君</p> <p>小沢 一郎君</p> <p>一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>内閣委員</p> <p>辞任 大岡 敏孝君</p> <p>補欠 棚橋 泰文君</p> <p>西野 太亮君</p> <p>古賀 篤君</p> <p>山際大志郎君</p> <p>井出 庸生君</p>	<p>総務委員</p> <p>辞任 石橋林太郎君</p> <p>補欠 神田 潤一君</p> <p>塩崎 彰久君</p> <p>勝目 康君</p> <p>高木 啓君</p> <p>宮路 拓馬君</p> <p>法務委員</p> <p>辞任 小寺 裕雄君</p> <p>補欠 宮路 拓馬君</p> <p>棚橋 泰文君</p> <p>伊藤 忠彦君</p> <p>財務金融委員</p> <p>辞任 東 国幹君</p> <p>補欠 神田 潤一君</p> <p>石田 真敏君</p> <p>藤丸 敏君</p> <p>伊藤 達也君</p> <p>坂井 学君</p> <p>大野敬太郎君</p> <p>安藤たかお君</p> <p>松本 剛明君</p> <p>井上 貴博君</p> <p>文部科学委員</p> <p>辞任 野中 厚君</p> <p>補欠 宮内 秀樹君</p> <p>野中 厚君</p> <p>石田 真敏君</p> <p>厚生労働委員</p> <p>辞任 あべ 俊子君</p> <p>補欠 田野瀬太道君</p> <p>井出 庸生君</p> <p>山際大志郎君</p> <p>土田 慎君</p> <p>加藤 鮎子君</p> <p>長谷川淳二君</p> <p>大岡 敏孝君</p> <p>農林水産委員</p> <p>辞任 根本 拓君</p> <p>補欠 江藤 拓君</p> <p>経済産業委員</p> <p>辞任 江藤 拓君</p> <p>補欠 牧島かれん君</p> <p>勝目 康君</p> <p>伊藤 達也君</p> <p>宮内 秀樹君</p> <p>萩生田光一君</p>
---	--	--	---

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長の報告

国土交通委員	鈴木 貴子君 神田 潤一君	梅村 聡君 高橋 英明君	安全保障委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
井上 貴博君 補欠	本田 太郎君 岩屋 毅君	齋藤アレックス君 萩原 佳君	中曽根康隆君 小池 正昭君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
勝俣 孝明君 深澤 陽一君	池田 真紀君 おおつき紅葉君	猪口 幸子君	吉田 真次君 大空 幸星君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
高見 康裕君 草間 剛君	中島 克仁君 道下 大樹君	一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大空 幸星君 吉田 真次君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
武部 新君 高木 啓君	決算行政監視委員 道下 大樹君	予算委員 福田 徹君	小池 正昭君 中曽根康隆君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
西田 昭二君 根本 拓君	補欠	補欠	池畑浩太郎君 和田有一朗君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
環境委員	補欠	補欠	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
辞任	補欠	補欠	源馬謙太郎君 落合 貴之君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
勝目 康君 小寺 裕雄君	井出 庸生君 西田 昭二君	福田 徹君 田中 健君	池畑浩太郎君 和田有一朗君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
古賀 篤君 松本 剛明君	加藤 鮎子君 小寺 裕雄君	山崎 満子君 山崎 正恭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
安全保障委員	中西 健治君 藤丸 敏君	田村 健君 福田 徹君	源馬謙太郎君 落合 貴之君	齋藤アレックス君 萩原 佳君
辞任	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
草間 剛君 補欠	予算委員	山崎 正恭君 沼崎 満子君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
予算委員	補欠	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
辞任	補欠	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
井出 庸生君 牧島かれん君	寺田 稔君 葉梨 康弘君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
岩屋 毅君 本田 太郎君	池田 真紀君 西村智奈美君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
神田 潤一君 鈴木 貴子君	おおつき紅葉君 馬淵 澄夫君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
塩崎 彰久君 高村 正太郎君	高橋 英明君 阿部祐美子君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
谷 公一君 田畑 裕明君	猪口 幸子君 宗野 創君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
池田 真紀君 本庄 知史君	高橋 英明君 阿部祐美子君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
おおつき紅葉君 安藤じゅん子君	徳安 淳子君 徳安 淳子君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
道下 大樹君 中島 克仁君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
田畑 裕明君 大岡 敏孝君	川原田英世君 丸尾 圭祐君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
牧島かれん君 大空 幸星君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
安藤じゅん子君 岡田 克也君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
本庄 知史君 市来 伴子君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
岡田 克也君 五十嵐えり君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
五十嵐えり君 竹内 千春君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
竹内 千春君 佐々木ナオミ君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
大岡 敏孝君 谷 公一君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
大空 幸星君 井出 庸生君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君
高村 正太郎君 塩崎 彰久君	丸尾 圭祐君 川原田英世君	田村 智子君 田村 貴昭君	予算委員	齋藤アレックス君 萩原 佳君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

補欠

金子 容三君 国定 勇人君

川崎ひとと君 神田 潤一君

平沼正二郎君 三反園 訓君

梅谷 守君 西川 将人君

小山 千帆君 丸尾 圭祐君

三反園 訓君 福原 淳嗣君

福原 淳嗣君 西野 太亮君

西野 太亮君 土田 慎君

神田 潤一君 川崎ひとと君

国定 勇人君 金子 容三君

土田 慎君 平沼正二郎君

西川 将人君 梅谷 守君

丸尾 圭祐君 小山 千帆君

法務委員

補欠

宮路 拓馬君 土田 慎君

土田 慎君 三反園 訓君

三反園 訓君 宮路 拓馬君

財務金融委員

補欠

江田 憲司君 佐々木ナオミ君

佐々木ナオミ君 江田 憲司君

厚生労働委員

補欠

加藤 鮎子君 大空 幸星君

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長の報告

田野瀬太道君 国定 勇人君
山際大志郎君 山本 大地君
小山 千帆君 高松 智之君
大空 幸星君 本田 太郎君
山本 大地君 五十嵐 清君
高松 智之君 阿部祐美子君
五十嵐 清君 野中 厚君
野中 厚君 深澤 陽一君
深澤 陽一君 小森 卓郎君
小森 卓郎君 神田 潤一君
神田 潤一君 土田 慎君
土田 慎君 関 芳弘君
関 芳弘君 高木 啓君
高木 啓君 田野瀬太道君
阿部祐美子君 山際大志郎君
阿部祐美子君 加藤 鮎子君
加藤 鮎子君 小山 千帆君

経済産業委員

補欠

西野 太亮君 神田 潤一君

萩生田光一君 大西 洋平君

大西 洋平君 萩生田光一君

神田 潤一君 西野 太亮君

国土交通委員

補欠

鳩山 二郎君 土田 慎君

土田 慎君 鳩山 二郎君

辞任

勝目 康君 東 国幹君

本田 太郎君 加藤 鮎子君

宮路 拓馬君 平沼正二郎君

辞任

白木 秀剛君 森ようすけ君

長友よしひろ君 岡田 悟君

西田 昭二君 金子 容三君

塩川 鉄也君 本村 伸子君

平林 晃君 庄子 賢一君

森ようすけ君 白木 秀剛君

本村 伸子君 金子 容三君

勝目 康君 東 国幹君

本田 太郎君 加藤 鮎子君

宮路 拓馬君 平沼正二郎君

辞任

松田 功君 松尾 明弘君

国家基本政策委員

補欠

麻生 太郎君 東 国幹君

鈴木 俊一君 石橋林太郎君

安住 淳君 池田 真紀君

東 国幹君 麻生 太郎君

石橋林太郎君 池田 真紀君

池田 真紀君 安住 淳君

辞任

金子 容三君 西田 昭二君

山口 壯君 高木 啓君

岡田 悟君 長友よしひろ君

川内 博史君 矢崎堅太郎君

森ようすけ君 白木 秀剛君

平林 晃君 庄子 賢一君

塩川 鉄也君 本村 伸子君

西田 昭二君 金子 容三君

長友よしひろ君 岡田 悟君

白木 秀剛君 森ようすけ君

本村 伸子君 金子 容三君

高木 啓君 川内 博史君

山口 壯君 塩川 鉄也君

本村 伸子君 金子 容三君

高木 啓君 川内 博史君

庄田 賢一君 平林 晃君

辞任

井出 庸生君 大空 幸星君

法務委員

補欠

井出 庸生君 大空 幸星君

高村 正大君 西野 太亮君

森 英介君 土田 慎君

黒岩 宇洋君 西川 厚志君

西野 太亮君 高村 正大君

大空 幸星君 井出 庸生君

土田 慎君 森 英介君

西川 厚志君 黒岩 宇洋君

辞任

土田 慎君 島田 智明君

長島 昭久君 平沼正二郎君

福原 淳嗣君 高見 康裕君

藤丸 敏君 後藤 茂之君

鈴木 庸介君 柴田 勝之君

矢崎堅太郎君 川内 博史君

梅村 聡君 池畑浩太郎君

中川 宏昌君 赤羽 一嘉君

島田 智明君 大空 幸星君

大空 幸星君 土田 慎君

川内 博史君 矢崎堅太郎君

池畑浩太郎君 梅村 聡君

高見 康裕君 福原 淳嗣君

平沼正二郎君 長島 昭久君

柴田 勝之君 鈴木 庸介君

赤羽 一嘉君 中川 宏昌君

財務金融委員

補欠

土田 慎君 島田 智明君

長島 昭久君 平沼正二郎君

福原 淳嗣君 高見 康裕君

藤丸 敏君 後藤 茂之君

鈴木 庸介君 柴田 勝之君

矢崎堅太郎君 川内 博史君

梅村 聡君 池畑浩太郎君

中川 宏昌君 赤羽 一嘉君

島田 智明君 大空 幸星君

大空 幸星君 土田 慎君

川内 博史君 矢崎堅太郎君

池畑浩太郎君 梅村 聡君

高見 康裕君 福原 淳嗣君

平沼正二郎君 長島 昭久君

柴田 勝之君 鈴木 庸介君

赤羽 一嘉君 中川 宏昌君

辞任

辻 英之君 岡田 華子君

岡田 華子君 辻 英之君

文部科学委員

補欠

辻 英之君 岡田 華子君

岡田 華子君 辻 英之君

厚生労働委員

辞任

加藤 鮎子君
草間 剛君
塩崎 彰久君
田野瀬太道君
山際大志郎君
石川 香織君
小山 千帆君
中野 英幸君
丹羽 秀樹君
井出 庸生君
大空 幸星君
国定 勇人君
坂本竜太郎君
鈴木 貴子君
星野 剛士君
高松 智之君
波多野 翼君

補欠

丹羽 秀樹君
星野 剛士君
坂本竜太郎君
大空 幸星君
中野 英幸君
波多野 翼君
高松 智之君
井出 庸生君
国定 勇人君
鈴木 貴子君
田野瀬太道君
加藤 鮎子君
塩崎 彰久君
山際大志郎君
草間 剛君
小山 千帆君
石川 香織君

経済産業委員

辞任

鈴木 英敬君
谷田川 元君
藤巻 健太君
大空 幸星君
塩崎 彰久君
向山 淳君
波多野 翼君
黒田 征樹君

補欠

大空 幸星君
波多野 翼君
黒田 征樹君
塩崎 彰久君
向山 淳君
鈴木 英敬君
谷田川 元君
藤巻 健太君

国土交通委員

辞任

野中 厚君
深澤 陽一君
城井 崇君

補欠

穂坂 泰君
本田 太郎君
山田 勝彦君

赤羽 一嘉君

中川 宏昌君

穂坂 泰君
本田 太郎君
中曽根康隆君
坂本竜太郎君
西田 昭二君
山田 勝彦君
西園 勝秀君
吉田 宣弘君

西園 勝秀君

吉田 宣弘君

坂本竜太郎君

中曽根康隆君

西田 昭二君

野中 厚君

深澤 陽一君

城井 崇君

赤羽 一嘉君

中川 宏昌君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

鬼木 誠君
坂井 学君
高木 啓君

補欠

勝俣 孝明君
野中 厚君
深澤 陽一君

政治改革に関する特別委員

辞任

小寺 裕雄君
鈴木 馨祐君
高木 啓君
鳩山 二郎君

補欠

石橋林太郎君
五十嵐 清君
根本 拓君
国定 勇人君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

田野瀬太道君
深澤 陽一君
宮内 秀樹君

補欠

鳩山 二郎君
穂坂 泰君
武部 新君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

星野 剛士君

補欠

中曽根康隆君

消費者問題に関する特別委員

辞任

勝俣 孝明君
小寺 裕雄君
塩崎 彰久君

補欠

宮路 拓馬君
草間 剛君
大空 幸星君

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員

辞任

橘 慶一郎君

補欠

山本 大地君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

谷 公一君

補欠

深澤 陽一君

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員

辞任

小熊 慎司君

補欠

坂本祐之輔君

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員

辞任

坂本祐之輔君

補欠

小熊 慎司君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

市村浩一郎君

補欠

奥下 剛光君

一、去る二十日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事

葉梨 康弘君(幹事山下貴司君去る七日委員辞任につきその補欠)

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

山下 貴司君

補欠

田野瀬太道君

一、去る二十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

井出 庸生君
山岸 一生君
塩崎 彰久君
五十嵐 清君
枝野 幸男君

補欠

塩崎 彰久君
枝野 幸男君
五十嵐 清君
井出 庸生君
山岸 一生君

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

ストーリー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
令和六年度政府関係機関決算書
令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出)

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 内閣委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

(議案送付) 国土交通委員会 付託

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出)

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的
予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和七年十一月五日

予算委員長 枝野 幸男
衆議院議長 額賀福志郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
内閣の重要政策に関する事項

二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する事項

三、栄典及び公式制度に関する事項

四、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

五、国民生活の安定及び向上に関する事項

六、警察に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和七年十一月十四日
内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和七年十一月十四日
厚生労働委員長 大串 正樹
衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、環境の基本施策に関する事項

二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する事項

三、循環型社会の形成に関する事項

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項

六、原子力の規制に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和七年十一月十四日
環境委員長 泉 健太
衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国の安全保障に関する事項

二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

令和七年十一月十四日
安全保障委員長 前原 誠司
衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項

二、地方自治及び地方税財政に関する事項

三、情報通信及び電波に関する事項
 四、郵政事業に関する事項
 五、消防に関する事項
 二、調査の目的
 右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十八日
 衆議院議長 額賀福志郎殿
 総務委員長 佐藤 英道
 衆議院議長 額賀福志郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。
 国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、財政に関する事項
 二、税制に関する事項
 三、関税に関する事項
 四、外国為替に関する事項
 五、国有財産に関する事項
 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
 七、印刷事業に関する事項
 八、造幣事業に関する事項
 九、金融に関する事項
 十、証券取引に関する事項
 二、調査の目的
 右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十九日
 財務金融委員長 阿久津幸彦
 衆議院議長 額賀福志郎殿

四、科学技術及び学術の振興に関する事項
 五、科学技術の研究開発に関する事項
 六、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する事項
 二、調査の目的
 右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十九日
 衆議院議長 額賀福志郎殿
 文部科学委員長 斎藤 洋明
 衆議院議長 額賀福志郎殿

四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十九日
 衆議院議長 額賀福志郎殿
 経済産業委員長 工藤 彰三
 衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
 六、北海道開発に関する事項
 七、気象及び海上保安に関する事項
 二、調査の目的
 国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十九日
 衆議院議長 額賀福志郎殿
 国土交通委員長 富樫 博之
 衆議院議長 額賀福志郎殿

一、調査する事項
 一、裁判所の司法行政に関する事項
 二、法務行政及び検察行政に関する事項
 三、国内治安に関する事項
 四、人権擁護に関する事項
 二、調査の目的
 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 四、調査の期間
 本会期中
 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。
 令和七年十一月十八日
 衆議院議長 額賀福志郎殿
 法務委員長 階 猛

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、文部科学行政の基本施策に関する事項
 二、生涯学習に関する事項
 三、学校教育に関する事項

国政調査承認要求書
 一、調査する事項
 一、経済産業の基本施策に関する事項
 二、資源エネルギーに関する事項
 三、特許に関する事項
 四、中小企業に関する事項
 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
 六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項
 二、調査の目的
 経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
 三、調査の方法
 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、農林水産関係の基本施策に関する事項
- 二、食料の安定供給に関する事項
- 三、農林水産業の発展に関する事項
- 四、農林漁業者の福祉に関する事項
- 五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

令和七年十一月二十日

農林水産委員長 藤井比早之
衆議院議長 額賀福志郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、調査の目的
 - 二、調査の方法
 - 三、調査の期間
 - 四、調査の期間
- 本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

令和七年十一月二十日

国家基本政策委員長 小川 淳也
衆議院議長 額賀福志郎殿

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

病院と診療所の支援等に関する質問主意書(山井和則君提出)
持続可能な保護司制度の確立に関する質問主意書(藤原規眞君提出)
公益通報者保護法に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)
〔次世代の動力〕の自衛隊潜水艦への活用に関する質問主意書(宮川伸君提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書(大西健介君提出)
部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書(八幡愛君提出)
原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問主意書(島田洋一君提出)
パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書(八幡愛君提出)

土壌医の位置付けに関する質問主意書(八幡愛君提出)
君提出)
A V新法に必要な見直しの着手に関する質問主意書(八幡愛君提出)
一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書(長友よしひる君提出)

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書(長友よしひる君提出)
出)

アフリカのマルミソウの象牙取引に関する質問主意書(上村英明君提出)
持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書(三角創太君提出)
一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問主意書(三角創太君提出)
夜行列車の振興に関する質問主意書(八幡愛君提出)
出)

創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問主意書(八幡愛君提出)
A Iを自然言語で律することの限界に関する質問主意書(八幡愛君提出)
一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)
医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(P P I)に関する質問主意書(阿部祐美子君提出)
出)

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書(水沼秀幸君提出)
一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の大使館総領事による我が国への脅迫とペルソナノングラータ通告に関する質問主意書(松原仁君提出)
中国当局による学問の自由の侵害に関する質問主意書(松原仁君提出)

アフリカ開発会議(T I C A D)における「ホムタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問主意書(松原仁君提出)
出)

カウンタートインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問主意書(松原仁君提出)
がん精密検査受診率向上に関する質問主意書(長友よしひる君提出)
身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問主意書(長友よしひる君提出)
出)

歯科健診の義務化に関する質問主意書(長友よしひる君提出)
同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問主意書(尾辻かな子君提出)
一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問主意書(藤原規眞君提出)
存立危機事態に関する質問主意書(斉藤鉄夫君提出)
出)

非核三原則に関する質問主意書(斉藤鉄夫君提出)
「責任ある積極財政」に関する質問主意書(松尾明弘君提出)
一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

S O R A 2 と著作権法第三十条の四に関する再質問主意書(八幡愛君提出)
文化庁が「クリエイターや権利団体はA I技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する再質問主意書(八幡愛君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食料品の消費税ゼロ化に係る「POSレジシステム改修」を巡る説明の真偽に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

不登校児童生徒支援に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

教員による盗撮・わいせつ事件の多発に伴う学校安全対策に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問主意書(長友よしひろ君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日米政府の戦略的投資イニシアティブにおけるキャッシュフロー分配に関する質問主意書(大石あきこ君提出)

公益通報者保護法に関する再質問主意書(緒方林太郎君提出)

日本国との平和条約第十一条に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

太陽光発電と建築基準法に関する質問主意書(島田洋一君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

スルガ銀行及びSBIアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問主意書(上村英明君提出)

戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出SORA2と著作権法第三十条の四に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出AI導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出株式会社オトルツへの政府支出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出歴史認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出連立政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員榊原万里君提出外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員榊原万里君提出外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問に対する答弁書

令和七年十月二十四日提出
質問 第一八八号

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書

提出者 尾辻かな子

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問主意書

性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が尊厳をもって生きられる社会の実現が重要である。

現在、同性婚を認めない現行民法及び戸籍法の規定が憲法十三条、十四条、二十四条等に違反するとの司法判断が相次いでおり、最高裁判所においても違憲性が争われている。仮に最高裁が違憲判決を下した場合、法務省は速やかに民法等の改正を検討・実施する責務を負う。

過去にも、民法の規定に対して違憲判決が出された事例が存在する。たとえば、民法七百三十三条(女性の再婚禁止期間)について、最高裁は平成二十七年十二月十六日に「百日を超える部分は違憲」と判断し、その後、約半年後の平成二十八年六月一日に改正民法が成立している。

また、旧優生保護法に基づく強制不妊手術に関する訴訟では、民法七百二十四条後段の「二十年除斥期間」の適用が憲法十七条に違反するとの主張が争われた事例もある。

これまで様々な国会議員から政府には国会の審議の場や質問主意書で本件についての政府の今後の対応について問われていると認識しているが、政府からは、まだ訴訟が地方裁判所で争われている段階であり、国民的議論の進展を見守る趣旨の回答があるのみである。最高裁判所において訴訟が上っている現在、そのような受け身の回答ではなく、来るべき最高裁判所の判決に備えて、より具体的な対応を法務省としても検討している段階と認識している。

これらの事例を踏まえ、法務省が違憲判決後にどのような検討・審議期間を経て法改正を行った

のか、また今後同性婚に関する違憲判決が出た場合にどのようなタイムスケジュールで対応を取るのかを明確にする必要がある。

性的少数者の権利保障は、抽象的な理念ではなく、現実には生きる人々の人生に直結する問題である。法務省には、当事者の声を真摯に受け止め、具体的かつ迅速な対応を求めたい。

次の事項について質問する。

一 過去二十五年間において、民法の規定に対して違憲判決が出された事例(例…民法七百三十三条、民法七百二十四条後段等)について、法務省が判決後に改正案を国会に提出するまでに要した検討・審議期間をそれぞれ具体的に示されたい。

二 右記の事例において、法務省が判決を受けて実施した検討会議、審議会、関係省庁との協議等のプロセスについて、開催日、回数、参加者、議事概要を含めて、可能な限り詳細に示されたい。

三 現在係属中の同性婚に関する違憲訴訟において、最高裁判所が違憲判決を出した場合、法務省は民法等の改正に向けて具体的にどのような検討を行っていくのか、政府の考えを示されたい。検討開始時期、関係機関との調整、改正案の策定スケジュールを含めて明示されたい。

四 右記の検討において、「適宜検討していく」「関係機関と調整しながら対応する」等の抽象的・曖昧な答弁ではなく、具体的な期限、実施予定、責任部署を明記した回答を求める。法務省として、違憲判決後に迅速かつ具体的な法改正を行う責任があるとの認識があるか、政府の見解を示されたい。少なくとも質問一で問うた過去二十五年間の民法の規定にかかる違憲判決が出された事例と同程度のスケジュールで対応するのかを明確に示されたい。

本質問は、憲法に基づく婚姻の自由と法の下の平等を保障する観点から、違憲判決後の迅速かつ的確な法整備を促すためのものである。抽象的な答弁ではなく、具体的かつ時期を明示した誠実な回答を求める。したがって、本質問主意書への答弁について「最高裁の判決を踏まえて適切に対応してまいりたい」等の抽象的な回答であった場合は、再度質問主意書を提出することを申し添える。

右質問する。

内閣衆質二一九第一八号

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「民法の規定に対して違憲判決が出された事例(例：民法七百三十三条、民法七百二十四条後段等)及び「審議期間」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年九月四日最高裁判所大法廷決定(以下「平成二十五年最高裁判」という。)において、民法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十四号)による改正前の民法(明治二十

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長長の報告

九年法律第八十九号)第九百条第四号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分について、「憲法十四条一項に違反していた」と判示され、また、平成二十七年十二月十六日最高裁判所大法廷判決(以下「平成二十七年最高裁判」という。)において、民法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十一号)による改正前の民法第七百三十三条第一項の規定のうち女性について百日を超えて再婚禁止期間を設ける部分について、「憲法十四条一項に違反する」とともに、憲法二十四条二項にも違反するに至っていた」と判示されたところ、平成二十五年最高裁判決定を受け、平成二十五年十一月十二日に、嫡出でない子と嫡出である子の相続分を同等とすることを内容とする民法の一部を改正する法律案を第百八十五回国会に提出し、また、平成二十七年最高裁判決を受け、平成二十八年三月八日に、女性の再婚禁止期間を六箇月から百日に短縮すること等を内容とする民法の一部を改正する法律案を第百九十回国会に提出した。

二について

お尋ねの「法務省が判決を受けて実施した検討会議、審議会、関係省庁との協議等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、平成二十五年最高裁判決定及び平成二十七年最高裁判決の後に、一について述べた民法の各改正について、法制審議会への諮問はされていない。三及び四について お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

令和七年十月二十四日提出
質問 第一一九号

SORA2と著作権法第三十条の四に関する
質問主意書

提出者 八幡 愛

SORA2と著作権法第三十条の四に関する
質問主意書

近年、動画生成AI「SORA2」の登場により、既存のアニメーションや映像作品に酷似した表現が容易に生成されるようになってきている。こうした技術の出現は、著作権法第三十条の四が平成三十年改正により導入された時点で、ある程度予見可能であったと考える。

同条は、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としな利用」であれば、「情報解析」を行うための複製その他の利用を権利者の許諾なく行うことを認めるものである。すなわち、AIによる機械学習やディープラーニング等を想定した規定であり、その運用に際しては、著作物の学習利用と、生成物による権利侵害の可能性との境界を精緻に整理することが不可欠であったと考える。

さらに、令和七年に施行されたいわゆるAI法第三条第四項においては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穩及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない」とされており、AI法第十六条においては、「国は、国内外の人工知能関連技術

の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。したがって、政府はSORA2のような技術的展開を予見しつつ、制度的に適切な監視と対応を準備する責務を有していたと考える。

SORA2の発表以降、政府関係者からも問題意識を示す発言が相次いでいる。当時の平将明デジタル大臣は、令和七年十月七日の記者会見において「政府としても、私自身としても問題意識を持つている。OpenAI社には日本のルールに合うよう調整してもらう必要がある旨を述べ、また「オプトイン方式をとるよう要請する」旨も明らかにしている。さらに、当時の城内実内閣府特命担当大臣は、同月十日の記者会見においてSORA2について「既存の作品に酷似した作品が生成されることなどに対して、知的財産権の侵害であるとの懸念の声があることは承知しており、我が国が世界に誇るかけがえのない宝であります。政府としても、御懸念の声に配慮しつつ、適切に対応してまいりたいと思います。私、知的財産戦略、クールジャパン戦略担当大臣ですので、この点については適切に対応していく考えです。現在の政府の対応についてでありますけれども、政府としては、OpenAI社に対し、著作権侵害となるような行為を行わないよう要請したところであり、今後の政府の対応につきまして

は、今後とも、政府といたしましては、AIを活用する事業者の状況も踏まえ、知的財産権に対する御懸念の声にも配慮しつつ、適切に対応してまいる考えであります。」と発言している。

を維持してきたのか。その理由及び責任の所在を明らかにされたい。

ではないが、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十条の四を立案する段階において想定されていた人工知能関連技術(人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和七年法律第五十三号)第二条に規定する人工知能関連技術をいう。以下同じ。)については、令和五年三月二十九日の参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会において、政府参考人が「平成三十年の著作権法改正におきましては、・・・第三十条の四におきまして、情報解析の用に供する場合など、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、その必要と認められる限度において方法を問わず著作物を利用することが可能であるというふうな規定をされました。この改正は、・・・文化審議会著作権分科会におきまして平成二十七年から平成二十八年度にかけて行われました検討及びその報告書において示された方向性を踏まえたものでございます。著作権分科会での当該検討に係る報告書におきましては、柔軟な権利制限規定に関する著作物利用のニーズとしまして、大量の情報の収集、蓄積、解析等々、これにより生まれた著作物を含み得る新たな知識、情報の出力を伴ういわゆるサイバーフィジカルシステムが挙げられておりますこと。また、先ほど申し上げました知的財産推進計画二〇一六におきましてはAIによつて自律的に生成される創作物といったものがその検討対象とされてきたことなどから、審議会における議論の段階で想定されていたAIとしては、従来からAIの用途として挙げられておりました画像認識等の用途に用いられるAIのほか、生成系AIなどが想定されていたというふうな考えられます。」と答弁したとおりで

にもかわらず、同月二十四日に行われた高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説においては、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国を目指す」として、データ連携等を通じ、AIをはじめとする新しいデジタル技術の研究開発及び産業化を加速させます。」との発信がなされた一方で、著作権を守る、あるいは原作者の権利を尊重するという言葉は一切含まれなかった。政府内でAI政策を推進するにあたり、知的財産権の尊重が国家方針として同時に明示されなかったことは極めて重大であり、コンテンツ産業を基幹産業のひとつと位置付ける政府の政策一貫性に疑義を生じさせるものであると考える。

六 城内内閣府特命担当大臣の記者会見で触れられたSORA2に対する問合せは、日本のAI法第三条及び第十六条に基づいて行われたものと理解してよいか。仮にそれ以外の法的根拠に基づく場合は、その条文及び手続根拠を具体的に示されたい。

ある。

日本の基幹産業であるコンテンツ産業を守るため、以下、政府に質問する。

二 著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計について、政府はどのような検討を行ってきたのか、可能な限り具体的に示されたい。

二 著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計について、政府はどのような検討を行ってきたのか、可能な限り具体的に示されたい。

三 なぜ著作権法第三十条の四に関し、技術進展に応じた見直しを行わず、今日まで現行の運用

三 著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計について、政府はどのような検討を行ってきたのか、可能な限り具体的に示されたい。

三 著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計について、政府はどのような検討を行ってきたのか、可能な限り具体的に示されたい。

お尋ねの「著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣に設置された「統合イノベーション戦略推進会議」が開催する「AI戦略会議」及びその下に設置された「AI制度研究会」が令和七年二月四日に取りまとめた「中間とりまとめ」では、「イノベーション促進とリスクへの対応の両立を確保するため、法令とガイドライン等のソフトウェアを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定的に対応していくべきである。」と示されたところであり、第二百十七回国会で成立した人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律は、この考え方に立つて立案したものである。

三 著作権者の利益を保護しつつ生成AIの発展を阻害しないための制度設計について、政府はどのような検討を行ってきたのか、可能な限り具体的に示されたい。

の利用であっても、いわゆる著作権法第三十条の四の要件を満たさず、権利者から許諾を得ることが必要な場合があり得ることなどをお示ししております。文化庁におきましては、この考案方につきまして、セミナーなどを通じて周知啓発を行うとともに、文化庁において設けられております相談窓口等を通じて著作権侵害に対する具体的な事例の集積を行っているところでございます。こうした周知啓発や事例の集積、そしてAIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況などの進展等を踏まえながら、必要に応じた検討を続けてまいりたいと存じます。」と答弁したとおりである。

四について
お尋ねの「政府の制度上の予見義務又は監督義務」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「デジタル大臣が言及した「オプトイン方式」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いわゆる「オプトイン」は、権利者の事前の許諾を意味する言葉として用いられているものと認識している。

六について
お尋ねの「SORA2に対する問合せ」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、内閣府では、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条に規定する所掌事務に基づき、人工知能関連技術を活用する事業者の状況を踏まえ、知的財産権に対する懸念の声に配慮しつつ適切に対応しているところである。

令和七年十月二十四日提出
質問 第二〇号

AI導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

AI導入による実質的生産性低下の懸念に関する質問主意書

近年、生成AIや大規模言語モデルを中心とした人工知能技術の社会実装が急速に進む中で、政府・自治体・民間企業を問わず、AI導入が生産性向上の切り札として喧伝されている。しかしながら、その経済的成果や投資効果については必ずしも明らかでない。

米国では二〇二五年八月、マサチューセッツ工科大学(MIT)メディアラボの調査報告「The GenAI Divide」において、AIを導入した企業のうち九十五%が六か月以内に投資回収を達成できていないとの分析が示された。報告書は、AI導入が短期的には利益創出に結びつきにくく、運用・人材育成を伴わない導入ではROI(投資利益率)が極めて低いと指摘している。また、スタンフォード大学の「AI Index 2025」によれば、企業の七十八%が何らかの形でAIを業務に利用しているが、収益増加を実感した企業は四十七%にとどまり、その増収幅も五%未満が多数派とされるなど、投資と成果の乖離が明確に示されている。

比べてタスク処理件数が十二%増加し、作業時間が二十五%短縮、成果品質も四十%向上するという顕著な効果が確認された。しかし同研究は同時に、AIを過信すると誤答率が上昇する傾向も報告しており、AIを補助的に使うリテラシー教育の重要性を強調している。

さらに、生成AIがもたらす「見かけ倒しの成果物」の問題も国際的に指摘されている。ハーバード大学とスタンフォード大学の研究者らは、従業員がAIを用いて一見完成度は高いが中身を欠く成果物を大量に生み出す現象を分析し、これが企業全体の実質的な生産性を低下させている可能性を指摘し、形式的な資料作成の増加が意思決定を形骸化させ、「AI導入そのものが目的化している」と警鐘を鳴らしている。

こうした懸念は、実務の現場においても現実化している。たとえば、オーストラリアでは二〇二五年、監査大手デロイト社がAI生成文書を含む政府報告書を提出し、架空の参考文献や誤情報を多数含んでいたことが発覚して契約金を返還する事態に至った。また米国では、ChatGPTを用いて作成した訴状に存在しない判例を引用した弁護士が裁判所から制裁を受け、韓国ではサムスン電子の社員がChatGPTに機密ソースコードを入力して情報漏洩を招くなど、生成AIの誤用による被害が相次いでいる。

我が国においても、官民を問わず、AI導入が本質的な効率化よりも形式的な導入実績や補助金獲得を目的としたものとなっている懸念がある。よって、政府はこの現状をどのように把握し、どのような改善策を講じているのかを明らかにするため、以下質問する。

一 政府は、我が国においてAIを導入した企業や自治体のうち、投資回収または業務効率化が

実際に達成された事例の割合を把握しているか。また、把握している場合は、その統計的根拠及び年度別推移を示されたい。

二 政府が支援するAI導入補助金・実証事業のうち、導入後に実質的な効果検証(生産性向上率、コスト削減率、職員作業時間短縮率等)を行ったものの件数及び結果を可能な限り明らかにされたい。

三 行政機関や自治体において、AIを用いて生成された文書・報告書等が、一次情報の裏付けを欠いたまま意思決定資料として用いられた事例の有無を政府は把握しているか。ある場合は、再発防止策をあわせて示されたい。

四 企業・自治体におけるAI人材育成研修の多くが操作説明等に偏重し、統計的理解や倫理的判断、業務設計の能力育成に至っていないとの指摘がある。政府はこの点をどのように評価し、実効性のある研修体系をどのように構築する方針か。政府の見解を示されたい。

五 AIの導入により、文書作成や資料作成のスピードは向上したが、内容確認や再修正に時間を要し、全体として生産性が低下しているとの指摘がある。政府はこの「生産性のパラドックス」についてどのように分析しているか。また、政策立案においても同様の傾向が生じていないかを検証しているか。

六 AI導入が、見かけ上の成果や報告書の充実に演化する一方で、職員・従業員の判断力低下や検証力の喪失をもたらすおそれがあるとの懸念について、政府はどのような認識を有しているか。

右質問する。

内閣衆質二一九第二〇号
令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出 AI 導入による実質的
生産性低下の懸念に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出 AI 導入による実
質的生産性低下の懸念に関する質問に対す
る答弁書

一 について

お尋ねの「投資回収または業務効率化が實際
に達成された事例の割合」の意味するところが
明らかではないため、お答えすることは困難で
ある。

二 について

お尋ねの「政府が支援する AI 導入補助金・
実証事業の意味するところが明らかではない
ため、お答えすることは困難である。

三 について

お尋ねの「行政機関や自治体において、AI
を用いて生成された文書・報告書等が、一次情
報の裏付けを欠いたまま意思決定資料として用
いられた」の意味するところが必ずしも明らか
ではないが、政府としては、「行政の進化と革
新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイ
ドライン」(令和七年五月二十七日デジタル社会
推進会議幹事会決定。以下「ガイドライン」とい
う。)において、「AI 統括責任者(CAIO)」
は、「生成 AI が事実と異なる情報を出力し(ハ
ルシネーション)、利用者がその情報を利用し
たことによって利用者もしくは第三者に不利益
を与えた」等の「生成 AI システム特有のリスク

ケースの発生時及び対応後に先進的 AI 利活用
アドバイザリーボード(事務局)に報告する」こ
ととされているところ、これまでその旨の報告
は行われていない。また、地方公共団体につ
いては、ガイドラインにおける「生成 AI システ
ム特有のリスクケース」について、政府として
把握する立場にないため、把握していない。
四 について

お尋ねの「企業・自治体における AI 人材育
成研修の多くが操作説明等に偏重し」及び「実効
性のある研修体系」の意味するところが必ずし
も明らかではないが、「統計的理解や倫理的判
断、業務設計の能力育成」を進めることは重要
であると考えており、例えば、経済産業省では
「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」にお
いて人工知能に係る技術等を習得するための教
育訓練講座を認定している。
五 について

お尋ねの「生産性のパラドックス」について
どのように分析しているか」の意味するところ
が必ずしも明らかではないが、ガイドラインに
おいて、「生成 AI の政府での利活用は、「様々
な事務作業や事務手続の効率化・高度化を実現
し、働き方改革や国民サービスの向上等行政の
進化と革新を飛躍的に進める可能性がある」と
されている一方で、「業務に生成 AI を利活用
することで行政上の判断の根拠等が不明瞭また
は追跡不可能となり、行政過程について国民等
への説明責任が果たせないリスク」等があるこ
とも留意した上で、生成 AI の利活用とリス
ク管理を表裏一体で進めることが必要である」
とされているところである。

また、お尋ねの「政策立案においても同様の
傾向が生じていないかを検証」の意味するこ

ろが必ずしも明らかではないが、例えば、令和
七年八月二十九日の記者会見において、平国務
大臣(当時)が「デジタル庁では、本年五月以
降、「ガバメント AI」に係る取組の一部とし
て、庁内全職員が利用できる生成 AI 利用環
境、・・・プロジェクト名「源内」を内製開発で
構築し、国会答弁検索 AI や法制度調査支援 AI
など、行政実務を支援する複数の生成 AI ア
プリケーションを提供することで、行政の現場
での利用状況や課題を把握するための検証を進
めてまいりました。」と述べているところであ
る。
六 について

お尋ねの「懸念」があることは承知している
ところ、ガイドラインにおいて、「業務に生成 AI
を利活用することで行政上の判断の根拠等が
不明瞭または追跡不可能となり、行政過程につ
いて国民等への説明責任が果たせないリスク」
等があることにも留意した上で、生成 AI の
利活用とリスク管理を表裏一体で進めることが
必要である」とされているところである。

令和七年十月二十四日提出
質問 第二二一 号

株式会社オルツへの政府支出に関する質問主
意書

提出者 八幡 愛

株式会社オルツへの政府支出に関する質問
主意書

報道によれば、AI 技術を開発・提供する株式
会社オルツ(以下「オルツ社」という。)において、
会計処理等に関する不正の疑いが指摘され、元代
表取締役社長らが逮捕されたことが明らかとなっ

ている。また、同社の元幹部が内部告発を行い、
売上の過大計上や循環取引等に関する具体的証言
を提出した旨も報じられている。さらに、オルツ
社において、過去の決算で計上された売上高の最
大九割が過大計上であったとも指摘されている。
これらの報道を総合すれば、同社の財務状況に
おいて政府や公的機関からの契約・支出が占める
割合は相当程度に上る可能性が高く、政府による
AI 関連企業への支援決定の判断過程そのものの
制度的な瑕疵について検討するべきであると考え
る。

もつとも、刑事手続が進行中である以上、推定
無罪の原則を尊重することは当然である。した
がつて、本質問主意書は、政府がオルツ社又はそ
の関連会社に対して行った、もしくは関与したと
される公的支出の全体像を確認し、国民への説明
責任を果たすために提出するものである。
以上を踏まえ、政府に質問する。

一 政府による支出・補助・採択・委託等の全体
像について

1 政府又はその所管法人・独立行政法人等
が、オルツ社又はその関連会社に対して、研
究開発支援、補助金、助成金、委託契約、採
択事業、実証実験、あるいはその他の公的支
出を行った事例があれば、その制度名、所管
官庁、支出の目的、審査基準、実施時期、金
額及び支出根拠などを可能な限り示されたい。
2 前記支出に関し、政府として現時点で不適
切な経理処理・契約上の問題を把握してい
るか。
二 政府機関における「AIGIROKU」
導入の実態について
1 オルツ社の提供する「AIGIROK

U」が、中央省庁、独立行政法人又は地方公共団体において導入されているか。導入済み
の各機関の名称、導入年度、契約形態(随意
契約・入札等)、契約金額をそれぞれ可能な
限り示されたい。

2 導入の目的及び運用範囲(庁内会議・審議
会・政策形成会議・委託会議等)を具体的に
説明されたい。

3 「A I G I J I R O K U」を導入した経緯
において、他社製品との比較検討を行った
か。行っていない場合、その理由を示され
たい。

4 導入後に、技術的なトラブルが報告され
た事例があるか。

5 政府として、「A I G I J I R O K U」の
導入を通じて得られた効果やコスト削減効果
などを検証しているか。検証しているなら
ば、その検証結果を公表する意思があるか。

三 生成A I 開発支援事業による支援・補助との
関係について

1 オルツ社が経済産業省及び国立研究開発法
人新エネルギー・産業技術総合開発機構(N
E D O)の実施する生成A I 開発支援事業(G
E N I A C)等に採択された経緯及び支援内
容をそれぞれ可能な限り示されたい。

2 同事業における支援金額又は提供リソース
(計算資源等)の詳細、及びその成果報告書の
提出状況を可能な限り明らかにされたい。

四 支出に対する監査・審査体制の適正性につ
いて

1 A I 関連事業を含む公的支出の審査にお
いて、政府は企業の会計の健全性・内部統制・
ガバナンスをどのように確認しているか。

2 今般のオルツ社に関する逮捕・内部告発を
令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

踏まえ、支出決定前後の監査プロセスに不備
がなかったか、点検を行う考えがあるか。

3 今後、A I 分野のベンチャー企業への公的
支出にあたり、外部監査・再発防止措置等を
制度的に強化する必要はないか、政府の見解
を示されたい。

五 政府主催会合・広報活動等におけるオルツ社
の出席状況について

1 オルツ社又は同社関係者が、政府主催又は
共催の会議、シンポジウム、説明会、ヒアリ
ング等において発表・登壇・説明を行った事
例があるか。ある場合は、開催年月日、会議
名、主催機関、出席者及び発表内容を可能な
限り明示されたい。

2 こうした機会が企業の宣伝や政策的影響力
の獲得に利用されないよう、政府としてガイ
ドラインを設けているか。

六 過去十年間における政務三役とオルツ社関係
者との公務上の接触について

過去十年間において、現職及び当時在任して
いた歴代の大臣、副大臣及び大臣政務官が、公
務としてオルツ社又は同社関係者と面会、意見
交換、行事参加、会議出席等を行った事実があ
るか。ある場合には、その年月日、会合名、出
席者及び目的を可能な限り示されたい。

右質問する。

内閣実質二一九第二一
号
令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出株式会社オルツへの政
府支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出株式会社オルツへ
の政府支出に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「政府又はその所管法人・独立行政
法人等」、「オルツ社又はその関連会社」及び「そ
の他の公的支出」の具体的に指し示す範囲が明
らかではなく、また、「その制度名」、「審査基
準」及び「支出根拠」の意味するところが必ずし
も明らかではないため、網羅的にお答えするこ
とは困難であるが、お尋ねの事例の①「支出の
目的」、②「実施時期」及び③「金額」をお示し
ると、それぞれ次のとおりである。

内閣官房
①大臣記者会見等の記録の作成 ②令和六年
四月一日から令和七年三月三十一日まで ③十
一万七千七百七十円
内閣府
①大臣記者会見等の記録の作成 ②令和六年
四月一日から令和七年三月三十一日まで ③五
百七十三万三千九百十五円
①会議等の議事録の作成 ②令和三年九月一
日から令和四年三月三十一日まで ③二十一万
三千九百九十六円
①会議等の議事録の作成 ②令和四年四月一
日から令和五年三月三十一日まで ③三十五万
七千六百円
①会議等の議事録の作成 ②令和五年四月一
日から令和六年三月三十一日まで ③三十五万
七千六百円
独立行政法人国立病院機構
①会議の議事録の作成 ②令和五年六月一日
から令和六年三月三十一日まで ③八十三万百
三十四円

①会議の議事録の作成 ②令和六年四月一日
から令和七年三月三十一日まで ③八十三万千
五百三十三円
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
①会議の議事録の作成 ②令和六年十二月十
七日から同月二十二日まで ③一万四千四百五
十四円

①会議の議事録の作成 ②令和六年十二月五
日から同月二十四日まで ③十三万三千三百七
円
①会議の議事録の作成 ②令和六年十二月十
二日から令和七年一月六日まで ③五万七千百
三十三円

①会議の議事録の作成 ②令和六年十二月十
二日から令和七年一月八日まで ③十二万二千
三百六十四円
国立研究開発法人産業技術総合研究所
①会議の議事録の作成 ②令和五年十一月二
十八日から令和六年三月二十九日まで ③六十
万三千五百三十一円

①会議の議事録の作成 ②令和六年四月一日
から同年七月十二日まで ③七十四万七千七百
九十五円
独立行政法人日本貿易振興機構
①会議の議事録の作成 ②令和六年四月一日
から令和七年三月三十一日まで ③四十一万三
十三円

独立行政法人情報処理推進機構
①会議の議事録の作成 ②令和五年八月三十
一日 ③六千五百七十八円
①会議の議事録の作成 ②令和五年十二月二
十八日 ③三万四千八百四十四円

なお、経済産業省が令和二年四月に策定し令
和七年九月に改定した「ポスト5G情報通信シ
ステム基盤強化研究開発事業研究開発計画」に

おける「競争力ある生成AI基盤モデルの開発（GENIAC）（助成）」の開発テーマにおいて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が、NEDOが策定した「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費助成金交付規程（以下「ポスト5G事業交付規程」という。）に基づき、株式会社オルツ（以下「オルツ」という。）を採択し、助成金の交付を決定したが、当該交付の決定については、ポスト5G事業交付規程に基づき、取り消し、既に交付金額を全て返還させている。

一の2について

お尋ねの「不適切な経理処理・契約上の問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、NEDOにおいては、オルツから提出された申請書類の内容に重大な虚偽が認められたため、ポスト5G事業交付規程に基づき、助成金の交付決定を取り消している。

二の1について

お尋ねの「オルツ社の提供する「AIGIJROKU」が、中央省庁」において導入されている事例について、①「導入年度」、②「契約形態（随意契約・入札等）」及び③「契約金額」をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

- 内閣府
 - ①令和三年度 ②随意契約 ③二十一万三千百九十六円
 - ①令和四年度 ②随意契約 ③三十五万七千六百円
 - ①令和五年度 ②随意契約 ③三十五万七千六百円

また、お尋ねの「オルツ社の提供する「AIGIJROKU」が、独立行政法人において

導入されている事例について、①「導入年度」、②「契約形態（随意契約・入札等）」及び③「契約金額」をお示しすると、それぞれ次のとおりであると承知している。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

- ①令和五年度 ②随意契約 ③三十六万八千八百円
- ①令和六年度 ②随意契約 ③三万円

地方公共団体については、総務省において実施している「地方自治体におけるAI-RPAの実証実験・導入状況等調査のうち「AI導入団体詳細調査（以下「当該調査」という。）において、お尋ねの「AIGIJROKU」を導入している旨の回答があったが、当該調査は、個別の団体名を明らかにすることを前提とした調査ではないことから、お尋ねの「導入済みの各機関の名称」については、お答えすることを差し控えたい。また、当該調査においては、お尋ねの「導入年度、契約形態（随意契約・入札等）」、「契約金額」について調査を実施していない。

二の2について

お尋ねの「導入の目的及び運用範囲（庁内会議・審議会・政策形成会議・委託会議等）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府においては、委員会等各種会議における議事録の作成のために、国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、定例会における議事録の作成のために、それぞれ利用された事例があると承知している。また、地方公共団体については、当該調査においては、会議の議事録の作成のために導入した旨の回答があった。

二の3について

お尋ねの「他社製品との比較検討」について、

内閣府においては、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の第三項に規定する契約に係る予定価格が少額である場合に該当することから実施していない。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、同研究所が策定した「国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程」第三十条第四項に規定する契約に係る予定価格が少額である場合に該当することから実施していないものと承知している。

さらに、地方公共団体については、当該調査においては、お尋ねの「導入した経緯」について調査を実施していないため、お答えすることは困難である。

二の4について

お尋ねの「技術的なトラブルが報告された事例」について、内閣府及び国立研究開発法人産業技術総合研究所における事例においては、承知していない。また、地方公共団体については、当該調査においては、お尋ねの「技術的なトラブルが報告された事例」について調査を実施していないため、お答えすることは困難である。

二の5について

お尋ねの「AIGIJROKU」の導入を通じて得られた効果やコスト削減効果について、政府として、検証を実施していない。

三の1について

お尋ねの「経緯」については、NEDOが、令和六年七月十六日に開始した公募において、オルツから申請があり、外部の有識者により構成される審査委員会において審査を実施し、同年十月十日に採択を決定した。お尋ねの「支援内容」については、オルツから申請があった「パーソナルAIの実現を目標とした世界最高性能の

日本語処理技術の研究」に対する助成金の交付である。

三の2について

お尋ねの「支援金額又は提供リソース（計算資源等）の詳細」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、オルツについては、ポスト5G事業交付規程に基づき、助成金の交付決定を取り消し、既に交付金額を全てNEDOに返還させている。また、同交付決定については、取消しを行っていることから、お尋ねの「成果報告書」は提出されていない。

四の1について

お尋ねの「AI関連事業を含む公的支出の審査」及び「企業の会計の健全性・内部統制・ガバナンス」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「支出決定前後の監査プロセス」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四の3について

お尋ねの「外部監査・再発防止措置等を制度的に強化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五の1について

お尋ねの「政府主催又は共催の会議、シンポジウム、説明会、ヒアリング等」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、令和六年十月十日に経済産業省が開催した「GENIAC採択事業者に向けたキックオフイベント」及び令和七年一月二十一日に同省が開催した「生成AI基盤モデル開発 第二期採択事業者 中間報告会」において、オルツの関係者がお尋ねの「登

壇」を行い、オルツの研究内容について発表した事例を把握している。

五の2について
お尋ねの「企業の宣伝や政策的影響力の獲得に利用されないよう」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について
お尋ねの「面会、意見交換、行事参加、会議出席等」の具体的に指し示す範囲が明らかでないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、令和四年十二月二十六日に、日本とサウジアラビアの企業間の連携を促す目的として、サウジアラビア政府、経済産業省、一般財団法人中東協力センター及び独立行政法人日本貿易振興機構が開催した「日・サウジ・ビジョン二〇三〇」ビジネスフォーラム」や、令和五年四月十一日に、国内企業の海外展開に向けた関係者間の協力を目的として、同省及び一般社団法人日本経済団体連合会が開催した「スタートアップの海外展開に向けた官民連携カンファレンス」に西村経済産業大臣(当時)が出席した際、オルツの関係者が出席したことを把握している。

令和七年十月二十四日提出
質問 第二二二号

風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問主意書

近年、繁華街などを中心に、風俗業の求人サイ

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

ト等を宣伝する広告宣伝車(いわゆるアドトラック)が、昼夜を問わず走行している事例が全国で確認されている。これらの車両は、派手な装飾や大音量の音楽を伴うものも多く、地域住民や観光客からの苦情が相次いでいる。特に、通学路や駅前を通過する際に、未成年者が性的内容を含む広告表現に曝されるとの指摘もあり、健全な社会環境の維持の観点から懸念が高まっていると承知している。

もとより、憲法第二十一条第一項が保障する表現の自由は、民主主義社会における基本的人権の根幹をなすものであり、国家による規制は慎重に行われるべきであり、広告・宣伝活動においても、表現の自由の保障の下に営まれるべきであり、その自由が不当に制限されることがあってはならないと考える。

しかしながら、前述したような状況が発生する背景には、現行法制度上、風俗業の求人広告に関する屋外広告物規制が極めて限定的であり、走行中の車両広告に対しては屋外広告物法や風営法の直接的な適用が及びにくいことがあると考える。また、騒音規制や道路使用許可制度も、広告目的での音声拡散やルート選定について、実効的な抑制を行う仕組みが十分に整っていないと考える。

さらにアドトラック事業の関係者に取材した報道によれば、こうしたアドトラックによる事業は求人サイトの知名度向上に著しい効果をもたらす一方、運営者自身が「青少年に悪影響を及ぼす」「社会的に健全ではない」として後悔を表明する事例も報告されている。すなわち、広告主自身さえ、現行の野放し状態に問題意識を抱いている状況であると承知している。

以上を踏まえ、表現の自由を最大限に尊重しつつも、公共空間における適切なバランスの確保と

議長長の報告

青少年保護の観点から、慎重かつ合理的な規制の在り方を検討するため、以下の事項について政府に質問する。

一 政府は現在、風俗業の求人広告を掲げたアドトラックの走行実態について、どのように把握しているか。政府の認識と評価を明らかにされたい。

二 現行法制度上、風俗業の求人広告を掲示して走行するアドトラックについて、屋外広告物法、道路交通法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)、公職選挙法等の関連規定は、いずれも適用対象外または限定的であるとされるが、その法的整理について政府の見解を示されたい。

三 アドトラックの音量や走行ルート、時間帯に関して、騒音規制法、道路使用許可制度、または都道府県公安委員会による指導の実効性について、どのように評価しているか。

四 政府として、特に青少年の健全育成の観点から、昼間や通学時間帯に風俗求人広告を含むアドトラックが走行することを是認できると考えているか。判断基準もあわせて具体的に示されたい。

五 広告・表現の自由を尊重しつつも、公共空間における性的表現や求人広告の露出について、社会的影響を踏まえた「時・場所・方法(TPM)」規制を導入する必要性について、政府はどのように考えるか。

六 アドトラック広告に対し、自治体が独自条例等により走行や内容を制限することは憲法上問題があると考えられるか。憲法第二十一条第一項の保障との関係で、政府の憲法解釈を示されたい。

七 政府として、風俗求人へのアドトラックについ

て、①音量規制、②走行ルート・時間帯規制、③広告内容規制(性的表現や求人文言の制限)などを統合的に検討する省庁横断の枠組みを設ける考えはあるか。今後の検討方針を示されたい。

八 現時点で、国民生活センターや警察庁等に寄せられたアドトラック関連の苦情・相談の件数と内容を可能な限り明らかにされたい。

九 政府は、民間事業者の営業活動としての自由を認めつつも、公共空間の秩序と青少年保護を両立させるために、どのようなガイドラインや制度改正の検討を進めているか。現状と今後の方針を具体的に示されたい。

内閣衆質二一九第二号
令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員八幡愛君提出風俗求人へのアドトラックに対する適切な規制の在り方に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねのような実態については、政府として調査を行っていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二 について
御指摘の「屋外広告物法、道路交通法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)、公職選挙法等の関連規定」の具体的

に指し示す範囲が必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「適用対象外または限定的」及びお尋ねの「法的整理」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、さらに、お尋ねの「アドトラック」に関する各法令の適用については、個別具体的な事実関係によることから、一概にお答えすることは困難であるが、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、

にについては、道路交通法において、二に付いて述べた許可を受けなければならないこととし、交通の安全と円滑を図っている。さらに、都道府県公安委員会及び都道府県警察において、関係法令に違反する行為が認められれば、法と証拠に基づき適切に対処しているものと承知している。

四、五及び七について

お尋ねの「判断基準」、「社会的影響を踏まえた一時・場所・方法(TPM)規制」及び「省庁横断の枠組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「風俗求人広告を含むアドトラック」の「走行」の態様及び広告の内容等については、基本的には、広告を行う者が関係法令に則して自主的に判断すべき問題であると考えているが、関係法令に違反する行為が認められれば、法と証拠に基づき適切に対処している。また、関係省庁において、必要な規制の在り方について不断の検討を行っているところである。

お尋ねの「判断基準」、「社会的影響を踏まえた一時・場所・方法(TPM)規制」及び「省庁横断の枠組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「風俗求人広告を含むアドトラック」の「走行」の態様及び広告の内容等については、基本的には、広告を行う者が関係法令に則して自主的に判断すべき問題であると考えているが、関係法令に違反する行為が認められれば、法と証拠に基づき適切に対処している。また、関係省庁において、必要な規制の在り方について不断の検討を行っているところである。

六について

お尋ねの「都道府県公安委員会による指導」及び「実効性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二十八条に基づき、飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制について、地方公共団体が必要な措置を講じているものと承知しており、また、お尋ねの「道路使用許可制度

政府としては、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことであると考えており、また、一般論として、表現の自由が、公共の福祉のため必要な場合に、合理的な限度において制約を受けることはあり得ると考えられる。その上で、御指摘の「独自条例等により走行や内容を制限する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、屋外広告物法に基づく地方公共団体の条例による規制については、各地方公共団体において表現の自由に対する必要かつ合理的な制限として適切に行われるべきものと認識している。

八について

お尋ねの「国民生活センターや警察庁等」及び「アドトラック関連の苦情・相談」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お尋ねの「件数」についてお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「内容」について網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、自動車の車体広告については、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに各地の消費生活センターから登録された相談として騒音に関する相談を、警察庁に寄せられた相談として取締りの要望を、それぞれ把握している。

九について

お尋ねの「公共空間の秩序と青少年保護を両立させるため」及び「ガイドラインや制度改正」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

令和七年十月二十四日提出
質問 第一一三三号
歴史認識に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

内閣衆質二一九第三三三号
令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員緒方林太郎君提出歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員緒方林太郎君提出歴史認識に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「見解」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の答弁書(平成二十七年二月三日内閣衆質一八九第二号)一についてから三及び四についてまででお答えした政府の見解に変わりはない。

御指摘の「内閣総理大臣所感」は、石破前内閣総理大臣が内閣総理大臣として自身の考え方を述べたものであると承知していることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

令和七年十月二十四日提出
質問 第一一四号
連立政権に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

連立政権に関する質問主意書
一 「連立政権」、「連立内閣」が意味するところについて、過去の政府答弁を踏まえつつ答弁ありたい。

二 高市内閣は連立政権か。
三 高市内閣は連立内閣か。
四 日本維新の会は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ内閣を構成しているか。
右質問する。

内閣衆質二一九第二四号

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出連立政権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出連立政権に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「連立政権」については、例えば、平成五年十月十三日の衆議院本会議において、細川内閣総理大臣(当時)が「連立政権は、各党が固有の政策とは別に、連立政権の合意によって互いに協力して国民に対して責任を負うものである」と述べています。各党の固有の政策とその党の閣僚との間に食い違いが生じたといったとしても、通常は、より大きな共通の目標の実現のために協力をし合っていくものであろうと思えますし、選挙における有権者の審判の対象にはなりません。政治家の倫理や責任の問題にそれが直ちにつながるものではないというふうにお思っております。むしろ、連立政権とはそのようなものではないかというふうには私には認識をしていないところでございます。」と述べており、お尋ねの「連立内閣」とは、一般に、「二つ以上の政党を基盤として成立している内閣。(出典 広辞苑)」を意味しているものと承知しているが、「連立政権」及び「連立内閣」については、法令上の定義はない。

二について

お尋ねの「連立政権」については、一について述べたとおり、法令上の定義はなく、これを

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長長の報告

基にお答えすることは困難であるが、その上で申し上げます。令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「政治の安定」なくして、力強い経済政策も、力強い外交・安全保障政策も、推進していくことはできない。この思いを胸に、「日本再起」を目指す広範な政策合意の下、自由民主党、日本維新の会による連立政権を樹立いたしました。」と述べているとともに、同月二十一日の記者会見において、同内閣総理大臣が「閣内に閣僚を送ってくださるかどうかにかかわらず、連立政権合意書、ここに基づいて共に手と手を携えて国家国民の皆様のために全力を尽くして政策実現に取り組みます。」と述べているところである。

令和七年十月二十四日提出
質問 第一二五号
憲法の幾つかの規定に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎
憲法の幾つかの規定に関する質問主意書
一 日本国憲法第八十一条に規定される違憲法令審査権の意義について、三権分立との関係に言及しつつ、答弁ありたい。
二 日本国憲法第九十八条を踏まえ、我が国が締結した条約及び確立された国際法規と法律は、いづれが優先するのか。また、確立された国際法規とは何を指すのか。
三 条約を締結する際、必ず国内法を条約に適合させなくてはならない、との理解でよいのか。右質問する。

内閣衆質二一九第二五号

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「違憲法令審査権の意義」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる違憲立法審査権については、憲法第八十一条において「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定さ

れており、三権分立の原理において、国家の作用を立法、司法、行政の三権に分け、相互に他を抑制し、均衡を保つ仕組みの一つとして位置付けられるものと承知している。

二について

前段のお尋ねについては、条約及び確立された国際法規が法律に優先すると解される。後段のお尋ねについては、確立された国際法規とは、国際慣習法を指す。

三について

お尋ねの「必ず国内法を条約に適合させなくてはならない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府は、一般に条約を締結するに当たっては、誠実にこれを履行するとの立場から、国内法制との整合性を確保することとしている。

令和七年十月二十七日提出

質問 第一二六号

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問主意書

提出者 榊 万里

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問主意書

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理(以下「論点整理」という)について質問する。

一 論点整理の根拠法令を示されたい。

二 論点整理では、「外国人比率十%時代を見据え」「日本における外国人比率が十%台(又はそれ以上)となる状況を想定」とあり、脚注四十五では、国立社会保障・人口問題研究所の推計を引用して外国人の比率を「十・八%とする中位

シナリオとして示している。政府として、外国人比率十％を見据えている若しくは想定している又は十・八％を中位シナリオとしているか、見解を示されたい。なお、いづれも取らないのであれば、外国人比率を政府としてどのように考えているかを示されたい。

三 論点整理では、「外国人の受入れ増加に伴い日本の労働者等の賃金その他労働条件への影響の有無・内容等につき調査・検討することが考えられる」とあり、脚注二十九では、「移民と代替関係にある労働者の労働条件は悪化するケースがある一方、移民と補充関係にある労働者の雇用には影響しないとされている」とする有識者の発言が引用されている。この点について、外国人労働者の増加と労働者の労働条件との関係についての政府の見解を示されたい。

四 論点整理では、外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響について、「税収や保険料収入が増加するという側面」と「財政や社会保障等における負担が増加するという側面」の両面が指摘されている。政府として、現在及び将来においてどちらの面が大きいと判断しているかを示されたい。

五 論点整理では、「外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に影響を与える可能性のある事項について調査・検討を行うことが考えられる」とある。この点について、外国人の受入れ増加に伴う地方自治体の財政への影響についての政府の見解を示されたい。併せて、令和七年度予算における外国人受入環境整備交付金の来年度予算に向けた政府の考え方も示されたい。

六 論点整理では、「地域社会において外国人と

の共生を図る上で、こうした外国人への教育のみならず、日本人が外国人への理解を深めることも重要であるとの指摘もある」とあるが、この指摘についての政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第二六号

令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員榊原万里君提出外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員榊原万里君提出外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「論点整理の根拠法令」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「論点整理」については、令和七年八月二十九日の記者会見において、鈴木前法務大臣が、「私の下で大臣の私的な勉強会という位置付けで勉強会を開催し、・・・有識者の方々から様々なテーマの御意見を頂戴し、今般、外国人の受入れの在り方の検討を進めるに当たった論点整理、ということとまとめさせていただいたところ」です。と述べたとおりである。

二から四まで及び五の前提について

御指摘の「論点整理」については、鈴木前法務大臣の私的な勉強会において、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点を整理したものであり、政府の見解を示したものではありません。政府としては、令和七年八月二十九

日に出入国在留管理庁に設置した「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのPT」において、御指摘の「論点整理」で示された外国人の受入れの在り方に関する検討課題等を踏まえ、出入国及び在留管理の観点から、当該検討課題等についての基礎的な調査及び検討を可能な限り進めるなどしているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

五の後段について

政府としては、地方公共団体に対して外国人受入環境整備交付金を交付することにより、外国人や外国人の受入機関等に対し多言語で相談に対応する一元的相談窓口の設置運営を支援しているところ、お尋ねについては、外国人等に多言語で生活に関する情報を提供することや相談に対応することは重要であるとの認識の下、予算編成過程において、施策の必要性、有効性等を踏まえ、検討していくべきものと考えている。

六について

お尋ねについては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和七年度改訂)」(令和七年六月六日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、「在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語

を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要である」としていることである。

令和七年十月二十七日提出
質問 第二一七号

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する
質問主意書

提出者 榊原 万里

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する質問主意書
一 推進室の根拠法令を示されたい。
二 推進室を担務する大臣、副大臣及び政務官を示されたい。
三 推進室に所属する専任職員及び併任職員の数を示されたい。
四 推進室名にある「外国人」とは、出入国管理及び難民認定法第二条第一号における定義と理解としてよいか。特に、永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者も含むのかを言及したうえで示されたい。
五 推進室名にある「秩序」「共生社会」の定義をそれぞれ示されたい。
六 推進室の発足式(令和七年七月十五日)で、当時の石破茂内閣総理大臣は、「二部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民の皆様方が不安や不公平を感じる状況」としたうえで、「ルールを守らない方々への厳格な対応や、外国人を巡る現下の情勢に十分に対応できていない制度・施策の見直しは、政

府として取り組むべき重要な課題」として
いる。また、「外国人による土地等の取得を含む
国土の適切な利用・管理など、取り組むべき課
題」と続けている。

その後、高市内閣総理大臣は、令和七年十月
二十四日の所信表明演説において、同じ趣旨の
発言を行っている。

1 石破前総理の発言及び高市総理の演説にあ
る「外国人」とは、出入国管理及び難民認定法
第二条第一号における定義と理解としてよい
か。特に、永住者、特別永住者、日本人の配
偶者等、永住者の配偶者等及び定住者も含む
のかを言及したうえで示されたい。

2 一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各
種制度の不適切な利用」とあるが、どのよう
な状況について言及したかを具体的に示され
たい。

3 「国民の皆様方が不安や不公平を感じる状
況」とあるが、どのような状況について言及
したかを具体的に示されたい。また、共生社
会を実現するには、外国人の側の状況の認識
も重要となる。政府は、外国人が日本社会に
不安や不公平を感じる状況について、どのよ
うに捉えているかを併せて示されたい。

4 「ルールを守らない方々への厳格な対応」と
あるが、例えば労働基準法等の労働関係法令
は、国籍を問わず適用され、労働条件面での
国籍による差別も禁止されていると認識して
いる。外国人を雇用する事業所及び事業主に
ついて、労働関係法令に基づく厳格な対応が
なされているか、政府の見解を示されたい。

5 「外国人による土地等の取得を含む国土の
適切な利用・管理」とあるが、外国人土地法
の政省令の制定を考えているかを示された

い。また、現状において、土地の所有者が外
国人であることを政府が網羅的に把握する手
段はあるかを示されたい。

七 推進室と、「外国人材の受入れ・共生のため
の総合的対応策」及び「外国人との共生社会の実
現に向けたロードマップ」との関係を示された
い。
右質問する。

内閣衆質二一九第二七号
令和七年十一月七日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員榊原万里君提出外国人との秩序ある
共生社会推進室に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員榊原万里君提出外国人との秩序
ある共生社会推進室に関する質問に対する
答弁書

一について

外国人との秩序ある共生社会推進室は、内閣
法(昭和二十二年法律第五号)第二十四条及び内
閣官房組織令(昭和三十三年政令第二百十九号)
第十二条の規定に基づき、内閣総理大臣決定に
より設置されている。

二について

外国人との秩序ある共生社会推進室に関する
職務は、小野田紀美外国人との秩序ある共生社
会推進担当大臣、鈴木隼人内閣府副大臣及び若
山慎司内閣府大臣政務官が担当する。

三について

お尋ねの「専任職員」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、現時点において、外国

人との秩序ある共生社会推進室に所属する職員
は、八十七人であり、いずれも同室に併任され
ている。

四について

お尋ねの「外国人」については、出入国管理及
び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九
号。以下「入管法」という。)第二条第一号に定め
る外国人と同義であり、日本国籍を有しない者
をいい、お尋ねの「永住者、特別永住者、日本
人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者」
を含む。

五について

お尋ねの「秩序」とは、一般に、「物事の条
理。物事の正しい順序・筋道。次第。・・・特
に、社会などの規則立った関係。(出典 広辞
苑)」を意味するものと承知している。また、お
尋ねの「共生社会」については、令和六年五月二
十四日の参議院本会議において、岸田内閣総理
大臣(当時)が「外国人との共生の在り方は世界
各国で様々ではありますが、私は、日本の現実
に合った共生社会を考えていくことが重要であ
ると考えており、日本人と外国人がお互い尊重
し、安全、安心に暮らせる社会を実現してい
く、こうしたことを目指していく必要があると
考えています。」と述べたとおりである。

六の1について

お尋ねの「外国人」については、入管法第二条
第一号に定める外国人と同義であり、日本国籍
を有しない者をいい、お尋ねの「永住者、特別
永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
及び定住者」を含む。

六の2及び3について

お尋ねの「一部の外国人による犯罪や迷惑行
為、各種制度の不適切な利用」及び「国民の皆様

方が不安や不公平を感じる状況」については、
例えば、令和七年七月十五日の記者会見におい
て、林内閣官房長官(当時)が「外免切替により
運転免許を取得した外国人が交通事故を起こし
た事例があるほか、外国人の社会保険料の納付
率が日本人と比べて低いとの調査結果や、「経
営・管理」の在留資格の許可基準が他国と比べ
て緩やかであるため、民泊経営を口実に「経
営・管理」の在留資格を取得し、我が国に移住
する者が増えているといった指摘などがあるも
のと承知をしております。」と述べているとおり
である。

お尋ねの「外国人が日本社会に不安や不公平
を感じる状況」については、政府としてそのよ
うな状況を網羅的に把握していないが、例え
ば、外国人労働者に関しては、令和四年十一月
十七日の参議院法務委員会において、齋藤法務
大臣(当時)が「法務省が実施した令和三年度在
留外国人に対する基礎調査などから、委員おつ
しやるように、依然として職場など社会の様々
な場面において外国人に対する差別や偏見が生
じていて、その個別事案に適切に対応すること
に加えて、外国人との共生社会の実現に向けた
意識醸成というものがやっぱり課題になってい
ると思います。法務省もいろいろ対応している
わけでありませうけれども、この問題は非常に重
い問題だと思つて、私としても、この外国人労
働者に対する差別や偏見の問題については、実
態把握に努めるとともに、関係機関と連携して
個別に適切に対応しつつ、差別や偏見のない共
生社会の実現に向けた取組を着実に進めていき
たいというふうに考えています。」と述べている
とおりである。

六の4について

労働者の国籍にかかわらず、日本国内において事業に使用される労働者に対しては、労働基準関係法令の規定が適用され、労働基準関係法令の規定が適用され、事業主に對して、その是正を求めるとともに、重大又は悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案については、刑事事件として取り扱うなど、厳正に對処している。

六の5の前提について

外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)は、第一条が相互主義の観点から、第四条が「国防上必要ナル地区」について、それぞれ政令により外国人及び外国人の土地取得等を制限することができる旨を定めているところ、これらの規定の委任に基づく政令等の制定に関しては、令和六年二月六日の衆議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣(当時)が「外国人の土地取得等に対する制限を政令に包括的、白紙的に委任しており、憲法に違反するおそれがあること等を指摘されているため、その政令を制定することは困難である、このように考えられています。」と答弁しているとおりであります。

六の5の後段について

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十五条の三第一項第十二号、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項若しくは第三条の三、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十三条第一項又は重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)第十三条第一項の規定に該当する場合は、これらの規定に基づき、土地の取得に係る必要な報告等がされることとなっており、土地を取得した者の国籍を含めた情報を把握しているが、これらの規

定は、必ずしも日本国内において外国人が取得した全ての土地を網羅的に把握することができないものではない。

七について

お尋ねについては、外国人との秩序ある共生社会推進室が取り組むべき課題等について、今後、検討の上、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和七年度改訂)」(令和七年六月六日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)を改訂するなどして示す予定であり、また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和四年六月十四日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和七年六月六日一部変更)を変更するなどして示すことはあり得ると考えている。

一、去る十一月、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原規真君提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出高年齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ君提出介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対する答弁書

令和七年十月二十九日提出
質問 第一二八号

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書
提出者 藤原 規真

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書

刑務所などを出た後、再び事件を起こす人の多くは、帰る家や仕事がないという問題を抱えていることが珍しくない。法務省の広報「あかれんが」においても、帰住先のない者の半数以上が、一年未満で再犯に及んでいること、刑務所に再び収容されることとなった者(再入所者)の約七割が無職者であることが指摘されている。

そうした人々を一時的に受け入れ、宿泊・食事・就職支援などを提供する「更生保護施設」や「自立準備ホーム」である。

これらの施設は、受け入れ人数に応じた国の委託費やボランティアの寄付で運営されており、滞在期間は原則六か月までとされている。刑余者らの社会復帰や再犯防止に不可欠な役割を担っている。

二〇二五年十月二十七日付の「弁護士ドットコム」記事によると、施設の主な収入源である委託費について、「予算が足りなくなり、一、二か月しか委託費を出せなくなった」という連絡が全国で相次いでいるという。

更生保護施設を管轄するのは、法務省保護局更生保護振興課であるが、更生保護施設に対して、滞在期間の半分、三か月程で退所させるようとの指示があると聞く。

さらに、更生保護施設職員は、公務で使用する車両のガソリン代なども自分で負担しているケースもあるという証言も得た。

入所者は、三か月で就労先や住居が決まっていなくても退所させざるを得ない状況にあり、更生保護施設職員は、不安定な状況で更生保護施設から退所させられた者の再犯可能性を危惧している。

これは、本年六月から導入された「拘禁刑」の目的、すなわち、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図る目的と、立ち直りを重視する新たな刑罰が指標とするところと矛盾が生じるのではないかと考える。

以上を踏まえて質問する。
一 二〇二五年度の更生保護委託費が減額された理由を示されたい。

二 今年度の残りの期間、現状を改善するため、何らかの対策を講じているか。講じているとしたら、その対策につき、具体的に示されたい。

三 更生保護施設は常に満室に近いところと、空室が目立つ施設の入居格差が散見される。このことから、更生保護施設が機能していないという評価を行うことは早計である。政府としては、こうした入居格差を改善するために、何らかの対策を講じているか。

四 更生保護施設によつては、入所者を選別し、入所を拒否するケースもあると聞く。こうした入所者の選別は、出所後に効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図るために、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇を表現する拘禁刑下の矯正処遇等の理念になじまないと考えるが、政府の見解を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第二八号
令和七年十一月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規真君提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員藤原規真君提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対する答弁書

一について

更生保護委託費は、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者に更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第五十八条に規定する補導援護若しくは同法第六十二条第一項に規定する応急の救護の措置又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の措置を委託した際に支弁するものであるところ、令和七年度当初予算における更生保護委託費については、これらの委託件数の推移等を踏まえて必要な額を計上したものである。

二について

お尋ねの「現状を改善する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、保護観察対象者等の保護に係る措置を更生保護事業を営む者等に委託するに当たっては、予算の範囲内において、当該保護観察対象者等の保護の必要性に応じ、適切な内容及び期間の措置の委託を行っているところであり、引き続き、適切に実施してまいりたい。

三について

適当な住居が確保されていない保護観察対象者等に係る更生保護施設への入所の調整は、保

護観察所の長において、当該保護観察対象者等の希望、各更生保護施設の特徴、収容状況等を踏まえて適切に実施しており、引き続き、適切に実施してまいりたい。

四について

お尋ねの「入所者の選別」及び「拘禁刑下の矯正処遇等の理念になじまない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、高齢者又は障害を有する者については、必要な設備や職員体制が十分でない更生保護施設における受入れが困難な場合もあるところ、そのような場合も含め、保護観察所の長においては、三について述べたように、保護観察対象者等の希望、各更生保護施設の特徴、収容状況等を踏まえて更生保護施設への入所の調整を適切に実施すること等により、当該保護観察対象者等の円滑な社会復帰を図っている。その上で、更生保護施設においては、入所者の特性に応じ、日常生活指導に加え、特定の犯罪的傾向を改善するための援助等を実施しているものと承知している。

令和七年十月二十九日提出
質問 第二一九号

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書

もう一方の眼の視力が一定以上ある場合の片眼失明や親指を除く指一本の欠損などは、日常生活や就労において明確な不利益をもたらすにもかかわらず、現行の身体障害者手帳制度では原則とし

て認定対象外とされている。こうした線引きは、身体的機能の喪失を形式的・数量的に評価する制度設計に起因しており、生活実態との乖離が指摘されている。

特に片眼失明者の場合、視野が百五十度に満たなければ自動車免許の取得が制限され、結果として職業選択の幅が狭められる。また、失明した眼球が萎縮して白濁する「眼球癆(がんきゅうろう)」の状態では、外見的特徴による差別や偏見にさらされることも少なくない。これを覆うために装着する「被せ義眼」は、現行の医療保険制度では「美容目的」とされる場合が多く、この場合は、二年以上に十数万から数十万円に及ぶ自己負担が求められると承知している。

しかし、義眼は外観を整えるだけでなく、長期間未装着のままであると萎縮した眼球を支える筋肉や結膜嚢が縮み、成長期の子どもでは顔面骨格の発達に影響を及ぼすなど、明らかな治療上の必要性を有していると考えられる。それにもかかわらず医療保険の対象外とされている現状は、制度上の不均衡を示していると考えられる。

さらに、義眼製作においては「本来の眼を忠実に再現する」以外の選択肢が限られており、当事者が自己表現の自由を持たないことも課題であると承知している。

一方で、精神障害者保健福祉手帳の障害等級や労災保険制度の障害等級など、他の制度では生活上の困難を柔軟に評価する仕組みが存在しており、制度間の整合性や公平性に疑義が生じているとの声があると承知している。身体障害の認定が機能的制約や社会的障壁の観点よりも外形的基準に偏重している現行の運用は、国際的な潮流からも乖離していると考えられる。

国連障害者権利条約(CRPD)は、障害を「個

人の機能障害」と「社会的障壁」との相互作用として捉え、締約国に対して、すべての障害者に平等な社会参加の機会を保障することを求めている。しかし日本の現行制度は、身体欠損や視力数値といった静的な尺度を重視するあまり、社会参加における制約や偏見といった動的側面を十分に反映できていない。この乖離は、国際的にも制度的にも再検討が求められる課題であると考えられる。

以上を踏まえ、政府に質問する。

一 身体障害者手帳の認定基準における「片眼失明」の取扱について

1 身体障害者手帳の認定基準において、片眼失明のみでは対象外とされる理由を明らかにされたい。

2 片眼失明者が運転免許取得や就労の場面で直面する制約について、政府としてどのように把握しているか。

3 眼球癆のある片目失明者の義眼装用に治療上の必要性を認めず、「美容目的」として扱い、医療保険の対象外とする現行制度・運用について、政府の見解を示されたい。

4 国連障害者権利条約の趣旨を踏まえ、現行の身体障害者手帳の認定基準を生活実態に即した形で見直す考えはあるか。

二 指欠損に関する身体障害者手帳の認定基準の明確性について

1 親指を除き指一本の欠損が原則として認定対象外とされる理由を示されたい。

2 親指の欠損と薬指や小指の欠損とで取扱いが異なることの根拠を説明されたい。

3 親指以外の指一本の欠損であっても職業選択や日常生活に大きな制約が生じる事例があるが、こうしたケースを救済する制度的余地は存在するか。

4 国連障害者権利条約の理念に照らし、手指障害の評価を「形態」ではなく「機能的制約」や「社会的障壁」、機能的制約と社会的障壁との相互作用により効果的な社会参加が妨げられているか否かなどの観点から再検討する考えはあるか。

三 制度間の整合性について

1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、労災保険、障害年金の間で認定基準に一貫性が欠けているとの指摘がある。政府はこの認識を共有しているか。

2 障害者福祉制度全体の信頼性を確保するため、制度横断的に認定基準の調整・透明化を図る考えはあるか。

四 地方自治体独自制度との関係について

1 一部自治体では、障害者手帳の交付を受けていなくても「準ずる障害」がある者に対して独自の助成制度(交通費補助、タクシーチケット等)が存在するが、国はその実態をどの程度把握しているか。

2 こうした地域間格差を是正し、より公平にするため、準ずる障害者への支援に関し、国として統一的な指針を示す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質二一九第二九号
令和七年十一月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対する答弁書

一の1について

視覚障害に係る御指摘の「身体障害者手帳の認定基準」については、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表において、「一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの」等の視覚障害が「永続するもの」とされているところ、その考え方は、令和六年三月二十九日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「身体障害者福祉法に基づく身体障害の認定基準につきましては、医学的な観点からの身体機能の状態を基本としつつ、これに加えて、日常生活の程度によって定められている」と答弁しているところである。その上で、お尋ねの「片眼失明のみでは対象外とされる理由」は、「片眼失明」の場合であっても、もう一方の眼の視力が〇・七以上の場合には、「日常生活」の制限の「程度」が相対的に低いと考えられるためである。

一の2について

お尋ねについては、例えば、令和六年度障害者総合福祉推進事業「片目失明者に対する合理的配慮に関する調査研究」で行われたアンケート調査において、「視力の良いほうの目の視力が〇・七以上、かつ他方の目の視力が〇・〇二以下」の「十八歳以上の方」が回答した学校や職場などでの見え方の影響について、当該調査に回答した百三十三名のうち、「特に支障や問題を体験することはない」、「普段は支障を感じないが、状況によって支障や問題を体験することがある」、「しばしば、あるいは常時、支障や

問題を体験している」若しくは「その他」と回答した者又は「無回答」の者は、それぞれ八名、六十名、五十三名、五名及び七名であり、また、「差し支えない範囲で、具体的な例を記載ください」との調査に対する回答で、「自由記述」においてよく聞かれた事例として、「職場における支障(広い視野を求められる業務の遂行が困難、見えにくいほうの目で確認する必要のある作業が困難、3D映像機器が業務で必要になっても使えない、等)」、「資格取得の幅に制限がある(中途失明により車の運転が業務上できなくなった、大型運転免許が取れない、等)」等が示されているところである。

一の3について

お尋ねについて、治療用器具については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十七条の規定及び「治療用器具に係る療養費の支給の留意事項等について」(令和五年三月十七日付け保医発〇三二七第一号厚生労働省保険局医療課長通知)に基づき、「保険医」が「疾病又は負傷の治療遂行上必要であると認め」た場合に、保険者は療養費の支給をすることができるとするものであるが、御指摘の「眼球瘻のある片目失明者の義眼装用」については、一般的には、「疾病又は負傷の治療遂行上必要であると認め」、「療養費を支給することは困難と考えている。

一の4について

お尋ねの「国連障害者権利条約の趣旨を踏まえ、現行の身体障害者手帳の認定基準を生活実態に即した形で見直す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「現行の身体障害者手帳の認定基準」の設定の考え方については、一の1について述べたとおり、「医学的な観点からの身体機能の状態を基

本としつつ、これに加えて、日常生活の程度によって定められている」ものであり、一定程度、お尋ねの「国連障害者権利条約の趣旨」に沿うものと考えているが、お尋ねが、さらに、一の1で御指摘の「片眼失明のみ」でも障害認定するように「見直す考え」はあるかとお尋ねであれば、一の1についてお答えしたとおり、「日常生活」の制限の「程度」が相対的に低いと考えられるため、現時点でお尋ねの「見直す考え」はない。なお、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が参集を求めて開催していた、視覚機能等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「視覚障害の認定基準に関する検討会」が平成三十年一月に取りまとめた「視覚障害の認定基準に関する検討会報告書」において、「当事者団体等から、視力障害および視野障害による視覚障害認定では障害認定されないが、見づらさを抱えている当事者への配慮を検討してほしいことなどの意見があり、視覚障害認定基準の改善のための調査研究の中で、これらについても検討を行い、その結果を踏まえ、検討する」とされたことを踏まえ、厚生労働行政推進調査事業費補助金により、平成三十年から令和二年度まで「視機能障害認定のあり方に関する研究」を、令和四年度から令和六年度まで「見えづらさを来す様々な疾患の障害認定・支援の方法等の確立に向けた研究」を実施し、現在、これらの研究を踏まえ、令和七年度から令和九年度までの予定で「見えづらさを来す様々な疾患の障害認定・支援の確立に向けた研究」を実施しており、引き続き当該研究を進め、その結果を踏まえ、必要な検討を行っている。

四 技術を活用した火災予防策の推進について

火災警報器、自動消火装置、ガスコンロ自動停止機能、IOTを活用した見守りシステムなど、技術を活かした火災予防機器の普及促進について、政府はどのような支援・補助を行っているか。また、六十五歳以上の者のいる高齢者世帯におけるそうした機器の導入率を可能な限り示されたい。

五 地域社会を基盤とする啓発活動の充実に ついて

高齢者自身に直接「注意を促す」だけでは限界があるとの指摘がある。地域社会における火災予防教育として、老人クラブや町内会での体験型講座等を通じた啓発活動、家族や隣人による声かけ運動など、双方向・参加型の取組を政府として推奨・支援する考えはあるか。

六 関係府省庁間及び地方自治体との連携強化について

高齢者による火災の防止を推進するに当たり、総務省、消防庁、厚生労働省、経済産業省、内閣府及び地方自治体がどのような役割分担・連携体制を構築しているかを示した上で、今後、各府省庁が共同して包括的な啓発・支援策を策定する予定はあるか明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二一九第三〇号

令和七年十一月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対する答弁書

一について
前段のお尋ねについては、お尋ねの「六十五歳以上の高齢者が関与した火災」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、火災が発生させた者に係る情報について、政府として網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「統計」があることを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難であるが、各消防本部等からの報告を分析したところ、高齢者が死亡した住宅火災の出火原因として、たばこ、ストーブ、電気機器等の生活に身近な機器等からの出火の割合が高いものと認識している。

二について

お尋ねの「ガス機器や石油燃焼機器」による「火災リスク」の低減を目的とした施策として、政府としては、ガス用品(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三百三十七条第一項に規定するガス用品をいう。以下同じ。)や液化石油ガス器具等(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等をいう。以下同じ。))の安全性を確保するための規制を設ける等の必要な措置を講じている。そのため、「ガス機器や石油燃焼機器」から電気機器への「転換」を図る施策は講じておらず、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

前段のお尋ねについては、現時点では具体的に検討していないが、地域包括支援センター等において、消防本部等の関係機関と連携し、必要に応じて、高齢者等に対して火災の予防に関する周知及び啓発を行っている事例もあると承知している。

また、後段のお尋ねについては、今後予想される少子高齢化の更なる進展や単身高齢者世帯の増加等を勘案し、「令和七年春季全国火災予防運動実施要綱の運用について(令和七年二月五日付け消防予第四十三号消防予防課長通知別添。以下「通知」という。))」中の「要配慮者のうち、特に一人暮らしの高齢者等で要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な者」への取組を課題として認識し、「自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握すること」にも、地域が主体となって各種対策に取組むことが効果的である」と示しており、通知に基づき、各消防本部等により、社会福祉協議会が主催する福祉関係者の集会において火災の予防に関する広報啓発の取組等が実施されているものと承知している。

四について

お尋ねの「火災警報器」については、住宅用防災警報器(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第五条の六第一号に掲げる住宅用防災警報器をいう。))の普及及び促進に対するお尋ねの「支援・補助」は行っておらず、「六十五歳以上の者のいる高齢者世帯」における「導入率」については、把握していない。

また、お尋ねの「自動消火装置」、「IOTを活用した見守りシステム」及び「技術を活かした

火災予防機器」の具体的に意味するところが明らかではないため、これらについてのお尋ねにお答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「ガスコンロ自動停止機能」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮にガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号(別表第三の二(四))及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)別表第三の二(四))に掲げる「無監視状態での運転を考慮した安全設計」を意味するのであれば、これらに適合するガス用品及び液化石油ガス器具等の普及及び促進に対するお尋ねの「支援・補助」は行っておらず、「六十五歳以上の者のいる高齢者世帯」における「導入率」については、把握していない。

五について

お尋ねの「双方向・参加型の取組」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお答えしたとおり、通知において「自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に取組むことが効果的である」と示しており、引き続き、こうした取組を推進していく考えである。

六について

お尋ねの「役割分担・連携体制を構築」及び「包括的な啓発・支援策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、消防庁においては、火災の発生状況を踏まえ、各消防本部等と連携した広報啓発を実施するなど、関係府省庁において所掌事務に応じて必要な施策を推進しているところであり、また、平

成十三年四月一日に同庁が策定した「住宅防火基本方針」において、「国、都道府県及び市町村のそれぞれの段階で、関係する行政機関、福祉関係機関、研究機関及び関係業界等が、個々の住宅防火対策の内容に応じて必要な連携を横断的に行う」とともに、「このために必要な協議会、連絡会等の住宅防火対策推進体制の整備・充実を積極的に図る」としており、同方針に基づき、同庁、厚生労働省、経済産業省等の関係府省庁、全国消防長会等が構成員となっている住宅防火対策推進懇談会において、火災の発生状況の共有や広報啓発における連携について協議を行い、その結果を踏まえ、関係機関が連携して広報啓発を行っているところであり、今後も同様に取り組んでいく考えである。

令和七年十月二十九日提出
質問 第三一 一 号

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書

公正取引委員会は、独占禁止法に基づき、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法を監視し、自由かつ公正な競争を維持することを任務としている。一方、労働組合の結成や団体交渉に関する行政は、労働組合法に基づき、厚生労働省が所管しており、競争政策と労働政策は明確に分担されている。

しかしながら、近年、公正取引委員会が実施する特定業界の実態調査において、取引上の不均衡や報酬格差の是正を「労働組合や協同組合の結成

によって自動的に対応すべき」と説明する事例が報告されていると承知している。

こうした発言は、フリーランスを中心に、プロジェクト単位で複数の企業関係者や外部専門人材が混在してチームを構成する業界においては、労働組合法上の枠組みに適合せず、現実的な解決策とは言い難い。むしろ、行政機関として本来果たすべき取引是正の責務を回避する結果を招くおそれがあると考ええる。

このような見解が、政府全体としての一貫した方針に基づくものなのか、あるいは個別職員の見解にとどまるものなのか、制度上の適否を明らかにする必要があると考える。

よって、政府に対し、以下質問する。

- 一 公正取引委員会は、法令上、労働組合や協同組合の結成を促進・勧奨する権限を有するか。
- 二 仮に当該権限を有しない場合であっても、調査・指導の過程において「労働組合をつくるべき」といった趣旨の発言を行うことは、行政運営上適切と考えるか。
- 三 公正取引委員会が、特定業界の不正な取引条件や報酬格差の是正を労働組合の結成に委ねるような対応を行うことは、同委員会の所掌たる「取引上の公正確保・責務を事実上放棄すること」に当たるとおそれがあるかと考えるが、政府の見解を示されたい。
- 四 公正取引委員会が実態調査の結果として、優越的地位の濫用、報酬の一方的決定等、取引上の不均衡が認められる場合には、本来どのような行政措置（勧告、指導、ガイドライン策定等）を取るものが適当と考えるか。
- 五 今後、公正取引委員会の職員が、所掌外の行政行為（労働組合結成の勧奨等）を行わないよ

う、政府としてガイドラインの整備や研修の実施を検討しているか。

右質問する。

内閣衆質二一九第三二一 号
令和七年十一月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「労働組合や協同組合の結成を促進・勧奨する権限」について、公正取引委員会がこれを有する旨定められた法令上の規定は承知していない。

二及び三について

公正取引委員会の職員が、その職務を行うに当たって、事業者等に対し、御指摘の「労働組合をつくるべき」といった趣旨の発言及び「特定業界の不正な取引条件や報酬格差の是正を労働組合の結成に委ねるような対応」を行うこととはないため、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

その上で、同委員会は、その所管外の事項についても、必要に応じて、事業者等に対し、その利便に資すると考えられる情報を提供している。例えば、同委員会のホームページにおいては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の適用関係

について、「発注事業者との関係で、受注事業者が本法の「特定受託事業者」に該当する者であっても、労働組合法・・・における「労働者」と認められる場合があります。この場合、当該発注事業者との関係では、本法が適用されるほか、団体交渉等について同法による保護を受けることができます。」と記載している。また、令和五年十一月に内閣官房及び同委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」においては、「中小企業等協同組合法等に基づく団体協約等・・・を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。」と記載している。加えて、同委員会の職員が、その職務を行うに当たって、必要に応じて、事業者等に対し、同様の情報を提供する場合があります。

四 について

御指摘の「実態調査」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、公正取引委員会による事業者等の取引実態を把握するための調査は、これらの調査に係る報告書の公表を通じ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）上又は競争政策上の問題点及び論点を周知し、事業者等による取引慣行の自主的な改善を促すこと等を図るために実施するものである。

一方で、同委員会においては、その所管する独占禁止法第三条等の規定、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）第四条第一項等の規定又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第三条第一項等の規定に違反する疑いのある行為がみられた場合に

は、これらの法律の規定に基づき、必要な調査を行うとともに、調査の結果、法令違反等の事実があると認めるときは、行政処分等も含めて厳正に対処することとしている。

御指摘の「公正取引委員会の職員が、所掌外の行政行為(労働組合結成の勧奨等)」を行った事例があるとは承知していないが、いずれにせよ、お尋ねの「ガイドラインの整備や研修の実施」については検討していない。

令和七年十月二十九日提出
質問 第三二二号

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書

提出者 大石あきこ

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書

我が国においては、高齢化の進展により、介護サービス需要が増加する一方、介護支援専門員(以下「ケアマネ」という。)の従事者数は横ばいから減少傾向にあり、今後十年以内に担い手が急減することが厚生労働省の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」(以下「検討会」という。)でも指摘されている。

検討会の中間整理(令和六年十二月十二日)では、「高齢者が抱える課題が複雑化・複合化しており、ケアマネジャーの役割の重要性は増大している」「ケアマネジャーの従事者数は減少傾向にあり、人材確保・定着が喫緊の課題である」

「他産業・同業他職種に見劣りしない処遇の確保が必要である」とされている。

一方で、現場のケアマネからは、報酬の低さ・過重業務に加え、法定更新研修の時間的・経済的負担により業務を続けることが困難だとの意見が多い。

大石あきこ事務所が令和七年九月に実施したケアマネ実態調査アンケート(有効回答約四百件)(以下「アンケート」という。)では、次のような意見が多数寄せられた。

- 現場の声(アンケートより抜粋)
- 更新研修が時間と費用の負担になっており、人材流出の最大要因になっている
- 他の国家資格がない更新制度をなぜ続けるのか

- 更新研修のために休みを取らざるを得ず、仕事と両立できない
- 報酬が低すぎて生活できない。主任資格を取っても手取りが変わらない
- 処遇改善を最優先に。書類業務が多すぎて現場が疲弊している
- 資質向上は重要だが、更新制度とは切り分けてほしい
- 国家資格化し、他職種と同等の地位と報酬を
- ケアマネ不足で担当を多く持たざるを得ないが、多く持つと研修の時間が取れず、報酬単価も減らされる悪循環になっており、続けられない
- これらの声は、制度の限界を訴える現場からの警鐘であり、抜本的な見直しが必要である。
- 以上の踏まえ、質問する。
- 他の医療・福祉の国家資格には存在しない更

新制度をケアマネにのみ義務づけている合理的理由を示されたい。現場では「更新研修が離職の最大要因」との指摘が多数あり、制度の持続性を損なっている。

二 令和七年十月二十七日の社会保障審議会介護保険部会でも更新研修の負担を課題とし、「更新研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止」という方向性も示されたところであるが、更新制度そのものを廃止すべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 法定研修は資質向上のためと説明されるが、そのためには、地方自治体任せではなく、研修を無償にするなど国による支援が必要ではないか、政府の見解を示されたい。

四 検討会の中間整理は「他産業・同業他職種に見劣りしない処遇の確保」を求めている。アンケートでも「報酬が低すぎて生活できない」「担当件数を増やさなければ収入が上らない」との声が圧倒的である。人材の確保のためにも、資質向上のための研修時間を確保するためにも、臨時の報酬改定を行うべきではないか。どのように処遇の確保を行うか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第三二号
令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員大石あきこ君提出介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大石あきこ君提出介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「更新制度」については、必ずしも御指摘のように「他の医療・福祉の国家資格には存在せず」「ケアマネにのみ義務づけている」ものではないが、いずれにせよ、御指摘の「ケアマネ」の「更新制度」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成十六年七月三十日社会保障審議会介護保険部会)において、「介護保険制度によって実現されたサービスの多様性を尊重しつつ、ケアマネジメントの体系的な見直しを進め、「サービスの質」に基づいた、適切な選択と競争が行われる方向を目指す必要がある」、「ケアマネジャーについては、まず、専門性の確立の観点から、一定の範囲内での現任研修を義務化するなど研修の強化を図るとともに、基準や報酬と連動した研修・資格の体系的見直しを行う必要がある。また、資格要件についても更新制を導入し、更新時の研修を義務づけるなどの見直しを検討する必要がある」等とされたことを踏まえ、導入したものである。

二について

お尋ねについては、厚生労働省において、引き続き、社会保障審議会介護保険部会における議論も踏まえながら、具体的に検討することとしている。

三について

御指摘の「国による支援」については、令和七年三月十日の参議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「厚生労働省としまして

は、昨年十二月の検討会の中間整理も踏まえまして、・・・オンライン受講の推進など、まずは受講者の方々の負担を大幅に軽減する方策について検討を進めるとともに、受講に当たっての経済的負担につきましては、都道府県における地域医療総合確保基金の活用についても改めて周知をしていきたい」と答弁しているところ、厚生労働省において、例えば、「受講者の方々の負担」の「軽減」については、同年十月二十七日に開催された第百二十七回社会保障審議会介護保険部会において、資料二「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」の「論点③ ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し」の「論点に関する考え方(検討の方向性)」として、「研修の受講方法について、一定期間(例えば五年間)に分割して受講するなど柔軟に受講できる環境整備を行うこと」等と確認されたことも踏まえながら、具体的に検討するとともに、「受講に当たっての経済的負担」についての地域医療介護総合確保基金の活用について「周知」については、同省において同年三月に開催した令和六年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において行っており、御指摘のように「地方自治体任せ」とは考えていない。

四について
お尋ねについては、令和七年六月十八日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「地域の医療、介護、障害福祉サービスの確保に向けて必要な人材を確保する観点からも、賃上げは喫緊の課題だというふうな認識をしております。・・・先日閣議決定された骨太の方針二〇二五におきましても、医療、介護、障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと

り図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある、介護、障害福祉分野の職員の他職種と遜色ない処遇改善等に取り組みとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握、検証し、二〇二五年末までに結論が得られるよう検討する、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済、物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとされたところでございます。この骨太の方針二〇二五も踏まえまして、今般講じております施策の効果を把握しながら、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるように、的確な対応を行ってまいりたいと考えております」と答弁しているのとおり、二〇二五年末までに結論が得られるよう、令和八年度予算編成過程において検討することとしており、現時点で予断を持ってお答えすることは困難である。

令和七年十月三十日提出
質問 第三三三号

所信表明演説の幾つかの点に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

所信表明演説の幾つかの点に関する質問主意書
一 政権の基本方針と矛盾するのであれば、各党からの政策提案を受けないのか。
二 「成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信頼を確保していきます。」について

1 政府債務残高とは何を意味しているか。
2 近年、政府債務残高の対GDP比が下がってきていると承知している。過去五年のデータについて答弁の上、下がってきている理由をどのように分析しているか、答弁ありたい。
3 プライマリーバランスが赤字であっても、政府債務残高の対GDP比が改善していくためには、どのような条件が揃うことが必要だと考えているか。
4 政府債務残高の対GDP比を引き下げていけば、財政の持続可能性を実現できると考えているか。
5 政府債務残高の対GDP比が減少した分は、今後の財政出動の財源となり得ると考えているか。
6 過去に財務当局が累次答弁してきた「純債務残高」とは何を意味しているか。
7 純債務残高を計算する際、年金積立金を債務残高から差し引いて導き出される数値は、政府の債務を分析する際に有効なものとなるか。

三 「まず、いわゆるガソリン税の暫定税率については、各党間の議論を踏まえ、今国会での廃止法案の成立を期します。軽油引取税の暫定税率も、早期の廃止を目指します。これらの廃止に伴い必要となる国及び地方自治体の安定財源を確保しつつ、廃止までの間も、補助金を活用することで、価格引下げに対応します。」について、国及び地方自治体の安定財源には国債は含まれないとの理解でいいか。
四 「二〇二二年十二月の国家安全保障戦略をはじめとする三文書の策定以降、新しい戦い方の顕在化など、様々な安全保障環境の変化も見

られます。我が国として主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要です。このため、国家安全保障戦略に定める「対GDP比二%水準」について、補正予算と合わせて、今年度中に前倒しして措置を講じます。」について、措置の中には、所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号 附則第七十四条にある「必要な法制上の措置」を含む)のか。
五 この所信表明演説で述べられた措置をすべて実現した場合、予算フレームとして、単年度でどの程度の財政規模の増加が見込まれるのか。極めて大まかで差し支えないので数字を示されたい。数千億円規模、数兆円規模、数十兆円規模くらいの答弁でも構わない。
右質問する。

内閣衆質二一九第三三三号
令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対する答弁書
一 について
お尋ねについては、御指摘の「政策提案」に係る個別具体的内容や事情等により判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。
二の1について
お尋ねの「政府債務残高」については、国際通貨基金や経済協力開発機構などが政府の債務残

高に関する様々な指標を公表するなど、その定義は様々であるところ、政府としては、「政府債務残高」に関して、例えば、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(令和七年八月七日経済財政諮問会議提出)において、国と地方の公債等である普通国債、地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金各残高の合計を示しているほか、令和七年四月九日の財政制度等審議会財政制度分科会に、その事務局である財務省主計局が提出した資料においては、国際通貨基金が公表する一般政府の債務残高と当該債務残高から政府が保有する金融資産を差し引いた純債務残高の対GDP比の数値を示しているところである。

なお、御指摘の同年十月二十四日の高市内閣総理大臣の所信表明演説は、「政府債務残高の対GDP比」に関する様々な指標を確認し、「引き下げていく」ことにより、「財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信頼を確保して」いくという趣旨を述べたものである。

二の2について
二の1について述べたとおり、御指摘の「政府債務残高」の定義は様々であるが、例えば、二の1についてで例示した国際通貨基金が公表する一般政府の債務残高の対GDP比の数値は、令和二年をピークに、直近の実績値がある令和五年まで低下傾向にある。その背景については、例えば、令和六年四月五日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「ドーマーの定理によりまずと、債務残高対GDP比の変動につきましては、名目成長率と名目金利の大小関係のほか、プライマリバランスの水準にも左右される」と答弁しているところ、令和二年度に大きな赤字となった国・地方

のプライマリバランスが、その後改善傾向にあるとともに、令和三年度以降、名目経済成長率が名目金利を上回る状況にあるほか、令和七年六月九日の参議院決算委員会において、中山財務省主計局長が「IMFが公表する一般政府債務残高対GDP比は債務を時価評価しておりまして、足下で金利が上昇する中、債務残高の大きい我が国では時価の減少が比率の低下に大きく寄与していると承知してございます。」と答弁しているところである。

二の3について
二の1について述べたとおり、御指摘の「政府債務残高」の定義は様々であるが、例えば、令和四年三月十六日の参議院財政金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「ドーマー条件とは、プライマリバランスが赤字である中で債務残高対GDP比が安定するには成長率が金利よりも高くなければならないという学説であると、そういうふうな理解をいたしております。」と答弁しており、同条件に基づけば、経済成長率が金利を上回る必要があると考えている。

二の4について
二の1について述べたとおり、御指摘の「政府債務残高」の定義は様々であるが、例えば、令和六年二月九日の衆議院予算委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「財政の持続可能性を確保するためには、累積する債務残高を中長期的に減少させていくことが重要であります。」と答弁したところであり、政府の債務残高の対GDP比の数値についても引き下げていくことが重要と考えている。

した分」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「今後の財政支出の財源」については、今後の予算編成過程等において検討するものであり、現時点でお答えすることは困難である。

二の6について
お尋ねの「過去に財務当局が累次答弁してきた「純債務残高」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、「純債務残高」に関する指標は、国際通貨基金や経済協力開発機構などが公表していると承知しており、政府としてもこれらの指標を参照することはあるが、ここでいう「純債務残高」の意味については、例えば、令和七年三月十三日の参議院財政金融委員会において、吉野財務省主計局長(当時)が「IMFのWEO、ワールド・エコノミック・アウトルックにおきましては、総債務残高の数値の対GDP比に加えまして、総債務残高から金融資産のみを差し引いたネットの数値、純債務残高の対GDP比も公表されております。」と答弁しているところである。

二の7について
御指摘の「債務残高」の定義は様々である上、お尋ねの「政府の債務を分析する際に有効なもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年五月十四日の衆議院財務金融委員会において、中山財務省主計局長が「我が国の財政状況につきまして、様々な指標を用いて検証し、議論していくこと、これは極めて重要だと考えております。」と答弁しているところであり、このことは、「債務残高」の指標についても同様であると考えている。

三について
御指摘の「ガソリン税の暫定税率」及び「軽油

引取税の暫定税率」の廃止に伴い必要となるお尋ねの「安定財源」の確保については、令和七年十一月五日に自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の六党により合意された「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」を踏まえ、今後、政府としても適切に対応していくこととしている。

四について
お尋ねの「措置」の具体的な内容については、令和七年十月二十一日の閣議における内閣総理大臣指示(総合経済対策の策定について)に基づく経済対策及びその裏付けとなる補正予算の検討を通じて決定することとしているため、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「所信表明演説で述べられた措置」については、現在、その具体化に向けた検討を行っているところであり、お尋ねについて現時点でお答えすることは困難である。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員宮川伸君提出P.F.A.S.(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博君提出揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博君提出朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出訪問介護事業所への支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出農業簿記の制度的支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出病院と診療所の支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出持続可能な保護司制度の確立に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出公益通報者保護法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対する答弁書

令和七年十月三十一日提出
質問 第三四号

PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問主意書

来年四月から水道などの水質基準が「PFOSとPFOAの合計で一リットル当たり五十ナノグラム」となる。この根拠となるのが、二〇二四年六月、内閣府食品安全委員会がとりまとめた「有機フッ素化合物(PFAS)評価書」(以下「評価書」)で定めたPFOSとPFOAの耐用一日摂取量(TDI)、体重一キログラム当たりそれぞれ二

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長報告

十ナノグラムである。この数値は、欧州食品安全機関の六十四倍、米国環境保護庁の二百二十、六百六十六倍以上と極めて大きく、国民の間には大きな不安がある。また、「評価書」が、健康への影響を認めないため、PFAS血中濃度が高い方々への健康管理、さらなる疫学調査など必要な対策が行われていない。

したがって、次の事項について質問する。
一 内閣府食品安全委員会は、「評価書」の作成に向け、PFASワーキンググループを設置し、計九回の会合を行った。この過程で、事前に外部委託で選定した二百五十七の論文の内、百九十を不採用とし、外部委託で選定されなかった二百一の論文を追加し、計二百六十八の論文を参照し評価書を作成した。この過程で、当初参照すべきとされた重要な論文が外され、PFAS生産事業者が費用を支出するなど本来参照すべきでない論文が追加されている。PFASワーキンググループの九回の会合の間には、計二十四回もの非公開会合(打合せ)(以下「非公開会合」)が開催され、この「非公開会合」での議論によって「評価書」作成に向けた実質的な議論が行われたと推察される。

1 二十四回の「非公開会合」の議事録、議事メモなどは行政文書として作成され、また現存するか。内閣府本府行政文書管理規則第十一条には「本府における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならぬ」とある。委員手当、謝金、旅費を国庫から支出し、二十四回にわたって開催された「非公開会合」の議事録、議事メモが作成され

ていない場合、どのような法的根拠で作成しなかったのか。また作成されたが、廃棄された場合、どのような法的根拠にもとづいて廃棄されたのか。

2 川田龍平参議院議員(当時)の度重なる質問、追及により、この計二十四回の「非公開会合」の議事次第、配布資料など(以下「文献リスト」)はようやく開示された。参加した専門委員、専門参考人のコメント一覧と思われる資料も含まれるが、氏名、コメント双方黒塗りであり、又はコメントは開示されているものの氏名が黒塗りであり、文書管理規則第十一条にある「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」ができない。

(1) こうした重要な部分を黒塗りにしている理由として、食品安全委員会事務局は、松下玲子衆議院議員との二〇二五年六月三日環境委員会の質疑で「SNS等でいろいろな批判を浴びたりする」と、述べているが、九回の会合は公開し、議事録を公表している。「非公開会合」は議事録を公表せず、公開の会合の議事録は公表するとの判断に至った経緯を説明されたい。何らかの理由で当時は非公開とした会合こそ、事後の検証のための議事録が必要と考えるがどうか。

(2) そもそも「非公開会合」に参加した専門委員、専門参考人に、「非公開会合」での発言、コメント、会合前後のメールなどを非公開とする約束をした事実はあるか。また、その理由を説明されたい。
3 前述の松下玲子議員との質疑で、食品安全委員会事務局は、専門委員、専門参考人との食品安全委員会事務局とのメールのやり取り

があったこと、このメールが行政文書に当たるとは認めている。このメール(行政文書)について、食品安全委員会事務局は、「資料の作成を目的として一時的に作成したメモ等で、目的の資料に内容が反映されたものについては、保存期間一年未満の文書と位置づけられている」とし、先立つ五月二十九日の参議院環境委員会において、「廃棄されており、今現在においては存在していない」と答弁している。行政文書の管理に関するガイドラインにおいて、保存期間を一年未満とすることができるとし、「①別途、正本が管理されている行政文書の写し② 定型的・日常的な業務連絡、日程表等③ 出版物や公表物を編集した文書④ ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答⑤ 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書⑥ 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がない」と六類型を定めている。

(1) 今回廃棄したとするメールの内、会議の日程連絡などを除く、「評価書」の内容に係るメールを保存期間一年未満とできる理由はこの六類型のどれに該当するのか。
(2) 食品安全委員会事務局は、松下玲子議員との質疑で繰り返し、「それが反映された文書というものが外向きの説明責任を果たすための文書として保存されるということをもって、その大本のメモについては、保存期間一年未満「資料」の作成を目的として一時的に作成したメモ等で、目的の資料に内容が反映されたものについては、(中略)保存期間一年未満」などと答弁しているが、このその後の資料に内容が反映された

資料は一年未満で廃棄していいとする答弁は、公文書管理法及びその関連規定、ガイドライン等の何を根拠とするのか。法的根拠がないなら、法的に不正確な答弁がそのまま存在することは不適切なので、本質問への答弁書で明確に訂正されたい。

(3) 「評価書」作成に係るメールの保存期間を一年未満とできる、とする食品安全委員会の判断を、内閣として容認するのか。行政文書の管理に関する公文書管理課長通知「電子メールの選別及び手順に関するマニュアル」によれば、「当該答申等について委員から送信された、承認又は内容に関わる質問・意見が表明された電子メール(これに対する返答を行った電子メールを含む)。」と例示された審議会等文書は、一年未満ではなく、逆に「一年以上の保存期間を設定することとされている。食品安全委員会事務局の答弁は、この通知に反していると考えらるかどうか。

(4) そもそも文書の保存期間は、最低限保存しなければならない期間を定めたもので、期限が来たら廃棄するよう義務づけたものではない。実務の常識を考へても、保管場所が必要な訳でもないこれらのメールを、手間をかけてわざわざ廃棄するとは、考えにくい。メールの存否について改めて探索の上、存否についてお答えいただきたい。なお、再度探索のうえ存在が確認されれば、私としては黒塗りにすべきではないと思うが、一部黒塗りにしても開示すべきと考えるかどうか。

4 食品安全委員会事務局は、開示した「文献リスト」及び「評価書(案)」の中で、委員によ

る評価内容を黒塗りにしているが、リスク評価とはすなわち個別の文献に書かれた内容を検討することであり、リスク評価の核心が伏せられている。「透明性」「客観性」「公正性」などを謳う食品安全委員会は基本姿勢に反するものと言わざるを得ない。「文献リスト」及び「評価書(案)」で個別の文献の評価内容を黒塗りにしなければならない理由を具体的にお答えいただきたい。

二 「評価書」が参照した米国環境保護庁(EPA)文書(参照番号二百六十二、二百六十三)が引用しているアレクサンダー他(二〇〇三年)、アレクサンダー・オルセン(二〇〇七年)には、PFOS曝露と膀胱がんの関連について、「高曝露地域については、もっともらしい証拠がある」としている。にもかかわらず、「評価書」においては、「血清PFOS及びPFOA濃度と膀胱がんの関連の報告はなかった」とされている。

1 事実と反すると考えるかどうか。
2 そもそもこのアレクサンダー他(二〇〇三年)、アレクサンダー・オルセン(二〇〇七年)の二論文が「評価書」作成において参照されなかったのはなぜか。

3 このアレクサンダー氏の継続研究が、二〇二四年「評価書」決定前に出版され、「PFOSへの職業曝露が膀胱がん、肺がん、及び脳血管疾患と関連している」と表記している。この論文及び表記の存在を、政府が認識したのはいつか。「評価書」にこの内容を反映できなかったのは、なぜか。

三 「評価書」が参照したバリー他論文(二〇二二)(参照番号二百二十二)には、「血清PFOSA濃度は、腎臓がん及び精巣がんとの正の相関関係にあった。PFOSA曝露はこの集団(C8H₁₈Hea

lth Project)の腎臓がんと精巣がんに関連していた」とあるが、「評価書」には、「PFOSA濃度と(中略)」について関連がなかった」とされている。真逆の引用となっているのはなぜか。

四 「評価書」では、「将来的に、今回の検討時には不十分であったPFASの健康影響に関する研究・調査結果の一貫性、影響の度合いの臨床的意義、用量反応関係等に関する情報等の科学的知見が累積してくれば、TDIを見直す根拠となる可能性はある。」と述べ、現在の知見が不十分であることを認めた上で、耐用一日摂取量(TDI)の今後の見直しの可能性について、極めて消極的な表現ながら、認めている。

1 「見直す根拠となる可能性はある」と、「見直し」について極めて消極的な表現を用いているのはなぜか。現時点での知見は不十分なこととは認めているのだから、「科学的知見の集積に応じて、耐用一日摂取量(TDI)を不断に見直すべきである」などの表現にするべきではなかったか。

2 「評価書」作成時には見落とされ又は無視されていた質問項目二で触れたPFOS曝露と膀胱がんの関連について述べたアレクサンダー氏等の三論文は、耐用一日摂取量を見直す根拠となる科学的知見に含まれると考えるが、政府はどう考えるか。

3 「評価書」作成時には未発表であった二〇二四年九月公表の「母体のPFAS血中濃度が増加すると児の染色体異常が増加する」とした、環境省の事業であるエコチル調査の成果である信州大学の野見山哲生教授、長谷川航平助教の論文は、耐用一日摂取量を見直す根

拠となる可能性のある科学的知見に含まれると考えるかどうか。

4 質問項目2、3で述べたものを含む新たな科学的な知見が累積しており、耐用一日摂取量の見直しを早急に開始すべきと考えるかどうか。

5 「評価書」では、「健康影響評価の結果については、海外評価機関がそれぞれ採用しているエンドポイント及び指標値は大きく異なる。EFSA(欧州食品安全機関)(二〇二〇)やEPA(米国環境保護庁)(二〇二三Draft)が示している指標値は、各国における推定摂取量を下回る数値であり、リスク管理の状況や今後のリスク評価については引き続き注視していく必要がある。」と述べ、欧州や米国の基準が厳しすぎるともとれる表現をしている。

(1) 現状の推定摂取量は、指標値の策定において、考慮すべきとの認識か。

(2) 「評価書」発表から約一年半が経過したが、米国、欧州のリスク管理の状況、リスク評価について注視した結果、どのような知見があるか。

五 「評価書」では、「血中濃度については、今後のリスク評価に向けて、PFASの摂取量と血中濃度との関連や、それらと健康影響との関連について、疫学的手法により計画的に調査することが必要と考える。」と指摘している。

1 内閣もこうした調査が必要であるとの認識でよいか。そうであれば、どの省庁が、いつ、どのような調査を開始するのか。

2 「評価書」では、「我が国においては、PFASばく露が懸念される地域の住民における血中濃度の分布、高ばく露者の把握等の必要

性も含め、今後のリスク管理の方策や対応の優先度等について検討することは重要と考える。国や自治体等が、血中PFAS濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討する必要がある。」と、血中濃度の測定等について、「優先度について検討」と消極的である。「PFASばく露が懸念される地域の住民における血中濃度の分布、高ばく露者の把握等」は、最優先で取り組むべき施策と考えるが、このような後ろ向き表記になっている理由は何か。「評価書」発表後の、「必要性も含めた優先度の検討」はどの省庁で行われ、現在どのような認識か。

内閣衆質二一九第三四号
令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員宮川伸君提出PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮川伸君提出PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「議事録、議事メモなど」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「非公開会合」は、内閣府食品安全委員会事務局において、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第十条第一項の規定に基づく内閣府本府行政文書管理規則(平成二

十三年内閣府訓令第十号。以下「規則」という。)第十二条第二項に規定する打合せ等に該当せず、文書を作成する必要がないと判断したことから、「非公開会合」の議事録は作成していない。

一の2の(1)について

前段のお尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院環境委員会において、政府参考人が「内閣府本府文書管理規則第十二条第二項では、業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せについては記録を作成することとされており、当該条項における・・・事務の実施の方針については、PFASの食品健康影響評価のプロセスの中では、PFASワーキンググループ本体において議論がなされているところとございます。具体的には、例えばワーキンググループにおいて、国際機関等がそれぞれ異なったエンドポイントに基づいて異なった健康影響に関する指標値を出していくことを踏まえて、それらについての知見を十分に吟味して評価をしていくといった方針が合意され、これを受けてその作業が進められていくという形が取られております。準備作業においては、むしろ、これらのワーキンググループから示された方針に基づいて個別具体的に作業が行われたものであって、準備作業自体は本条項の事務の実施の方針等に影響を及ぼす打合せには該当しないというふうに考えております。」と答弁したところであり、このことから、御指摘の「非公開会合」の議事録は作成しておらず、また、「公開の会合」の議事録は作成し、公表しているところである。

後段のお尋ねについては、一の1についてで答えたとおり、御指摘の「非公開会合」は、

内閣府食品安全委員会事務局において、規則第十二条第二項に規定する打合せ等に該当せず、文書を作成する必要がないと判断したことから、「非公開会合」の議事録は作成していない。

一の2の(2)について

お尋ねの「非公開とする約束をした事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「非公開会合」は、令和五年二月から令和六年六月までにかけて食品安全委員会が行った有機フッ素化合物(以下「PFAS」という。)に係る食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第十一条第一項に規定する食品健康影響評価(以下「PFASに係る食品健康影響評価」という。)の方針に影響を及ぼす打合せに該当しないものとして、非公開で開催したものであり、「専門委員、専門参考人」は非公開であることを前提に出席したところである。

一の3の(1)及び(2)について

お尋ねについては、内閣府食品安全委員会事務局において、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえて制定された規則第十六条第六項第六号に掲げる「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」に該当すると判断したものである。

一の3の(3)について

前段のお尋ねについては、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、行政文書の管理は、それぞれの行政機関の長が設ける行政文書の管理に関する定めに従って、各行政機関において適切に行われているところである。

後段のお尋ねについては、御指摘の「評価

書作成に係るメール」は、内閣府食品安全委員会事務局において管理を行っていたところであるが、御指摘の「行政文書の管理に関する公文書管理課長通知」を踏まえ、当該通知における「合理的な跡付け・検証に必要となる行政文書」に該当しないものとして、ガイドラインや規則に照らして個別具体的に判断したものであり、お尋ねのように「この通知に反している」とは考えていない。

一の3の(4)について

御指摘の「これらのメール」については、内閣府食品安全委員会事務局において、規則に基づき適切に廃棄しており、改めて「これらのメール」については「探索することは考えていない。そのため、「探索」することを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

一の4について

御指摘の「開示した文獻リスト」及び「評価書(案)」においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第五号又は第六号に掲げる不開示情報に該当する部分を不開示としたものである。

二の1について

御指摘の「評価書が参照した米国環境保護庁(EPA)文書(参照番号二百六十二、二百六十三)においては、「PFOS曝露と膀胱がんの関連性について、「高曝露地域については、もつともらしい証拠がある」ことを意味する記載はあるが、「アレクサンダー他(二〇〇三年)」及びアレクサンダー・オルセン(二〇〇七年)」において、「PFOS曝露と膀胱がんの関連性について、「高曝露地域については、もつともらしい証拠がある」としている「事実はないと承知している。

二の2について

PFASに係る食品健康影響評価については、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われたものであるところ、PFASに係る食品健康影響評価において参照した文献については外部委託において収集し、また、食品安全委員会に設置した「有機フッ素化合物(PFAS)ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)における専門家の意見を踏まえて決定したものであるが、御指摘の「二論文が参照されなかった理由は把握していない。」

二の3について

お尋ねの「アレクサンダー氏の継続研究」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

御指摘の「ハリー他論文(二〇一三)(参照番号二百二十一)における[Thyroid, kidney, and testicular cancer risk increased with an increase in the log of estimated cumulative PFOA serum concentration (Table 4): this association was statistically significant only for testicular cancer at the p = 0.05 level.]」記載されており、「真逆の引用」との御指摘は当たらない。

四の1について

お尋ねの「消極的な表現を用いている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、PFASに係る食品健康影響評価については、食品安全委員会において、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われたものであり、御指摘の

「評価書についても、PFASに係る食品健康影響評価の結果に基づき、客観的かつ中立公正に記載されたものであると認識しており、お尋ねのように「・・・不断に見直すべきである」などの表現にするべき」とは考えていない。

四の2について

お尋ねの「評価書」作成時には見落とされ又は無視されていた質問項目二で触れたPFOS曝露と膀胱がんの関連について述べたアレクサンダー氏等の三論文の意味するところが必ずしも明らかではないが、二の2についてでお答えしたとおり、PFASに係る食品健康影響評価において参照した文献については外部委託において収集し、また、ワーキンググループにおける専門家の意見を踏まえて決定したものであり、二の2で御指摘の「二論文」については、お尋ねのように「見直す根拠となる科学的知見に含まれる」とは考えていない。

四の3について

令和七年二月十八日に開催された第九百七十二回食品安全委員会(以下「第九百七十二回食品安全委員会」という。)において、PFASに係る食品健康影響評価の結果に与える新たな科学的知見はないことが確認されている。

四の4について

第九百七十二回食品安全委員会において、PFASに係る食品健康影響評価の結果に影響を与える新たな科学的知見はないことが確認されているところ、現時点において御指摘の「見直し」を行う予定はないが、「評価書におけるPFASの健康影響に関する研究・調査結果の一貫性、影響の度合いの臨床的意義、用量反応関係等に関する情報の科学的知見」の集積に努めてまいりたい。

四の5の(1)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、食品安全基本法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価におけるお尋ねの「指標値」の算出に当たっては、「推定摂取量」は考慮していない。

四の5の(2)について

お尋ねの「このような知見の意味するところが必ずしも明らかではないが、「米国、欧州」においては、これまで「リスク評価」を踏まえたリスク管理措置が進められているところであり、「評価書」発表以降、新たな「リスク評価」の結果は公表されていないものと承知している。

五の1について

前段のお尋ねについては、御指摘の「評価書」の記載のとおり、「調査」が必要であると考えている。

後段のお尋ねについては、例えば、環境省において、PFASの血中濃度と健康影響との関係について、国内外の知見の収集や科学的に評価が可能な疫学調査を推進している等、関係府省庁において、PFASに係る食品健康影響評価の結果に基づき、必要な調査を実施しているところである。

五の2について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「後ろ向き」の意味するところが必ずしも明らかではないが、PFASに係る食品健康影響評価については、食品安全委員会において、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われたものであり、御指摘の「評価書」についても、PFASに係る食品健康影響評価の結果に基づき、客観的かつ中立公正に記載されたものであると認識している。

識している。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「評価書」発表後の、「必要性も含めた優先度の検討」は、現時点では、環境省において行われた結果、河川、地下水等の水環境におけるPFASの存在状況に関する全国的な調査として実施している環境モニタリングや「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」等に継続的に取り組むこととしているところ、引き続き関係府省庁においてお尋ねの「必要性も含めた優先度の検討」が行われるものと認識している。

令和七年十月三十一日提出
質問 第三五号

揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄内の離島のガソリン価格については、軽減措置を踏まえてもなお、全国と比較して高い水準であり、これが廃止された場合、離島の住民生活及び地域経済に多大な影響が生じることとなる。沖縄県の経済的背景や地理的背景、交通事情を踏まえ、沖縄県民の生活に与える影響を考慮して長年にわたって軽減措置が実施されてきたことに鑑み、揮発油税等の暫定税率廃止後も七円の軽減措置が必要不可欠である。

以上を踏まえ、政府に対し質問する。

一 暫定税率廃止後において七円の軽減措置を維持するために必要な財源の金額について伺いたい。

二 暫定税率廃止後にも沖縄県の軽減措置を維持するためには詳細な制度設計が必要になるが、政府の検討状況と今後の方針、併せて軽減措置を維持するために改正が必要となる法令等を示されたい。

三 七円の軽減措置を講じなければ、沖縄が全国より不利な立場に置かれ、さらには条件不利性のある離島住民の生活を圧迫することになる。それは、高市内閣の掲げる「強い沖縄経済」と矛盾するのではないか、政府の見解を伺いたい。右質問する。

内閣衆質二一九第三五号
令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員屋良朝博君提出揮発油税等の暫定税率廃止後における沖縄県の軽減措置に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「七円の軽減措置を維持する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)に基づく揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置(以下「当該措置」という。)を講じた場合と講じない場合とのこれらの税目の税収の差額については、令和七年度予算

を基に機械的に試算すると、四十億円程度となる。

二 について

御指摘の「軽減措置を維持する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「検討状況と今後の方針」については、令和七年十一月五日に自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の六党により合意された「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」(以下「六党合意」という。)において、「沖縄県については、これまでの経緯や地域の実情を踏まえ、本則税率の軽減措置を講ずることとされており、これを踏まえ、今後、政府としても適切に対応していくこととしている。また、お尋ねの「法令等」については、当該措置は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項第三号及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十一号)第七十四条において規定されている。

三 について

当該措置については、沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するために講じているものであるところ、二について述べたとおり、六党合意を踏まえ、今後、政府としても適切に対応していくこととしている。いずれにせよ、政府としては御指摘の「強い沖縄経済の実現に向けて、これまでも各般の産業振興等に関する施策や沖縄の北部地域及び離島の地域の振興等を推進するため必要な予算を計上しているところであり、引き続き全力で取り組んでいくと考えている。

令和七年十月三十一日提出
質問 第三六号

朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問主意書

朝鮮国連軍は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍地位協定」という。)第五条に基づき、①日本国内の施設(合同会議を通じて合意されるもの)及び②在日米軍の施設・区域(日本政府が合同会議を通じて同意するもの)(以下、①及び②をあわせて「在日国連軍基地」という。)を使用することができる。現在、七か所の在日米軍施設・区域が在日国連軍基地に指定されており、朝鮮国連軍は当該施設・区域を使用できることとなっている。

右を踏まえ、以下の事項を質問する。

- 一 外務省ホームページ掲載の「朝鮮国連軍と我が国の関係について」によると、現在、朝鮮国連軍の参加国は十九か国であるが、国連軍地位協定締結国だけでなく、この十九か国全てが在日国連軍基地を使用することができるのか。使用することのできる国名を具体的に示された。また、当該国名を明らかにしている文書の有無をご教示願いたい。
- 二 朝鮮国連軍参加国による在日国連軍基地の使用状況について、過去十年間の使用国、件数及び使用目的を示されたい。
- 三 過去十年間の朝鮮国連軍参加国による在日国連軍基地の利用の目的は、朝鮮半島における「武力攻撃を撃退し、かつ、この地域における

国際の平和と安全を回復する」という朝鮮国連軍創設の目的に合致するものに限定されているのか。

四 日本国内の施設で在日国連軍基地として指定されているものはあるか、また、これまで米軍を始めとした朝鮮国連軍から日本国内の施設の使用を求められたことがあるか。

五 二〇二四年二月六日付の琉球新報によると、朝鮮国連軍の運用は日本側には明らかにされず、外務省は、事前に基地を使用する旨の連絡はあるとしつつも、「運用についての具体的な通報はない」と報じている。朝鮮国連軍の参加国が実際に在日国連軍基地を使用する際に、日本国政府は、参加国との間でどのような手続を行うのか、詳細を示されたい。

六 日米安保条約第六条の実施に関する交換公文(一九六〇年一月十九日)では、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用には、米国と日本の事前協議が必要とされている。一方、「朝鮮議事録」(一九六〇年一月六日)では、日本政府は、国連統一指令部の下にある在日米軍が朝鮮に出ている場合には事前協議の対象としないと述べている。

- 1 「朝鮮議事録」は現在も有効であるのか。
- 2 朝鮮議事録の有効性にかかわらず、在日米軍が朝鮮国連軍後方司令部の指揮下の部隊として行動する場合には、事前協議の対象とならないのではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第三六号

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出朝鮮国連軍の日本国内の基地使用に関する質問に対する答弁書

一 について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「在日国連軍基地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議（以下「国際連合の諸決議」という。）に従って朝鮮に軍隊を派遣しており又は将来派遣する国であつて日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号。以下「国連軍地位協定」という。）の当事国であるものの陸軍、海軍又は空軍で国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されているもの（以下「国連軍」という。）は、国連軍地位協定第五条²の規定に基づき、国連軍地位協定第二十条に規定する合同会議（以下「合同会議」という。）を通じ我が国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）に基づき、米国の使用に供せられている施設及び区域を使用することができる。したがつて、御指摘の「十九か国全て」ではなく、我が国が現在国連軍地位協定を締結している、オーストラリア、

カナダ、フランス、イタリア、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、トルコ、英国及び米国が、米国の使用に供せられている施設及び区域を使用することができる。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「当該国名を明らかにしている文書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国連軍地位協定の締約国は、国連軍地位協定並びにタイ及びトルコから我が国政府に寄託された国連軍地位協定の加入書に明記されている。

二 について

お尋ねの「在日国連軍基地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、国連軍の運用の詳細に係ることであり、相手国との関係もあるため、お答えを差し控えた。

三及び五について

お尋ねの「在日国連軍基地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国連軍地位協定第三条¹の規定に基づき、同条¹に規定する国際連合軍司令部は、我が国政府に対し、国連軍の構成員、軍属及び家族について、それらの入国者及び出国者の数、入国及び出国の日付、入国の目的並びに滞在予定期間を適切に通告しなければならぬとされているところ、当該通告を含め、国連軍地位協定の締約国の軍隊が、国連軍として国連軍地位協定に基づき日本国内において活動する際には、事前に我が国政府と調整を行つており、その際に、国連軍との間の様々なやり取りの中で、朝鮮半島の平和と安全の保持という目的の範囲内で活動することを確認している。お尋ねの「手続」に関するこれ以上の詳細については、国連軍の運用の詳細に係ることであり、相手国との関係もあるため、お答

えを差し控えた。

四について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「日本国内の施設」、「在日国連軍基地」及び「指定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国連軍地位協定第五条¹に規定する日本国における施設として、合同会議を通じて合意されているものはない。

後段のお尋ねについては、国連軍の運用の詳細に係ることであり、相手国との関係もあるため、お答えを差し控えた。

六の1について

お尋ねの「朝鮮議事録」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、仮に外務省が平成二十二年三月九日に公表した外務省調査チーム作成の「いわゆる「密約」問題に関する調査報告書」において「藤山外務大臣とマッカーサー駐日米大使との間で作成された「第一回安全保障協議委員会のための議事録」と記載されている文書についてのお尋ねであれば、平成二十六年二月十四日の衆議院予算委員会において、岸田外務大臣（当時）が「第一回安全保障協議委員会のための議事録ですが、（中略）この文書につきましては、一九六九年の佐藤総理、ニクソン大統領の共同声明、さらには佐藤総理のナシヨナルプレスクラブにおける演説による対外的表明によつて実質的に置きかわつたものと考えられ、今日的な意味はないと考えております。そして、平成二十一年から二十二年、岡田外相時代に行われました外務省におけるこの調査結果を受けて、米国との間で、日米安保条約第五条の規定に基づいて行われるものを除き、日本国内から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は事前協議の

対象であること、さらには、御指摘の議事録の内容は有効ではないことを改めて確認している、このように承知をしております。」と答弁しているとおりである。

六の2について

御指摘の「在日米軍が朝鮮国連軍後方司令部の指揮下の部隊として行動する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びその関連取極と、千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある米国の軍隊との関係についてのお尋ねであれば、平成三十年四月十三日の衆議院外務委員会において、河野外務大臣（当時）が「日米安全保障条約及びその関連取極と朝鮮国連軍たる米軍との関係につきましては、吉田・アチソン交換公文等に関する岸総理・ハーター國務長官の交換公文において、国際連合統一司令部のもとにある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行われる取極により規律されると了解をされております。つまり、朝鮮国連軍の一部を構成する米軍につきましては、日米安全保障条約第六条の実施に関する交換公文、岸・ハーター交換公文に言う事前協議の主題のうち、日米安全保障条約第五条に基づいて行われるものを除いた、日本国内から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設・区域の使用に該当する、そういう場合には我が国との事前協議が行われることとなります。」と答弁しているとおりである。

令和七年十一月四日提出
質問 第三七号

生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問主意書

近年、記録的な猛暑が続く、熱中症による死亡事例が全国的に増加しています。高齢者世帯、生活保護受給世帯などの低所得世帯では、経済的理由や設置費用の負担、電気代への不安等からエアコンが設置されていなかったり、使用を控えたりすることが容易に想像され、命に関わる深刻な事態となっています。こうした世帯の中には、健康上特に配慮が必要な世帯も多く、暑さによる健康被害のリスクが一層高く、包括的な支援が求められます。

このような中で、東京都などを始めとする一部の自治体では、生活保護受給世帯を対象にエアコン設置費用や電気代の助成制度を設けていますが、全国的には対応に格差があると考えます。

そのため、政府の責任において、高齢者世帯を始めとする生活保護受給世帯及び低所得世帯に対し、熱中症対策としてのエアコン設置支援を、全国的に推進する必要があると考えます。

そこで、以下のとおり質問します。

一 近年の熱中症による死亡者数のうち、六十五歳以上の高齢者が占める割合及び、生活保護受給世帯における発生状況について、政府の把握するところを示してください。

二 生活保護受給世帯のうち、エアコンが設置されていない世帯の割合を政府として把握している

ますか。把握している場合は都道府県別の状況を示してください。

三 一般世帯におけるエアコンの普及率は、どの程度であると政府は認識していますか。また、そのデータを踏まえつつ、猛暑が頻発する現状に鑑み、エアコンは生活必需品で、その利用は最低限度の生活を送るうえで必要不可欠と考えますが、政府の見解を示してください。

四 熱中症防止の観点から、生活保護を受ける世帯に対して、エアコン設置費用や電気代の助成を全国的に推進すべきと考えますが、政府の見解を示してください。

五 特に、生活保護受給世帯の中でも、高齢者世帯に限らず、障害者世帯、子育て世帯、慢性疾患を有する世帯など、健康上のリスクが高い世帯に対しても、重点的な支援を行うべきと考えますが、政府の見解を示してください。

六 生活保護を受給していないが、年金や低収入で生活する低所得世帯に対しても、熱中症対策としてエアコン設置費用や電気料金を支援する制度を創設すべきと考えますが、政府の見解を示してください。

七 猛暑が頻発する現状に鑑み、政府として生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置支援を制度化し、恒久的な熱中症対策を講ずるべきと考えますが、政府の見解を示してください。

右質問する。

内閣衆質二一九第三七号

令和七年十一月十四日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長の報告

衆議院議員山井和則君提出生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出生活保護受給世帯及び低所得世帯へのエアコン設置推進等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、厚生労働省の人口動態統計によると、令和六年の御指摘の「熱中症による死亡者数」は二千六百六十人であり、そのうち「六十五歳以上の高齢者が占める割合」は八十五・〇パーセントとなっているが、「生活保護受給世帯における発生状況」については把握していない。

二について

お尋ねの「生活保護受給世帯のうち、エアコンが設置されていない世帯の割合」については、厚生労働省が実施した「令和四年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の結果を基に試算したところ、「生活保護世帯」のうち「ルームエアコンを保有していない割合は約十七パーセントである。また、当該調査は一部の都道府県を対象としたサンプル調査であることから、お尋ねの「都道府県別の状況」については把握していない。

三の前提について

お尋ねについては、例えば、厚生労働省が実施した「令和四年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の結果を基に試算したところ、「一般世帯」のうち「ルームエアコン」を保有している割合は約九十一パーセントである。

三の後段について

御指摘の「そのデータを踏まえつつ」及び「最

低限度の生活を送る」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、エアコンは熱中症を予防するためにその適切な利用が重要であると考えているところ、令和六年十二月十九日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「エアコンについては保護費のやりくりによって計画的に計画していたが、・・・生活保護の開始時にエアコンの持ち合わせがない場合等においても、真にやむを得ないと保護の実施機関が認めた場合には、一定の基準の範囲内でエアコンの購入費用を支給することを可能としているということでございます」と答弁しているところ、健康で文化的な最低限度の生活を保障することとしている生活保護制度において、エアコンの購入を支援しているところである。

四について

お尋ねの「生活保護を受ける世帯」に対する「エアコン設置費用」の助成については、三の後段について述べたとおり、エアコンの購入を支援しているところ、これに関しては、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十九条第四項に規定する保護の実施機関(以下「保護の実施機関」という。)に対して、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和三十八年四月一日付け社発第二四十六号厚生省社会局長通知)において、その具体的な取扱いを示しており、また、直近では、厚生労働省が開催した令和六年度社会・援護局関係主管課長会議の資料四において、「日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を、夏季や冬季までの期間を考慮して事前に確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、・・・真に必要な者が冷房

器具や暖房器具等を購入できるよう「配慮いただきたい」旨周知すること等を通じて、その推進を図っているところである。お尋ねの「生活保護を受ける世帯」に対する「電気代の助成」については、令和六年六月四日の参議院環境委員会において、政府参考人が「生活保護基準につきましては、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する、いわゆる水準均衡方式の考え方で設定されているところ」でございまして、平成二十七年の生活保護基準部会による検証におきまして、家計調査のデータを用いて各月の光熱費の支出額を比較いたしました。その結果、支出額が増加する月を確認いたしました。したが、年平均の支出額と比べて夏季に光熱費の支出額が増加する実態は確認できなかったところでございます。近年の光熱費の支出額の動向につきましても、家計調査のデータを用いて確認いたしますと、同様に、年平均の支出額と比べて夏季に光熱費の支出額が増加する実態が確認できていない」と答弁しているところ、こうした実態を踏まえると、慎重に検討する必要があると考えている。

御指摘の「生活保護受給世帯」に対するエアコンの購入の支援については、四について述べたとおり、保護の実施機関への周知等を通じて、その推進を図っているところ、お尋ねの「重点的な支援」については、保護の実施機関に対して、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和三十八年四月一日付け社保第三十四号厚生省社会局保護課長通知)において、「熱中症予防が必要とされる者」として、「高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者

については体温の調節機能への配慮が必要であると考えられることから、・・・特に購入に向けて積極的に勧奨されたい」と示しており、また、直近では、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について(周知)」(令和七年五月三十日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)において、「日頃のケースワークにおいてエアコンの購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理に係る助言指導を行う」と、「熱中症の予防法に関する周知等」として「高齢者、障害のある方等については、より熱中症に注意いただく必要があるため、訪問等によって把握した被保護者の生活状況を踏まえること等と示しているところである。

お尋ねの「エアコン設置費用」を支援する制度については、例えば、「生活福祉資金貸付制度要綱(平成二十一年七月二十八日付け厚生労働省発社援〇七二八第九号厚生労働事務次官通知別紙(最終改正 令和五年三月三十一日))により、都道府県社会福祉協議会が行う、低所得世帯等に対して日常生活を送る上で一時的に必要なであると見込まれる費用等を無利子又は低利で貸し付ける生活福祉資金貸付の仕組みを設け、御指摘の「低所得世帯」の「エアコン設置費用」についても支援しているところであり、現時点で「熱中症対策」として新たな「制度を創設すべき」とは考えていない。また、お尋ねの「電気料金を支援する制度」については、例えば、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」(令和七年四月二十五日米国の関税措置に関する総合対策本部決定)における「電力使用量の増加する七・八・九月の三か月について、電気・

ガス料金支援を実施」との方針に基づき、御指摘の「低所得世帯」を含め、物価高騰に対応する観点から、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」を実施し、令和七年七月から同年九月までの間に使用した電気料金に対する支援を行ったところ、現時点で御指摘の「低所得世帯」に対する「熱中症対策」として新たな「制度を創設すべき」とは考えていない。

急アンケート調査によると、訪問介護事業所では、「前年と比べて事業所収入が減少した」との回答が五十五・二パーセント、その要因として「訪問介護員の人手不足により、依頼があっても受けることができなかったため」が七十三・三パーセントと最も多く、「訪問介護員の不足により、サービス提供を断ったことがある事業所」も八十九・四パーセントに上り、深刻な状況であることがうかがわれます。そのため、入所型の介護施設と同様、あるいはそれ以上に地域福祉の基盤を支える存在である訪問介護事業所への支援を強化することが必要だと考えます。

七について
お尋ねの「生活保護受給世帯」への「エアコン設置支援」については四についてで、また、「低所得世帯」への「エアコン設置支援」については六についてでお答えしたとおりである。

一 演説で総理が言及された「介護施設」には、訪問介護事業所が含まれていますか。含まれていない場合は、その理由を示してください。
二 訪問介護事業所の経営実態について、厚生労働省としてどのように把握していますか。特に、物価高騰や人材不足による事業所の閉鎖件数や、経営悪化の主な要因について、政府の認識を示してください。
三 訪問介護職員の賃金水準は、これまでに処遇改善に取り組まれてきたとはいえ、全産業平均に比べて格差がある状況で、とりわけ人手不足が深刻化する中で、この格差を解消するためには、抜本的な対策が必要です。政府として、訪問介護職員の処遇改善を、今後どのように進めていきますか。
四 政府として、訪問介護事業所も「医療機関や介護施設と同様に経営支援の対象とする考え」はありますか。対象としない場合は、その理由と、今後予定している訪問介護事業所への具体的な支援策を示してください。

令和七年十一月四日提出
質問 第三八号
訪問介護事業所への支援等に関する質問主意書
提出者 山井 和則
訪問介護事業所への支援等に関する質問主意書
意書
本年十月二十四日に行われた高市内閣総理大臣の演説では、「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援を強化する」旨の発言がありました。しかしながら、ここで言及されている「介護施設」の中には、一般的には在宅介護を担う訪問介護を行う事業所(以下、訪問介護事業所という。)が含まれていないと理解しています。

訪問介護事業所は、要介護高齢者の在宅生活を支える重要な役割を担っており、物価高騰や人手不足の影響により、経営が非常に厳しい状況が続いています。日本介護クラフトユニオンが本年四月に実施した居宅介護支援事業所のケアマネジャーと訪問介護事業所の管理者を対象とした緊

内閣衆質二一九第三八号
令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出訪問介護事業所への支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出訪問介護事業所への支援等に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについて、高市内閣総理大臣が、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援なども、急を要します」等と述べているところ、この「介護施設」という文言は、介護事業者全般に対する支援が必要であることについて、国民にとつてできるだけ分かりやすく伝えるために例示として用いたものであり、御指摘の「訪問介護事業所」は、形式的には「介護施設」に含まれないが、「経営支援の対象」として想定されるものであり、その上で、当該支援については、例えば、同年十一月四日の衆議院本会議において、同内閣総理大臣が「介護、障害福祉分野の処遇改善や事業者支援を早急に行えるよう、補助金の措置に向けて、経済対策、補正予算に盛り込むべき必要な施策の検討を指示したところでございます。施策の具体化を進めるなど、スピード感を持って対応してまいります」と、同年十月二十四日の閣議後記者会見において、上野厚生労働大臣が「必要な施策を経済対策や補正予算に盛り込んでいきたいと考えていますが、施策の具体化については今後十分に検討していきたい」と述べているところであ

る。

二について

お尋ねの「訪問介護事業所の経営実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「閉鎖」を休止又は廃止と解すれば、厚生労働省が令和六年度に実施した「令和六年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」における「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」による、都道府県、指定都市及び中核市からの回答によれば、令和六年六月から同年八月までの三箇月間に休止又は廃止した御指摘の「訪問介護事業所」は五百五十二件であり、その理由については、回答のあった地方自治体からの複数回答の五百六十三件のうち、「物価高による経費の増加」は一件、「人員の不足」は二百五十五件である。また、お尋ねの「経営悪化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、休止又は廃止の主な理由については、令和七年四月十六日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「休業止の主な理由は人員の不足ということでございます。人材確保に大変現場の皆様が苦勞されているということだと承知しております」と答弁しているところである。

三について

お尋ねについては、令和七年六月十七日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「国としても、処遇改善加算の取得要件の弾力化であったり物価高騰や賃上げに対応する支援、また先般の補正予算等によります訪問介護事業所向けの各種支援などの対策に取り組んでまいりましたし、まさにこの補正の効果とかはこれから現れるところでございます。

その上で申し上げますと、先日閣議決定されたした骨太の方針二〇二五では、医療、介護、障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある、介護分野の職員の他職種と遜色ない処遇改善等に取り組みとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握、検証し、二〇二五年末までに結論が得られるよう検討する、社会保障関係費について、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算するとされたところでございます。実態を把握しながら適切に対応してまいりたいと思っております」と答弁しているところである。

令和七年十一月四日提出
質問 第三九号

農業簿記の制度的支援に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

農業簿記の制度的支援に関する質問主意書
農業の持続可能な発展と経営の近代化を推進する上で、農業簿記の普及と活用は重要な施策として位置付けられるべきと考えます。

複式簿記は、単なる帳簿記録を超え、農業経営の意思決定支援、青色申告による税制上の優遇措置、更には金融機関との信頼関係構築の基盤ともなるものである。とりわけ、農業簿記は、作目別の原価管理や未收穫農産物の棚卸評価など、工業簿記に近い構造を持ち、一般的な商業簿記に比してより高度な会計処理を必要とする。実際にいわゆる「農業簿記三級」で扱われる内容であっても、日商簿記二級程度の理解が求められ

るとの指摘もあり、こうした会計処理を現場で正確に運用できる農業者は決して多くなく、実務上の定着は難しいものと考えます。

農業簿記の普及は、単なる事務改善にとどまらず、税負担の公平性や農業経営の透明化に直結する政策課題であると考えます。しかしながら、現状では、農業簿記の導入は十分に進まず、また農業簿記ソフトの操作や複式簿記による記帳に困難を感じる農業者も少なくない。

さらに、気候変動や物価高騰といった構造的課題に直面する中で、より精緻な損益管理と資源配分が求められているにもかかわらず、そのための制度的・人的・技術的支援が十分に整っていない。言い難い。

よつて以下、農業簿記の社会的意義を再確認しつつ、その導入支援、活用促進、教育整備、政策連動性に関する政府の認識と施策の在り方について質問する。

- 一 農業簿記の普及状況と政府の認識について
1 現在、青色申告を行っている農業者の数と、そのうち複式簿記を採用している者の割合の直近五年間の統計について可能な限り示されたい。
- 2 農業簿記の普及・定着が進まない要因について、政府はどのように分析しているか示されたい。
- 3 農業簿記は農業経営の近代化・可視化に資すると考えるが、政府の見解について示されたい。
- 4 政府は、いわゆる「農業簿記三級」について、「日商簿記」全経簿記等の簿記検定の中でどの程度の難易度に相当すると認識しているか示されたい。

5 同程度の生産規模を有する農家であつても、農業簿記を導入し青色申告を行う場合と、白色申告にとどまる場合とで、税額や控除の適用にどの程度の差異が生じ得ると政府は認識しているか示されたい。

二 農業簿記の導入・実践に対する支援制度について

1 農業簿記導入にあたり、農業者が必要とする指導・研修・伴走支援の提供状況について、可能な限り示されたい。

2 高齢農業者やICTが不得手な者に対して、紙ベースでの簡易な記帳支援等も含めた対応が必要であると考え、政府の対応策があれば具体的に示されたい。

3 農業簿記ソフトウェアの価格が中小規模農家にとって導入障壁となつており、導入支援策が必要と考えるが、現状及び導入支援策の必要性について政府の認識を示した上で、既の実施又は検討している施策があれば示されたい。

三 教育及び農業簿記人材の育成について

1 農業高校・農業大学校における農業簿記教育の現状及び教育課程上の位置付けについて明らかにされたい。

2 農業簿記に精通した人材(簿記指導員、アグリコンサルタント等)の育成・確保に向けた国の支援施策があれば内容を具体的に示されたい。

四 農業経営分析・政策設計との連携について

1 作目別・圃場別の簿記データを活用した農業経営分析の公的研究事例があれば、可能な限り示されたい。

2 環境負荷低減型農業(有機農業、省力化等)と農業簿記との関連性に関する実証研究又は政策連動の事例があれば、可能な限り示されたい。

3 農業簿記のデジタル化(スマート農業連携、センサー連動等)による労務・生産性分析の可能性を政府はどのように評価しているか示されたい。

五 制度設計上の課題と改善方針について

1 青色申告における複式簿記の要件について、農業の特性(例・未収穫農産物の評価、労働の家族依存)を踏まえた制度とすべきであると考え、政府の現状認識を示されたい。その上で、制度見直しの必要性及び既に検討を実施していればその状況について示されたい。

2 棚卸資産の評価や減価償却の計算において、農業簿記が一般商業簿記と異なる取扱いを必要とする点について、税務申告上の柔軟な配慮やガイドラインの整備状況を明らかにされたい。

3 気候変動の影響を受けた災害・不作による損失を農業簿記上で適切に計上するための制度的支援や、記帳指導の工夫について、政府はどのように検討しているか示されたい。

内閣衆質二一九第三九号
令和七年十一月十四日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出農業簿記の制度的支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員八幡愛君提出農業簿記の制度的支援に関する質問に対する答弁書

一の1について
お尋ねの「青色申告を行っている農業者の数」について、「二〇二〇年農林業センサス」によれば、「青色申告を行っている経営体数」は、令和二年が三十八万二千三十七経営体であり、「農業構造動態調査」によれば、同様に「青色申告を行っている経営体数」は、令和三年が三十八万九千五百経営体、令和四年が三十七万五千七百経営体、令和五年が三十七万三百経営体、令和六年が三十五万五千八百経営体である。

また、お尋ねの「そのうち複式簿記を採用している者の割合」について、「二〇二〇年農林業センサス」によれば、「青色申告を行っている経営体数」のうち「一般的には複式簿記」とされている「正規の簿記」を行っている「経営体数」の割合は、令和二年が五十四・四パーセントであり、「農業構造動態調査」によれば、当該割合は、令和三年が五十四・六パーセント、令和四年が五十五・六パーセント、令和五年が五十五・七パーセント、令和六年が五十五・九パーセントである。

一の2について
御指摘の「複式簿記」による「農業簿記」の「普及・定着が進まない要因」については、農業者は経営状況に応じて「複式簿記」以外の簡便な方式による会計処理を行っていることによるものと考えられる。

一の3について
御指摘の「複式簿記」による「農業簿記」により農業経営に関する会計処理を行うことは、「農業経営の近代化・可視化」に資するものと考え

られる。

一の4について
御指摘の「農業簿記三級」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に一般財団法人日本ビジネス技能検定協会が実施している「農業簿記検定」の「三級」を指すとすれば、この検定も含め御指摘の「簿記検定」は異なる実施主体がそれぞれの基準により実施しているものであることから、「難易度を比較することは困難である。

一の5について
お尋ねについては、個々の所得状況等により様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

二の1及び2について
御指摘の「伴走」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「複式簿記」による「農業簿記」の導入については、政府としては、都道府県が行う「農業者が必要とする指導・研修」に要する経費に対する補助を行っている。なお、例えば、一般社団法人全国農業会議所及び都道府県農業会議は、農業経営の合理化のために必要な支援として「紙ベース」の手引書を作成し、それぞれにおいて「高齢農業者やICTが不得手な者」を含めた農業者を対象とする研修を通じて、当該手引書の周知・徹底を図っているものと承知している。

二の3について
御指摘の「農業簿記ソフトウェア」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、農業経営における「複式簿記」の導入を支援するソフトウェアの「価格が中小規模農家にとって導入障壁となつて」いるか否かについては、こうしたソフトウェアの価格の水準は、提供を行

う事業者によって様々な要素を勘案して決定されるものであるため、政府として一概にお答えすることは困難である。また、「導入支援策の必要性」については、必ずしも「複式簿記」の導入を支援するソフトウェアを活用することなく農業経営に関する会計処理を行うことができるものと認識している。いずれにせよ、こうしたソフトウェアの導入に当たっては、例えば、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十四条の二及び第六十一条の二に規定する農業経営基盤強化準備金の対象となっており、同法第二十四条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第十六条の三第二項及び第三十七条の三第二項において、ソフトウェアの価格を損金又は必要経費として圧縮記帳することができるとしている。

三の1について
御指摘の「農業高校」における「農業簿記教育」については、高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省告示第六十八号)及び「高等学校学習指導要領(平成三十年告示)」解説「農業編(平成三十年七月文部科学省作成)」において、「農業経営」の科目で、「学校農場の会計事例、農業会計の原理、農業簿記の仕組み、売上と費用の関係(売価の想定・原価計算・利益の確保)について取り上げて指導することとしており、これを踏まえ、農業に関する各科目のうち「農業経営」を開講する農業高校において、「農業簿記」に関する指導が行われているものと承知している。

また、御指摘の「農業大学校」における「農業簿記教育」については、「協同農業普及事業の実施」についての考え方(ガイドライン)(令和七年

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

七月三日付け七農産第一六〇五号農林水産省農産局長通知)において、「実践的な農業の技術力と経営力を備えた「農業者を育成するため」に行う「必要な取組」の参考としている「養成課程の科目の参考」に「農業簿記」の教科を位置付けており、これを踏まえ、「農業簿記」について、都道府県が「都道府県内の地域農業の状況等を考慮して」「養成課程」の教科として定めた農業大学校において、「農業簿記」に関する教育が行われているものと承知している。

三の2について
お尋ねについては、経営発展・就農促進委託事業により、農林水産省から委託を受けた事業者が、農業経営における御指摘の「複式簿記」による「農業簿記」により会計処理を行うことに関して「精通した人材」も含めた農業者の経営基盤の強化に資する人材育成を目的とする研修のためのプログラムを作成し、中小企業診断士等に提供している。

四の1及び2について
お尋ねについては、現時点において、政府として把握していない。

四の3について
御指摘の「農業簿記のデジタル化(スマート農業連携、センサー連動等)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「複式簿記」も含めた農業経営に係る情報をデータ化し、これを用いることにより、「労務・生産性」に関する分析を効果的に行うことは可能であると考えている。

五の1について
御指摘の「複式簿記の要件」については、納税者一般の正確な記帳を奨励するという青色申告制度の趣旨を踏まえると、お尋ねの「制度見直

議長の報告

し」については、慎重な検討が必要であると考えている。

五の2について
お尋ねの「税務申告上の柔軟な配慮」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業経営に特有の会計処理としての「棚卸資産の評価や減価償却の計算」に関する「ガイドライン」の作成については、政府として行っていない。なお、例えば、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会及び公益社団法人日本農業法人協会においては、「農業の会計に関する指針(以下「指針」という)を公表しており、指針において「農企業が計算書類の作成に当たり、抛ることが望ましい会計処理」等として、「特に農企業において必要と考えられるもの」が記載されているものと承知している。

五の3について
お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年十一月四日提出
質問 第四〇号
首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問主意書
率及び利益相反防止策に関する質問主意書
前政権に対して私が提出した質問で、首相官邸に勤務するスタッフのうち、民間企業等からの出向者が占める割合を明らかにするよう求めた。これは、行政の中核における政策立案過程の透明性と公正性を確保するためには、官邸の人事構成を統計的に把握し、民間出向の実態を国民が検証で

きるようにすることが不可欠であるとの認識に基づくものである。

政府は答弁書(内閣衆質二七第三二七号)で、「民間出向者及び首相官邸の人事構成における民間人材」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、総理大臣官邸(以下「官邸」という)に勤務する者の数やその業務内容等を明らかにすることは、官邸の警備等に支障を来たすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」としたが、当初の質問の核心は個別の配置人数や業務内容ではなく、民間人材の比率という統計的事実そのものの開示であり、これについて一切数値を示さなかったのは不当であると考えられる。統計上の比率は個々の部署・人員配置を特定する情報に当たらず、警備上の支障を生じさせるものではないと考える。

よって、新政権においても趣旨を改めて確認し、範囲と定義を明確化したうえで、比率のみの開示を改めて求めるとともに、利益相反の観点から名刺配付行為に関する規律の不備についても質問する。
本主意書における「民間出向者」とは、民間企業その他の民間団体に在籍したままの身分で内閣官房に出向して勤務する一般職の国家公務員をいう(顧問・参与等の特別職、並びに警察官等は含まない)。「比率」とは、当該範囲に属する一般職員総数(分母)に対する「民間出向者」数(分子)の百分率をいう。分母・分子の数値を併記すること。「基準日」は各年度末(毎年三月三十一日)とする。
一 前記定義及び基準日に基づき、最新年度における民間出向者の比率(分母・分子及び百分率)を示されたい。

二 同様に、二〇一一年度から最新年度までの各年度について、民間出向者の比率(分母・分子及び百分率)の推移を示された。

三 なお、なおも警備上の支障を理由として一及び二の開示が困難であるとする場合には、支障のない最大限の範囲で、例えば内閣官房全体としての比率、又は十%刻み等の階級幅による比率など、代替的な統計を示された。併せて、その選定理由を示された。

四 前回答弁では、一般職の国家公務員につき「出向元の企業・組織の名刺を配付する」行為を直接に制限する法令は存在しない旨が示された。官邸勤務における利益相反の防止及び不適切な影響の遮断の観点から、前記行為を禁止する内規又は通達を速やかに整備する考えの有無を示されたい。併せて、整備する場合のスケジュール(策定主体、手続、適用開始日)を示されたい。

五 前記四に関連し、当該行為を禁止する規定を置く必要がないと政府が判断している場合は、その判断理由(現行制度で十分とする具体的根拠、想定リスクの評価、監督・是正手段の実効性等)を明確に示されたい。

六 「実務上、民間から政府へ出向した職員と官公庁内で名刺交換を行ったところ、後日、出向元企業のメールマガジンが当該連絡先に配信されるようになった」との報告が寄せられている。政府は当該事案の有無及び実態を把握しているか。把握していない場合は直ちに調査し、結果及び講じた措置(再発防止策を含む)を示されたい。

七 官邸勤務の職員(前記定義という民間出向者を含む)が職務上取得した連絡先を、出向元を含む第三者の営業・宣伝・広報に利用すること

を明確に禁ずる運用基準の策定の有無と、このような情報の流出に係る危険性についての政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一九第四〇号

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率及び利益相反防止策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「例えば内閣官房全体としての比率・・・など、代替的な統計」の意味するところ及びお尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「定義」に基づくお尋ねの「比率」については、「一般職国家公務員在職状況統計表」における平成二十三年から令和二年までの各年の「省庁別、俸給表別在職者数」及び令和三年から令和六年までの各年の「府省等別、俸給表別在職者数」に占める、「令和六年官民人事交流に関する年次報告」の「(参考)官民人事交流者の各年末時における派遣・在職状況」の「(二)交流採用の表における「内閣官房」の「各年末時における交流採用中の者の数」の比率(小数点第二位を四捨五入した数字)としてお示すと、平成二十三年は零パーセント、平成二十四年は零パーセント、平成二十五年は零パーセント、平成二十六年は零パーセント、平成二十七年は零パーセント、平成二十八年は零パーセント、平成二十九年は零パーセント、平成三十年は零パーセント、令和元年は零パーセント、令和二年は零パーセント、令和三年は〇・一パーセント、令和四年は〇・一パーセント、令和五年は〇・二パーセント、令和六年は〇・三パーセントである。

なお、先の答弁書(令和七年六月二十七日内閣衆質二一七第三二七号)一、二及び五について「総理大臣官邸(以下「官邸」という)に勤務する者の数やその業務内容等を明らかにすることは、官邸の警備等に支障を来たすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」とお答えしたところ、総理大臣官邸に勤務する者に占める御指摘の「民間出向者」の「比率」についても、これを明らかにすることは、「官邸の警備等に支障を来たすおそれがある」と考えている。

四及び五について

御指摘の「出向元の企業・組織の名刺を配付する」行為の様子は様々であると考えられ、また、一般論として、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という)が同法に規定する服務義務に違反した場合における同法第八十二条第一項に規定する懲戒処分(以下「懲戒処分」という)については、「懲戒処分の指針について(平成十二年三月三十一日付け職職一六八人事院事務総長通知)において、「具体的な処分量の決定に当たっては、「総合的に考慮の上判断するものとする」とされており、御指摘の「出向元の企業・組織の名刺を配付する」行為も含め、職員の個別の行為について任命権者が懲戒処分の要否等について判断する際には、御指摘のような「利益相反」や「不適切な影響」の有無

なども総合的に考慮することも考えられるところ、これらの関係法令等の遵守を徹底することにより服務規律の保持が図られることから、新たに「出向元の企業・組織の名刺を配付する」行為そのものを直接に禁止する「内規又は通達」を「整備する」ことは考えていない。

六について

御指摘の「事案」に関する詳細は「把握」しておらず、また、御指摘のような「事案」の態様は様々であると考えられ、御指摘の与件のみをもって、お尋ねのように「直ちに調査」を行うことは考えていない。

七の前提について

御指摘のように「利用すること」となった経緯や態様は様々であると考えられ、御指摘の与件のみをもって、お尋ねのように「明確に禁ずる運用基準の策定」を行うことは考えていない。

七の後段について

御指摘の「流出」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のような「連絡先」を「第三者」が取得する経緯や態様は様々であると考えられ、御指摘の与件のみをもって、お尋ねの「危険性」について一概にお答えすることは困難である。

令和七年十一月五日提出
質問 第四一 号

病院と診療所の支援等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

病院と診療所の支援等に関する質問主意書
本年十月二十四日に行われた高市内閣総理大臣の演説では、「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援なども、急を要します。」、また、

「国民の皆様へのちを守り、安心して必要なサービスを受けていただくためにも、赤字に苦しむ医療機関や介護施設への対応は待ったなしです。診療報酬・介護報酬については、賃上げ・物価高を適切に反映させていきますが、報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業者の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒しします。」との発言がありました。

そこで、以下のとおり質問します。
一 演説で総理が言及された「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援」には、病院と診療所の両方の支援が含まれていますか。もし、病院のみ、あるいは診療所のみであれば、その理由を示してください。

二 第二百二十回社会保障審議会医療部会(本年十月二十七日開催)で示された、医療法人経営情報データベースシステムにおける施設別の経営情報にもとづく資料によれば、経常収支について、病院の約五割、無床診療所の三割強、有床診療所の約四割が赤字となっている状況が示されています。また、公益社団法人日本医師会が公表した「令和七年病院の緊急経営調査結果―令和五年度、六年度実態報告―」によれば、医療機関の経常利益について、病院では約六割、診療所では約四割が赤字であるという実態が示されています。これらを踏まえ、病院の経営難の現状及び診療所の経営難の現状のそれぞれについて、政府の見解を示してください。
右質問する。

内閣衆質二一九第四一号
令和七年十一月十四日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

衆議院議員山井和則君提出病院と診療所の支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員山井和則君提出病院と診療所の支援等に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援なども、急を要します」と述べているところ、この「医療機関」には、御指摘の「病院と診療所の両方」が含まれているものである。
その上で、この「支援」については、例えば、

同年十一月四日の衆議院本会議において、内閣総理大臣が「診療報酬改定の時期を待たず、経営の改善や職員の方々の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒しします。経済対策、補正予算に必要な施策を盛り込むべく、施策の具体化に取り組み、スピード感を持って対応してまいります」と、同年十月二十四日の閣議後記者会見において、上野厚生労働大臣が「必要な施策を経済対策や補正予算に盛り込んでいきたいと考えていますが、施策の具体化については今後十分に検討していきたい」と述べているところである。

二 について
令和七年十月二十七日に開催された御指摘の社会保障審議会医療部会の資料二「医療法人の経営状況(R七、八月末時点速報版)」の「令和五年度・六年度における病院・診療所の赤字割合(経常収支)」において、「令和五年度決算」における「経常赤字割合」は、「病院」、「無床診療所」及び「有床診療所」について、それぞれ四

議長の報告

十一・五パーセント、二十五・四パーセント及び三十八・九パーセントと、「令和六年度決算」における「経常赤字割合」は、「病院」、「無床診療所」及び「有床診療所」について、それぞれ四十九・四パーセント、三十四・四パーセント及び四十・八パーセントと示しているところ、

「令和五年度決算」から「令和六年度決算」にかけて、「病院」、「無床診療所」及び「有床診療所」の「経常赤字割合」が増加しており、お尋ねの「経営難」の状況は、「病院」及び「診療所」いずれにおいても、同年六月六日の衆議院内閣委員会において、仁木厚生労働副大臣が「インフレ下の今、医療機関の置かれている状況というのを把握しているところでございます。実際のところ、令和六年度の診療報酬改定で一定の措置を講じましたが、依然としてインフレの影響がある」と答弁しているところ、当該状況が続いているものと考えている。

その上で、これらへの支援については、一に
令和七年十一月五日提出
質問 第四二二号
持続可能な保護司制度の確立に関する質問
意書

提出者 藤原 規眞
持続可能な保護司制度の確立に関する質問
意書

保護司は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中で健全な一員として更生するよう、保護観察官と協働して保護観察等を行うなど、更生保護の中核的役割を果たしており、地域社会の安全・安心にとって欠くことのできない存在である。

近年、保護司の担い手確保が困難となり、高齢化が進んでいる。昭和五十年には六十歳未満の保護司が、四十四・七％以上を占めたのに対し、令和七年では二十二・三％と半減している。
保護司の総数をみても、平成二十七年の四万七千八百七十二人から令和七年は四万四千七十人と、十年間で三千八百二十二人減少している(七十五歳以上の特例再任を除く)。

再犯防止推進白書によると、保護司高齢化の背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいために指摘されており、持続可能な保護司制度の確立には課題も多い。
保護司法、保護司会及び保護司会連合会に関する規則によると、保護司の活動には、保護司活動と保護司会活動がある。

保護観察や生活環境調整などは、保護司の中心的活動であり、保護司会活動は、犯罪予防活動に位置づけられる。後者は、犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年七月の「社会を明るくする運動」強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進するものである。

この保護司会活動は、地域によって活動の幅が異なる。同活動に熱心な地域では、現役世代にとつて、活動への参加が負担になるケースが散見される。

他にも観察所が開催する「定例研修」や、各保護司会が自主的に行う「研修会」などがあり、参加する行事や活動等の多いことが負担となり、保護司になることをためらう現役世代が一定数存在すると聞く。

さらに、保護司が民間ボランティアであり、無給であることは社会的に認知されているが、保護司が年一回、六千円ほどの会費を徴収される「金銭的負担」については知られていない。

加えて、夫が保護司に選任されると、妻が更生保護婦人会への加入を促されるケースが都内と福岡で確認されている。これは、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会において纏められた報告書にある「保護司の家族への支援の充実」という施策の意に沿わないものであり、家族の負担増ではないかと考える。

以上を踏まえて質問する。

一 政府は、保護司の高齢化の背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されているにもかかわらず、今後も、保護司の委嘱に際して、保護司活動に加えて(観察所が開催する「定例研修」以外)の保護司会活動への参加を、現役世代に対しても退職者世代同様に義務付けるのか。

二 現状、ボランティアである保護司から年会費が徴収されている。保護司が報酬制になじまないことは、同活動が、崇高な社会貢献の取組、自発的な善意を象徴するものであることから理解できるが、年会費を徴収する必要があると考えるか。あるとすれば、年会費の使途につき、把握しているところを示されたい。

三 夫が保護司に選任されると、配偶者が更生保護婦人会への加入を促されるケースが散見される。夫婦にボランティア活動を求めることは、家族の負担を増し、保護司委嘱候補者の忌避につながると考える。夫が保護司になった場合、配偶者の更生保護婦人会加入は不可欠と考えるか。不可欠であるとしたら、その理由をお示し

頂きたい。

四 地域の保護司会で年に一回開かれる「保護司総会」において、保護観察所所長名で、永年勤続の保護司の配偶者に対して「内助の功賞」が贈られている地域がある。この表彰対象者は、更生保護婦人会に加入している配偶者に限られるのか。

五 保護司の高齢化は、現代における若者文化や非行副次文化の理解が困難になることから、青少年の保護観察対象者に対するアドバイスや支援において、様々な支障が生じると考えられる。今後、保護司の若返りを図る上で、どのような実効的施策を検討していくつもりか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一九第四二号
令和七年十一月十四日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規真君提出持続可能な保護司制度の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員藤原規真君提出持続可能な保護司制度の確立に関する質問に対する答弁書

一について
保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)第十三条第一項において、「保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。」とされ、また、同法第八条の二において、保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて従事する事務のほか、「保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところ

に従い、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動」その他の事務であつて「保護観察所の所掌に属するものに従事する」ものとされていることから、お尋ねの「保護司会活動」が同条に規定する事務に該当するものであるとすれば、保護司は、当該事務に従事しなければならぬ。なお、政府としては、保護司が当該事務に従事することに伴う不安や負担の軽減を図ることが必要と考えており、そのための施策を適切に実施してまいりたい。

二について
保護司が保護司会の運営等のために会費等の負担をしている例があることは承知しているが、その実情は保護司会によって様々であることから、お尋ねの「年会費を徴収する必要があるか否か」について、一概にお答えすることは困難である。

三について
お尋ねの「更生保護婦人会」が、地域において更生保護への理解と協力を得るための活動等を行っているボランティア団体である更生保護女性会を指すのであれば、夫が保護司に委嘱された場合において、その配偶者が更生保護女性会へ加入することが不可欠であるとは考えていない。

四について
お尋ねの「内助の功賞」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「更生保護婦人会」が前記三について述べた更生保護女性会を指すのであれば、一部の保護観察所においては、保護司の家族に対する感謝状等の贈呈を行っているものの、その対象を更生

保護女性会に加入している者に限定しているものではないと認識している。

五について
政府としては、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出しているところであるが、本法律案において、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するため、保護司の委嘱条件等を現代に求められる保護司に即したものに直すこと、保護観察所の長が保護司の職務に関する広報の実施や関係機関の協力を得ることに努めること、地方公共団体が保護司や保護司会等の活動に対して必要な協力をするに努めること、保護司を従業員として雇用する民間事業者が保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境等を整備することに努めなければならないことなどを盛り込んでいるところであり、引き続き、保護司の担い手の確保、活動環境の整備等に努めてまいりたい。

令和七年十一月五日提出
質問 第四三三号
公益通報者保護法に関する質問主意書
提出者 緒方林太郎

一 公益通報者保護法に関する質問主意書
保護の対象にはならないのか。
二 通報対象者が、刑法の背任罪に当たるとおそれるが否定できないケースを通報対象事実と信じ、公益通報を行った場合について
ア 当該通報対象者は公益通報者保護法による保護を受けられるか。

イ 役務提供先である事業者やそのような事業者と同一組織に属する者が、その判断により、刑法の背任罪に当たらないと見做して、通報対象事実であることを否定し、公益通報者保護法による保護を否定することは可能か。

ウ 事後的に警察若しくは検察の判断又は裁判の判決により、刑法の背任罪に当たらないとなる場合、事実が生じた時点に遡及して、公益通報者保護法による保護を否定することになるのか。

三 公益通報者保護法第三条第三号イからへの各要件に該当するか否かを判断するのは誰か。役務提供先である事業者やそのような事業者と同一組織に属する者が判断する場合、恣意的な判断となつたり、公益通報者に対する萎縮効果は避けられないと考えるが見解如何。

四 公益通報者保護法の行政向けのガイドラインでは、対象法令以外も含めて広く公益通報を受け付けることも可能との見解を示している。地方自治体が独自の判断で対象法令以外に公益通報を拡大する場合において、外部通報は公益通報とは認めないといった形で、内部通報と外部通報との間の扱いに明確な差異を設けることは差し支えないのか。

五 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十二号)で追加された第十一条の三(通報者探索の禁止)においては、表面上は公益通報者を特定することを目的とはしていないものの、結果として公益通報者の特定に繋がり得る行為は許容されるのか。

内閣衆質二一九第四三号

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出公益通報者保護法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出公益通報者保護法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不当行政行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二のAからUまでについて

お尋ねの「通報対象者が、刑法の背任罪に当たるとおそれが否定できないケースを通報対象事実と信じ、公益通報を行った場合」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、公益通報者保護法平成十六年法律第百二十二号)による保護の対象となるか否かについては、個別具体の事案に即して判断されるものと考えている。

三について

お尋ねの「公益通報者保護法第三条第三号イからへの各要件に該当するか否か」については、公益通報者と事業者においてそれぞれの判断があり得る。また、「役務提供先である事業者やそのような事業者と同一組織に属する者が判断する場合、恣意的な判断となつたり、公益通報者に対する萎縮効果は避けられないと考えるが見解如何」とのお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、消費者庁としては、公益通報が適切に行われるよう、「公益通報者保護法第十一

条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和三年内閣府告示第百十八号)において、「公益通報者を保護する体制の整備」として、事業者がとるべき措置を求めているところである。

四について

お尋ねの「地方自治体が独自の判断で対象法令以外に公益通報を拡大する場合において、外部通報は公益通報とは認めないといった形で、内部通報と外部通報との間の扱いに明確な差異を設けること」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、消費者庁が地方公共団体における内部通報への対応について作成した「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)」(令和四年六月一日消費者庁)において、「法令とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むもの」とした上で、通報対象の範囲について、法令違反行為のほか、「適正な業務の推進のために各地方公共団体において定める事実」を含めることができるものとしており、その具体的な運用については、各地方公共団体において行われているものと考えている。

五について

お尋ねの「表面上は公益通報者を特定することを目的とはしていないものの、結果として公益通報者の特定に繋がり得る行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十二号)による改正後の公益通報者保護法第十一条の三において、「正当な理由がなく、公益通報者である旨

を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない」と規定されており、同条に規定する行為に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断されるものと考えている。

令和七年十一月五日提出
質問 第四四号

「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問主意書

防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」は二〇二五年九月十九日に発表した報告書(以下報告書)で「長射程のミサイルを搭載し、長距離・長期間の移動や潜航を行うことができるようにすることが望ましく、これを実現するため、従来の例にとらわれることなく、次世代の動力を活用することの検討も含め、必要な研究を進め、技術開発を行っていくべき」と提言した。また、小泉進次郎防衛大臣は十月二十二日の記者会見で「現時点で、潜水艦の次世代の動力の活用について決定されたものではありませんが、我が国の抑止力を向上させていく上では、VLS搭載潜水艦の開発を含む、将来の能力の中核となるスタンダード・オフ防衛能力の強化は不可欠であります。その面では、あらゆる選択肢を排除せず、抑止力・対処力を向上させていくための方策について検討していきたい」と発言した。

一方、一九六五年四月十四日衆議院科学技術振興対策特別委員会であ知揆一科学技術庁長官は

「原子力基本法第二条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」云々と規定されており、わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らかであります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであります。また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められないと考えられます。」と答弁した。近年でも、二〇一七年六月六日参議院外交防衛委員会が稲田朋美防衛大臣は「原子力基本法第二条で、原子力の研究、開発、利用は平和の目的に限るといふふうに規定をされています。そして、この規定の解釈として、昭和四十年に愛知科学技術庁長官が答弁において、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していないこの現状においては同じく認められないと、このように解釈をしている」と、当時の政府解釈が継続している旨答弁している。

唯一の戦争被爆国であり、核兵器廃絶の先頭に立つべき日本が、福島第一原発事故以降原子力自体の安全性、合理性に大きな疑いがある中、平和利用の原則さえなし崩し的に捻じ曲げていくことは到底許されない。

そこで、「次世代の動力」を、自衛隊潜水艦の推進力としての活用を検討することについて、質問する。

一 一九六五年の愛知揆一科学技術庁長官、また二〇一七年の稲田朋美防衛大臣の答弁「原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない」とは、現時点でも政府の見解と考えるとよいのか。

二 右答弁の「船舶の推進力としての原子力利用が一般化した状況」とはどのような状況を想定しているのか。一九六五年小泉純也防衛庁長官は、衆議院本会議で「世界の商船のすべてが原子力を推進力とするというような時代」、また衆議院科学技術振興対策特別委員会で「原子力というものはもうあらゆる船舶、艦艇、それこそどこかといえますと、漁船に至るまですべてに原子力推進力を利用するというような事態」と、「世界の商船のすべて」「漁船に至るまで」が原子力を推進力とするような状況と具体的に例示している。現時点で、船舶の推進力としての原子力利用はとうてい一般化した状況ではないと考えるがどうか。

三 報告書では、「潜水艦は中略長射程のミサイルを搭載し、長距離・長期間の移動や潜航を行うことができるようにすることが望ましく、これを実現するため、従来の例にとらわれることなく、次世代の動力を活用することの検討も含め、必要な研究を進め、技術開発を行っていくべき」と述べている。

1 「次世代の動力」とは、具体的にどのような動力を想定しているのか。

2 すでに七十年以上利用されている原子力は、「次世代の動力」に該当しないと考えるが、どうか。

3 万が一「次世代の動力」に原子力が含まれるとするなら、原子力基本法に反する政策を、

法改正もなまま、政府として検討することは不適切と考えるがどうか。

4 小泉進次郎防衛大臣は記者会見で、潜水艦の動力について「あらゆる選択肢を排除せず、抑止力・対処力を向上させていくための方策について検討していきたい」と述べている。「あらゆる選択肢」にはどのような動力が考えられるのか。

5 万が一「あらゆる選択肢」に原子力が含まれるとすれば、原子力基本法に反する政策を、法改正もなまま、政府として検討することは不適切と考えるがどうか。

内閣衆質二一九第四号
令和七年十一月十四日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員宮川伸君提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員宮川伸君提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の答弁において示された政府の見解に変更はない。

二 について
お尋ねについては、昭和四十年四月十四日の衆議院科学技術振興対策特別委員会において、愛知科学技術庁長官(当時)が「推進力として原子力の利用が一般化した状況」というものが現在

においては想像の域を出ない」と答弁しているところ、現時点においてもその認識に変更はなく、そのため、「原子力利用が一般化した状況」について具体的にお答えすることは困難である。

三の1、2及び4について
お尋ねの「次世代の動力」の活用については、令和七年九月十九日に取りまとめられた「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」の報告書に記載され、また、同年十月二十二日の記者会見において、小泉防衛大臣が「あらゆる選択肢を排除せず、抑止力・対処力を向上させていくための方策について検討していきたい」と述べたところであるが、現時点において、政府として決定していることはなく、特定の動力を念頭に具体的な検討を行っているものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三の3及び5について
お尋ねの「次世代の動力」の活用について、現時点において、政府として決定していることはなく、既存の法令との関係を含め、特定の動力を念頭に具体的な検討を行っているものではない。

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛君提出部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一君提出原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員額賀福志郎殿
衆議院議員宮川伸君提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員額賀福志郎殿
衆議院議員宮川伸君提出「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出土壌医の位置付けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出A.V新法に必要な見直しの着手に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問に対する答弁書

衆議院議員三角創太君提出持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問に対する答弁書

令和七年十一月六日提出
質問 第四五号

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書
提出者 大西 健介

旧統一教会の政治的関与に関する質問主意書

書
韓国当局は二〇二五年九月二十三日、「世界平和統一家庭連合(以下「旧統一教会」)の韓鶴子(ハ・ハクチヤ)総裁を、政治資金法違反、不正請託禁止法違反、証拠隠滅教唆、業務上横領の容疑で逮捕した。

また、特別検察官チームは、旧統一教会が二〇

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

二三年に当時与党だった国民の力の党大会に向け、権氏を党代表にするために、同党へ信者を集団入党させた疑惑に関しても捜査を行っており、旧統一教会への家宅捜索で確保した信者約百二十万人の名簿と、約五百万人の黨員名簿を照らし合わせ、約十一万人の同一人物を確認した。

旧統一教会を巡っては、わが国においても、東京地裁が三月、文部科学省の解散命令請求に基づき解散を命じる決定を出している。そこで、これらを踏まえ、以下について政府に対し質問する。

一 わが国において解散決定の理由となった違法な献金勧誘で集めた資金は、韓国に送金されている疑惑があり、日本からの資金の流れや日本人への指示なども含め、組織の実態や違法・不正行為の内実についても徹底的に解明するため、韓国政府に対して情報提供等の協力を求めるべきではないか。

二 旧統一教会は、日米韓で政界工作を行った疑いがあり、わが国においても、信者を集団入党させている事実はないか、教団との関係が多く明らかにされた与党自民党の黨員名簿を確認する必要があるのではないか。

三 韓総裁の韓国での逮捕を機に、わが国において改めて中立な第三者機関を設けて、旧統一教会と政党や政治家との関係を徹底して調査すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二一九第四五号
令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

議長の報告

衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「文部科学省の解散命令請求」について、様々な情報収集を実施して行ったものであるところ、お尋ねについてお答えすることは、現在、裁判所に係属中の事件の今後の審理及び裁判に影響を及ぼすおそれがあることから、差し控えたい。

二 について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、特定の政党の黨員の募集という活動に関するものであることから、まずは当該政党において判断されるべき問題であり、政府としてお尋ねの「信者を集団入党させている事実」について「自民党の黨員名簿」を確認することは考えていない。

三 について
お尋ねの「旧統一教会と政党や政治家との関係」の「調査」については、政党及び政治家の政治活動の自由と密接に関連する事柄であることから、それぞれの政党及び政治家において検討いただくべき問題であり、政府としてお尋ねの「中立な第三者機関を設けて、旧統一教会と政党や政治家との関係を徹底して調査」することは考えていない。

衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対する答弁書

令和七年十一月六日提出
質問 第四六号
部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問主意書

が多く見受けられるが、政府は把握しているか。

三 部落差別問題の教育、啓発の推進に当たっては、問題を知らせず放置すれば解決するという考え方の比喩表現として「寝た子を起こすな論」が争点となることあり、問題解決への消極的姿勢からこれは否定すべきものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 東大阪市では独自の取組として、部落差別の教育に関して、人権教育基本方針が制定されており、人権啓発冊子の刊行や人権教育研修集会を定例で実施するなど行っているが、政府が推進する部落差別の教育にはどのような内容のものがあるか。SNS上での発信も重要であると考ええるが、政府として積極的に発信をしているか。今後、定期的に発信する方針はあるか。

五 現時点において、今回の部落差別の実態に係る調査を実施する時期は確定しているか。確定していない場合、今後定期的の実態調査を行う方針はあるか。実態調査を実施する頻度は何年ごとが適切であると考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第四六号

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出部落差別の実態に係る調査と今後の施策に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「他地方と比して特段の連携や要請を求める」及び「問題の完全解決に向けた前段階として地域差を縮小させる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省の人権擁護機関としては、部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第二項において、地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされていることを踏まえ、引き続き、地方公共団体が講ずる部落差別（同和问题）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行ってまいりたい。

二 について

お尋ねの「SNSにおける差別的な投稿」の具体的に意味する範囲が必ずしも明らかではないが、インターネット上の人権侵害として、特定の地域を同和地区であると指摘する情報をインターネット上に流通させる事例があると認識している。

三 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」（平成二十八年十二月八日参議院法務委員会）の二において「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」とされていることも踏まえつつ、部落

差別（同和问题）の解消を推進し、もって部落差別（同和问题）のない社会を実現するため、地域や学校における人権教育の取組を推進するほか、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和问题）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進してまいりたい。

四 について

前段のお尋ねの「政府が推進する部落差別の教育」の意味するところが必ずしも明らかではないが、部落差別（同和问题）に関する人権教育については、政府としては、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和七年六月六日閣議決定）において、「人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどとして、地域や学校における取組を推進する。」等とされていることを踏まえ、必要な施策を実施しているところである。

五 について

後段のお尋ねの「SNS上での発信」については、政府においては、部落差別（同和问题）を解消するため、ウェブサイト等を通じて啓発動画等の情報発信を継続的に行っているところであり、引き続き、効果的な情報発信に努めてまいりたい。

御指摘の「次回の部落差別の実態に係る調査」を行う予定はないが、部落差別（同和问题）の実態を把握するための調査の要否等については、今後、必要に応じて検討してまいりたい。

令和七年十一月六日提出
質問 第四七号

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業に関する質問主意書

提出者 島田 洋一

原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に
関する質問主意書

固定価格買取制度（FIT制度）が導入された二〇一二年の大規模太陽光発電所（メガソーラー）からの買取価格は、四十円／キロワット時であった。この買取費用は、国民が支払う電気代に加算される再エネ賦課金を通じて補填されてきた。しかし近年、利用者の負担軽減のため、買取価格の引下げが続いている。

これを受けて、FIT制度を利用しない太陽光発電所（非FIT太陽光発電所）が増加してきた。例えば本年二月四日、株式会社クリーンエナジーコネクトは、同社が運営する非FIT太陽光発電所の数が、二千か所を超えた旨を公表している。

この間、二〇二二年七月から、FIT制度を利用する事業者に対し、十キロワット以上の太陽光発電設備を対象に、廃棄費用積立が義務化された。しかし、FIT制度を利用しない太陽光発電所（非FIT太陽光発電所）を運営する事業者には積立義務は課されていない。

中には、別個に資本金五十万円の合同会社を設立して太陽光発電事業を行うケースもある。このため、非FIT太陽光発電所を運営する事業者が、第三者との売電期間が終了した時点で破産措置を取れば、子会社である合同会社の資本金を損失に計上するだけで済む。すなわち、原状回復費用の負担から逃れ得る。事業者は、原状回復費用

を負担しない分、投資利回りを上げることが可能となる。

近年、大規模太陽光発電所による自然や生活環境の破壊も問題となっている。

こうした中、原状回復費用を積み立てない非FIT太陽光発電所の増加が懸念を呼んでいる。そこで質問する。

一 原状回復費用を積み立てていない非FIT太陽光発電所事業者が破産となった場合、破産管財人のもとで放置されることになる。例えば、原状回復費用を自治体に予納する仕組みとすれば、倒産時に国民負担なしで原状回復に当たることができると。政府はどのような対策を立てるつもりなのか、見解を示されたい。

二 政府は非FIT太陽光発電所の実数を把握しているか。その数を可能な限り示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第四七号

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島田洋一君提出原状回復費用を積み立てない太陽光発電事業者に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「原状回復費用を積み立てていない非FIT太陽光発電事業者が破産となった場合、破産管財人のもとで放置されることにな

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

る」の意味するところが明らかではないため、お尋ねの「対策」についてお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げます。太陽光発電事業(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第四条の二の三第一項第一号に規定する太陽光発電事業をいう。以下同じ。)を行う者が御指摘の「破産」をした場合においては、当該者から当該太陽光発電事業を承継した者等が当該太陽光発電事業に用いる設備について必要な管理、処分等を行うものと考えている。

二 について

お尋ねの「非FIT太陽光発電所の実数」については政府として把握していないが、設備容量十キロワット以上の太陽光発電設備を設置する者においては、当該太陽光発電設備が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第九条第四項の認定に係る再生可能エネルギー発電設備であるか否かにかかわらず、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十一条の二第一項の規定による確認の結果に係る同条第三項の規定による届出等を行うことが求められており、令和五年度におけるそれらの件数は、一万四千九百十件である。

令和七年十一月六日提出
質問 第四八号

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

議長長の報告

パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問主意書

我が国におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の被害者が、加害者又は使用者に対し民事上の損害賠償請求を行う場合、裁判所が認定する慰謝料等の額は、欧米諸国と比較して著しく低いとの指摘があると承知している。例えば、国内では数十万円から数百万円の範囲にとどまる事例が多いのに対し、米国では、同様の行為に対して数百万ドルから数千ドルに及ぶ賠償命令が出されることがある。

このような差異は、懲罰的損害賠償制度の有無や、労働者保護・人権侵害に関する社会的意識の違い、立証責任の配分、被害者支援制度の整備状況など、法制度的及び文化的要因が複合的に影響していると考える。

よって、政府の見解を明らかにするため、以下質問する。

一 政府として、我が国の裁判所におけるハラスメント被害事案の慰謝料及び損害賠償の認容額の平均又は相場を、過去十年間の判例に基づいてどのように把握しているか。また、その傾向について分析しているか。

二 米国、英国、フランス、ドイツ等における同種事案の慰謝料及び損害賠償額の相場及び算定根拠について、政府が把握している統計又は国際比較を示されたい。

三 米国など懲罰的損害賠償制度(punitive damages)を導入している国々では、加害者や企業に対して高額な損害賠償が命じられることが、ハラスメント抑止に寄与して

いるとの指摘がある。政府は、懲罰的損害賠償制度の有無がハラスメント防止効果に与える影響について、どのように認識しているか。

四 我が国では、民法上の損害賠償は「被害回復」を目的とし、「制裁」目的の懲罰的賠償は認められていない。もっとも、ハラスメントの再発防止の観点からは、制裁的意味合いを持つ制度を導入すべきとの意見もある。政府は、我が国の法制度において懲罰的賠償又はこれに準ずる措置を導入する可能性をどのように評価しているか。

五 ハラスメント被害者が慰謝料を請求するに当たり、加害行為の存在及び精神的損害の因果関係を立証する責任が被害者側に偏っているとの批判がある。政府は、立証責任の分配に関し、被害者保護の観点からの見直しを検討しているか。

六 ハラスメントの被害者救済における慰謝料が低額である現状は、司法的救済制度全体への信頼を損なうおそれがあると考え。政府として、被害者の精神的損害をより適正に評価するため、裁判官・弁護士・労働局職員等に対する研修やガイドライン策定などの取組を行っているか。また今後どのような対策を講じる考えか。

七 諸外国におけるハラスメント救済制度のうち、我が国の制度改善に資する要素(例えば立証支援、損害算定基準、被害者支援機構等)について、政府としてどのような検討を行っているか。右質問する。

内閣衆質二一九第四八号

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに係る慰謝料等の国際比較及び制度的課題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「我が国の裁判所におけるハラスメント被害事案の慰謝料及び損害賠償の認容額の平均又は相場」については把握していない。

二について

お尋ねの「米国、英国、フランス、ドイツ等における同種事案の慰謝料及び損害賠償額の相場及び算定根拠」については把握していない。

三について

一般的に、御指摘の「高額な損害賠償」が「加害者」の行為の「防止」に「影響」することはあり得るものと考えますが、「ハラスメント」の「防止」については、様々な要因が影響するものと考えられ、お尋ねの「懲罰的損害賠償制度の有無がハラスメント防止効果に与える影響」について一概にお答えすることは困難である。

四について

お尋ねに関しては、令和五年十一月七日の衆議院総務委員会において、政府参考人が「我が国の損害賠償制度は、一般には、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれ

を賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填することを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止そのものを目的とするものではないとされております。このため、・・・懲罰的損害賠償制度を導入することについては、我が国の制度の基本原則との整合性や刑事上の制裁との役割分担などの多面的な検討が必要でございます。また、特定の分野についてのみ懲罰的損害賠償制度を導入することについては、その分野についてのみ異なる制度を導入する必要性のほか、制度の対象となる被害者についてのみその保護が強化されることに合理性があるかといった点などについて慎重な検討を要するものと考えております」と答弁していることであり、御指摘の「懲罰的賠償又はこれに準ずる措置を導入することについては、慎重な検討が必要である」と考えている。

五について

お尋ねの「見直し」については検討していない。

六について

御指摘の「裁判官・弁護士・労働局職員等」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、いづれにせよ、お尋ねの「裁判官」に係る「研修やガイドライン策定などの取組」及び「対策」については、裁判所において必要な検討が行われるべきものと認識しており、政府としてお答えする立場になく、お尋ねの「弁護士」に係る「研修やガイドライン策定などの取組」及び「対策」については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）が弁護士に対する指導監督を弁護士会及び日本弁護士連合会に委ねている趣旨に照らし、弁護士会及び日本弁護士連合会において必

要な検討が行われるべきものであると認識しており、お答えすることは差し控えた。また、お尋ねの「労働局職員」に係る「研修やガイドライン策定などの取組」及び「対策」については、「労働局職員」は「慰謝料に關し「被害者の精神的損害を」評価する」立場にないため、検討していない。いづれにせよ、「ハラスメント」については、例えば、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第三十条の二の規定において、事業主が「雇用管理上必要な措置を講じなければならない」とされているところ、都道府県労働局長は、同法第三十三条第一項及び第三十七条第一項の規定に基づき、事業主に対して、指導等を行うこととされており、具体的には、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に關して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和二年厚生労働省告示第五号）に基づく取組を促しているところである。

七について

御指摘の「我が国の制度改善に資する要素（例えば立証支援、損害算定基準、被害者支援機構等）」の具体的に意味するところが明らかではないが、いづれにせよ、御指摘の「懲罰的損害賠償制度」及び「立証責任の配分」に關しては、四について及び五についてでお答えしたとおりである。

八について

土壌医の位置付けに関する質問主意書
我が国における農業の持続可能性確保及び環境保全の推進において、土壌の健全性は極めて重要な基盤である。健全な土壌は食料生産を支えるだけでなく、水質浄化や炭素貯留を通じて気候変動対策にも寄与し、国土保全や地域生態系維持の観点からも不可欠である。

九について

しかしながら、現在「土壌医」は民間団体による認定資格であり、国家資格のような法的根拠を有していないほか、行政施策や支援制度における明確な位置付けがないため、責任の所在、雇用・活用制度、教育体制などにおいて課題が指摘されている。

十について

これらを踏まえ、「土壌医」をはじめとする土壌専門人材の行政施策等への位置付けの可能性について政府の認識を確認するため、以下、政府に質問する。

十一について

一 政府は、「土壌医」が行政上も位置付けられない現状が、農業・環境・地域振興等の施策において専門人材の活用を制約していることと認識しているか。認識している場合は、具体的な支障の内容を示されたい。

十二について

二 現在、農林水産省又は地方公共団体が実施する公的事業（例：土壌診断、環境保全型農業支援、営農指導等）において、「土壌医」資格が明示的な要件又は評価基準として活用されている制度があるか。ある場合は制度名を挙げ、ない場合はその理由を示されたい。

三 政府は、今後「土壌医」資格を国家資格又は行

提出者 八幡 愛

令和七年十一月六日提出
質問 第四九号

土壌医の位置付けに関する質問主意書

提出者 八幡 愛

令和八年一月二十六日 月曜日 発行

官 報 (号外国国会会議録)

政策等への位置付けを制度化する検討を行っているか。行っている場合は検討主体と進捗を、行っていない場合はその理由を示された。

四 欧州連合の農業アドバイザー制度(Farm Advisory System)や米国農務省自然資源保全局(NRCS)等における土壌専門職制度と比較して、日本の「土壌医」の制度的位置付けや課題について、政府の見解を示されたい。

五 土壌専門人材の行政策等への位置付けに関し、制度設計(所管、試験、登録、移行措置等)及び費用対効果(制度整備コストと環境・生産性・雇用への便益)について、政府は試算や検討を行っているか。実施している場合は概要を、実施していない場合はその理由を示されたい。

六 農林水産省、環境省、国土交通省、林野庁等の関係府省庁間で、土壌専門人材の制度的活用を協議する会議体や連携文書が存在するか。存在する場合はその名称と設置時期を、存在しない場合は今後の検討予定を示されたい。

七 スマート農業や気候変動対策の推進に際し、リモートセンシングやAI等の技術と連携し、地域単位で土壌状態を評価・助言できる専門人材として「土壌医」を制度的に位置付ける必要性について、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一九第四九号
令和七年十一月十八日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出土壌医の位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

〔別紙〕
衆議院議員八幡愛君提出土壌医の位置付けに関する質問に対する答弁書

一及び七について

農業現場における土壌の性質の改善に当たっては、その多様なニーズに応じ、御指摘の「土壌医」に限らず、全国農業協同組合連合会が認定している施肥診断技術者等の土壌に関する知見を有する幅広い人材が活躍していると承知しており、政府として「専門人材の活用を制約している」とは認識しておらず、「土壌医」を制度的に位置付けることについて現時点において検討を行う予定はない。

二及び三について

農林水産省が実施する事業において、御指摘の「土壌医」資格が明示的な要件又は評価基準として活用されている制度は存在していない。また、農業現場における土壌の性質の改善に当たっては、土壌に関する知見を有する幅広い人材が活躍することが重要であると考えているため、「土壌医」資格が明示的な要件又は評価基準として活用されている制度を創設すること及び「土壌医」資格を国家資格又は行政策等への位置付けを制度化することについては、現時点において検討を行う予定はない。さらに、地方公共団体が実施する事業に関するお尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

四について

御指摘の「欧州連合の農業アドバイザー制度(Farm Advisory System)や米国農務省自然資源保全局(NRCS)等における土壌専門職制度」の具体的な範囲が必ずしも明らかではない上、これらの「制度」の詳細を

承知しておらず、また、土壌の性質等は国により異なることから、一概に比較してお答えすることは困難である。

五及び六について

土壌の性質の改善に当たっては、一及び七についてお答えしたとおり、農業現場における多様なニーズに応じ、土壌に関する知見を有する幅広い人材が活躍することが重要であると考えているため、御指摘の「制度設計(所管、試験、登録、移行措置等)及び費用対効果(制度整備コストと環境・生産性・雇用への便益)」の検討や試算は行っていない。また、同様の理由により、「土壌専門人材の制度的活用を協議する会議体や連携文書」は存在しておらず、「会議体」の「設置」について今後検討する予定もない。

令和七年十一月六日提出
質問 第五〇号

AV新法に必要な見直しの着手に関する質問
主 意 書

提出者 八幡 愛

AV新法に必要な見直しの着手に関する質問
問 意 書

二〇二二年六月二十三日に施行された「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(いわゆるAV新法)」は、民法改正により成年年齢が引き下げられることを契機として、出演者の権利保護及び契約の適正化を目的に制定された。
同法附則には、施行後二年を目途に必要な見直

しを行う旨が明記されているが、施行から三年半を経過した現時点においても、政府が当該見直しに着手した形跡は確認できない。

同法制定前の国会審議や参考人質疑においては、「本法が過度な規制となり、一部の業者・出演者が地下化し、より深刻な人権侵害が生じるおそれがある」との懸念が複数の専門家から示されていた。

実際、AV新法の施行後には、従来の制作現場における契約管理が厳格化された一方で、その枠外で活動する業者や個人の動きが増加しているとの指摘がある。とりわけ、いわゆる海外出稼ぎ売春や、国外サーバーを利用した無修正映像の違法配信、さらにはライブチャットや個人撮影型配信等における過酷な就労・出演実態が報道や支援団体の調査等を通じて明らかになりつつあると承知している。これらの行為は、法の適用や監視の及ばない領域で行われており、出演者の安全確保や契約上の救済が著しく困難となつているとの懸念も示されている。こうした状況は、表面化しにくい形で出演者の心理的・経済的負担を増大させ、むしろ搾取構造を温存し、地下化させる結果を招いている可能性が高いと考える。

業法の目的は、権利保護と産業の健全化の両立にあるべきであり、現行のAV新法がその実効性を維持しているか否かを検証することは、立法府の責務であると考えらる。

よって、政府の見解を明らかにするため、以下質問する。

- 一 附則に基づく見直しの実施状況について
1 附則において二年以内の見直しが規定されているが、政府として、いかなる時点で、どのような形で見直し作業を行ったのか。
2 もし見直しを実施していない場合、その理由及び法的根拠を明らかにされたい。

二 地下化及び新たな人権侵害の発生について

- 1 AV人権倫理機構等から指摘されている「地下化」の進行や、無修正映像・海外撮影・違法ライブチャット等の増加に関し、政府として実態を把握しているか。把握しているならば、可能な限りその事例及び件数を示されたい。
- 2 把握していない場合、その理由は何か。また、把握しないままに放置することは、同法制定時の立法趣旨と矛盾すると考えるが政府の見解如何。
- 3 AVコンテンツの地下化が進行した原因について、政府としてどのように分析しているか。

三 新法の履行状況及び取消権行使の実態について

- 1 同法に基づく契約の履行状況、特に出演者の取消権(いわゆる無理由解除権)がどの程度行使されているか、政府は把握しているか。把握しているならば、可能な限りその事例及び件数を示されたい。
- 2 把握していない場合、その理由を示されたい。また、把握していないのであれば、早急に実態調査を行うべきであると考えるが政府の見解如何。
- 3 十八歳、十九歳の出演状況及び保護体制について

五 可能な限り具体的に示されたい。

重篤案件及び金銭流通構造の把握について

- 1 新法施行後も依然として「出演者に渡る報酬が全体の二〜三％程度にとどまる」との指摘があるが、この点を政府は確認しているか。
- 2 プラットフォーム、制作者、プロダクション、スカウト等における金銭流通構造を、政府としてどのように分析しているか示されたい。
- 3 いわゆる出演強要防止対策が導入された二〇一六年当時と比較して、プロダクションの取引実態にどのような変化が生じているか、政府の認識を示されたい。

六 今後の調査及び政策評価について

- 1 AV新法の効果及び副作用を客観的に検証するため、第三者を含む実態調査を実施する考えはあるか。
- 2 同法における「二か月・四か月ルール」及び「オムニバス契約」の運用実態を、政府はどの程度把握しているか。把握しているならば、可能な限りその事例及び件数を示されたい。
- 3 これらの制度が本来の目的どおり機能しているかを検証し、必要に応じて改正を行う考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一九第五〇号
令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出AV新法に必要な見直しの着手に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出AV新法に必要な見直しの着手に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号。以下「法」という。)が議員立法により制定されたこと等の経緯に鑑み、政府としては、国会における御議論等を踏まえた対応が必要と考えているところ、法の施行後、関係施策の実施の状況の把握等に取り組んできているところである。

二 について

お尋ねの「地下化」の進行、「無修正映像・海外撮影・違法ライブチャット等」及び「AVコンテンツの地下化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三 について

お尋ねの「履行状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第二条第六項に規定する出演契約(以下「出演契約」という。)の締結等は、私人間の契約に係るものであり、政府においてその状況を把握することは困難であることから把握しておらず、今後も御指摘のような調査を実施することは考えていない。

四の1について

法は、年齢にかかわらず、法第二条第二項に規定する性行為映像制作物の制作公表により同条第四項に規定する出演者(以下「出演者」という。)の心身及び私生活に重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑

み、制定されたものであるため、お尋ねの「新法施行後の十八歳及び十九歳の出演実態」については把握していない。

四の2について

お尋ねの「相談支援」については、御指摘の「十八歳、十九歳」の出演者に限らず、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、出演者からの相談に応じて行っている。また、お尋ねの「契約時説明、及び同意撤回に関する制度運用状況」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、法第五条の規定に基づく説明の状況及び法第十一条の規定に基づく出演契約の取消しの状況については、私人間の契約に係るものであるため、把握していない。

五の1について

お尋ねの「出演者に渡る報酬が全体の二〜三％程度にとどまる」との指摘の具体的な意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五の2について

お尋ねの「プラットフォーム、制作者、プロダクション、スカウト等における金銭流通構造」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五の3について

お尋ねの「いわゆる出演強要防止対策が導入された二〇一六年当時と比較して、プロダクションの取引実態」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六の1について

お尋ねの「AV新法の効果及び副作用」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、関係施策の実施の状況の把握等に取り組んできているところ、現時点において、御指摘のような調査を実施することは考えていない。

六の2について

お尋ねの「同法における「一か月・四か月ルール」及び「オムニバス契約」の運用実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法第七条第一項において「出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影は、当該出演者が出演契約書等の交付若しくは提供を受けた日又は説明書面等の交付若しくは提供を受けた日のいずれか遅い日から一月を経過した後でなければ、行つてはならない」と、法第九条において「性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から四月を経過した後でなければ、行つてはならない」と、法第四条第一項において「出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならない」とそれぞれ規定されているところ、個々の出演契約における実態については把握していない。

六の3について

御指摘の「これらの制度の指すところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、法が議員立法により制定されたこと等の経緯に鑑み、政府としては、国会における御議論等を踏まえた対応が必要と考えているところ、現時点においては、引き続き、関係施策の実施の状況の把握等に取り組んでいく所存である。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

令和七年十一月七日提出
質問 第五一 号

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問主意書

近年、全国各地でクマによる人身被害や農林業被害が増加し、住宅地・市街地での出没も顕著となっている。背景には、気候変動による餌資源の変化、林業の衰退や放置林の増加、集落と里山の境界管理の脆弱化など、複合的要因があると指摘されている。さらに、狩猟を担う人材の高齢化や減少が深刻化し、被害拡大に対する即応体制の維持が困難になっている実態も見られる。クマによる今年度の死者数は既に過去最多となっており、一部の地域では、クマ被害が危機的状況に達し、自衛隊出動を求める声が増加しているなど、国としての危機管理対応の在り方も問われている。

十月三十日にはクマ被害対策等に関する関係閣僚会議が開催され、十一月中旬までに追加的・緊急的な対策を含む「クマ被害対策施策パッケージ」を取りまとめることとされた。緊急対策として、警察官のライフル銃による駆除や狩猟免許を持つ自治体職員(方バメントハンター)の確保などが検討されている。クマ対策は単なる捕獲・駆除に留まらず、地域環境・生態系・住民生活の全体像を踏まえた総合的施策が求められる。こうした状況を踏まえ、以下質問する。

一 政府は、クマ被害・出没の拡大要因をどのように体系的に分析しているか。特に、地域特性(林業構造、観光、農業、住民活動等)と環境変化(気候、餌資源、森林管理)との関連性を踏ま

議長長の報告

えた「被害発生モデル」について、どのような知見を有し、今後の政策設計にどのように反映しようとしているか、それぞれ示されたい。

二 現在、自治体単位で防護柵・捕獲・駆除等が実施されているが、捕獲偏重では限界がある。政府として、「生活圏とクマ生息圏のゾーニング」誘因物除去・防護管理「クマ行動の科学的モニタリング」里山再生と地域林業連携」を含む包括的政策をどのように制度化するか、その検討状況と今後の工程表をそれぞれ示されたい。

三 被害状況や地理条件、クマ種(ヒグマ・ツキノワグマ)及び個体数の状況などは地域により大きく異なる。全国一律の対応には限界がある中で、政府は「地域別クマ対策モデル(広域的・越境的な連携を含む)」の策定を支援しているか、また、自治体・地元住民・林業関係者・NPO等が協働するための制度的枠組みと財政的支援をどのように整備しているか、それぞれ示されたい。

四 狩猟免許取得者の高齢化や後継者不足により、狩猟団体である猟友会をはじめとして、被害発生時に対応できる人員が不足している地域が増えている。政府として、狩猟を担う人材の確保・育成の実態をどのように把握しており、技術習得支援、装備更新、活動報酬の確保などを含む財政支援策をどのように講じているか、それぞれ示されたい。

五 一部地域では、被害が増加し、知事から自衛隊派遣の要請があり、政府として派遣を実施する事態にまで至っている。政府として、野生動物被害が人命・生活に重大な影響を及ぼす場合における自衛隊・警察・自治体の連携体制をどのように位置づけているか。また、災害派遣や

地域防災計画等の枠組みの中で、野生動物被害に対応するための法的整理・運用指針を検討しているか、それぞれ示されたい。

六 クマ対策は人身被害や農林業被害の防止だけでなく、生物多様性保全、里山再生、地域振興、観光政策と一体で推進する必要がある。政府として、クマ対策を「持続可能な地域づくり」の柱として位置づける方針はあるか、また、予算配分、研究開発、モニタリング体制をどのように再構築していくか、それぞれ示されたい。

七 被害の予測・予防を高精度化するため、AI・GIS等を活用した「出没予測・警戒システム」「誘因物マッピング」「被害データベース整備」「住民・観光客へのリアルタイム警戒情報」等の導入が期待される。政府として、これらの先端技術を用いた次世代クマ対策の開発・導入・自治体支援の方針をどのように検討しているのか、それぞれ見解を示されたい。

内閣衆質二一九第五一 号
令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長友よしひろ君提出クマ被害拡大に対する包括的対策及び共存に向けた制度設計に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「地域特性・・・と環境変化・・・との関連性を踏まえた「被害発生モデル」の意

五七七

味するところが必ずしも明らかではないが、「クマ被害・出没の拡大要因をどのように体系的に分析しているか」とのお尋ねについては、環境省において開催している、クマ類に関する専門的知見を有する有識者や地方公共団体の職員等により構成される「クマ類保護及び管理に関する検討会」が令和六年二月八日に取りまとめた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進（以下「対策方針」という。）において、「人口減少・高齢化による中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がツキノワグマの生息に適した環境に変化しつつあり、集落周辺に定着した個体も見られる」、「各地域でブナ科堅果類をはじめとする秋季の主要な食物の資源量の影響を大きく受けており、食物資源量が大きく低下する時にはオスに加えて定着性が高いメスも秋期の行動圏が拡大する」とされているとおりである。

政府としては、この対策方針の知見も踏まえ、同年四月十五日に、クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議において、「クマ被害対策実施パッケージ」を決定し、さらに、令和七年度において多くの地域でクマ類が人里に出没し、人身被害の件数が増加していることを踏まえ、令和七年十一月十四日に、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議において、「クマ被害対策パッケージ」（以下「対策パッケージ」という。）を決定したところであり、これらに基づく対策を推進していくこととしている。

二について

お尋ねの「生活圏とクマ生息圏のゾーニング」を含む包括的政策の「制度化」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「クマ被害拡大に対する包括的対策」に係るお尋ねの「検討状況と今後の工程表」については、対策パッケージにおいて、「人の生活圏への出没防止のための「緩衝帯の整備、電気柵の設置、人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理」等の支援、「全国的な個体数調査・推計の実施」、「クマの生息環境の保全・整備等」について、「緊急的に対応すること、来春に向けて短期的に取り組むこと、中期的に取り組むこと」の三段階で迅速かつ着実に実行していく」としているとお尋ねのとおりである。

三について

お尋ねの「地域別クマ対策モデル（広域的・越境的な連携を含む）」の策定の意味するところが必ずしも明らかではないが、「地域別クマ対策」の「策定」の「支援」については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第七条の二第二項において、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要がある」と認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる」と規定されているところ、環境省において、令和四年三月に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版」を策定し、「特定計画を作成または改定する際の参考として、最新のクマ類の生息状況や被害状況」等についての情報提供などを通じ

て、当該第二種特定鳥獣管理計画の策定を支援しているところである。

また、お尋ねの「自治体・地元住民・林業関係者・NPO等が協働するための制度的枠組み」については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第四条第一項において、「市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる」と規定され、同法第四条の二第一項において、「市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる」と、また同条第二項において、「協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成すること規定されているところであり、当該協議会に対するお尋ねの「財政的支援」については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和四年三月三十一日付け三農振第二三三三三号農林水産事務次官依命通知（最終改正）令和七年四月一日付け）」に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金において、当該被害防止計画に基づく「農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等・・・被害防止支援を行っている。

四について

お尋ねの「狩猟を担う人材の確保・育成の実

態」については、例えば、法第九条第十三項及び第六十六条の規定に基づく捕獲者から都道府県知事等への報告について環境省が毎年取りまとめている鳥獣関係統計により、御指摘の「狩猟を担う人材」を含む捕獲の担い手の高齢化や減少が課題であると認識しており、これに対応するため、例えば、「指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領」（平成二十七年四月十日付け環自野発第一五〇四一〇三号自然環境局長通知（最終改正）令和七年七月八日）に基づく指定管理鳥獣対策事業交付金により、都道府県が実施するクマ類の「捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組」、都道府県及び市町村が実施する「指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項」等の経費に対する補助を行っているところである。

五の前後について

御指摘の「連携体制をどのように位置づけているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「野生動物被害が人命・生活に重大な影響を及ぼす場合」については、地域ごとにその態様は様々であると考えられることから、御指摘の「自衛隊・警察・自治体の連携体制」について一概にお答えすることは困難である。

五の後段について

御指摘の「野生動物被害」については、地域ごとにその態様が様々であるため、お尋ねの「法的整理・運用指針」について一概にお答えすることは困難であるが、御指摘の「災害派遣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十三条第二項において、防衛大臣又はその指定する者は、都道府県知事その他政令で定める者からの派遣要請があり、事態やむを得ないと認

める場合には、部隊等を救援のため派遣することができ旨規定されているところ、これは、一義的には、御指摘の「野生動物被害」への対応を目的としたものではないが、防衛大臣又はその指定する者が同条第一項に定める都道府県知事その他政令で定める者から当該要請を受けたときには、その個別具体的な内容に応じ、法令の規定に従い、派遣するか否かを判断することとしているものである。また、御指摘の「地域防災計画」は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第二号において「防災」を「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう」と規定した上で、同条第十号において「一定地域に係る防災に関する計画」と規定しているところ、御指摘のように、この「枠組みの中で、野生動物被害に対応すること」の検討は行っていない。

六の「御指摘の『持続可能な地域づくり』の柱として位置づける」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、対策方針において、「人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、クマ類を始めとする鳥獣被害対策を効果的・効率的に進めるための持続可能な地域づくりの観点から、被害対策の方法等について検討を行う必要がある」とされており、これも踏まえ、御指摘のように様々な政策を「一体で推進」することが必要であると考えている。

六の後段について
御指摘の「再構築」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、クマ類による被害対策に係るお尋ねの「予算配分」については、「指定管理鳥獣対策事業交付金

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長長の報告

交付要綱(平成二十七年四月十日付け環自野発第一五〇四一〇三号環境事務次官通知(最終改正 令和七年七月八日))に基づき措置してきた指定管理鳥獣対策事業交付金により、「クマ類の適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策の取組に要する経費」を令和六年度から拡充し、また、お尋ねの「研究開発」については、「環境研究総合推進費実施要綱(平成二十八年十月一日環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ決定(最終改正 令和六年九月十二日))に基づき措置してきた環境研究総合推進費として、クマ類等の鳥獣被害対策を含めた「環境問題を解決に導くための政策・・・の推進」として不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進し、さらに、お尋ねの「モニタリング体制」については、対策方針において「個体群の安定的な維持を図りながら被害対策を進めていくために、保護管理ユニット全体での分布や個体数、人との軌跡の程度を評価するモニタリングを定期的に実施し、個体群が適正な生息状況となるよう、順応的な保護・管理を進める必要がある」、「このため、分布調査、捕獲個体に関する情報収集など人の生活圏周辺に生息する個体のモニタリングなどを継続的に実施し、経年的な生息動向を把握するとともに、モニタリング結果を踏まえ、順応的な管理を行う必要がある。また、被害管理に求められる農業被害や精神被害など社会的な許容度等の情報も収集・分析を進める必要がある」等とされているところ、これらを踏まえ、当該指定管理鳥獣対策事業交付金等により各地域における「モニタリング」の実施を支援してきたところである。引き続き、必要な対策について検討してまいりたい。

七について
御指摘の「次世代クマ対策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、対策パッケージにおいて、「ICTやドローン等を活用したクマ被害対策や効果的な捕獲方法等の技術開発を支援するとともに、国においても効果的・効率的な個体数推定手法や出没リスクの評価等に関する研究開発を推進することとしており、今後これに基づき「技術開発」の「支援」や「研究開発」の「推進」を図ることとしている。

令和七年十一月七日提出
質問 第五二二号

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書
提出者 長友よしひろ

外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問主意書
我が国では、森林法に基づき、森林を取得した者は市町村長に対し届出を行うことが義務付けられている。取得状況の公開は十五年前から行われているが、近年、林野庁の調査によれば、海外に居住する外国人又は外国人とみられる者による森林取得が急増しており、累計で数千ヘクタールに達しているとされる。森林は国土保全、水源涵養、生物多様性維持等の公益的機能を担うものであり、その所有・管理の在り方は国土安全保障の観点からも重要である。

さらに、国土利用計画法に基づく土地売買等契約の届出をした場合は、森林法に基づく届出の対象外となる一方で、国土利用計画法では届出が行われていない取引が相当数存在するとの指摘もあり、制度運用上の実効性や森林取得者の実態把握に課題がある。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。
一 森林法に基づく届出制度において、外国人・外国人等が森林を取得した場合、その後の利用状況(管理、伐採、植生の変化、用途転換の有無等)について、現行制度上どのようなモニタリング・実態把握を行っているか、また、都道府県や市町村が届出後に適切な指導・監視を行うためのガイドライン、報告制度、情報共有手段をどのように整備しているか、それぞれ示されたい。

二 外国人・外国人による森林取得が、リゾート開発、大規模太陽光発電施設、別荘地造成等の用途転換に繋がる事例が報告されている。こうした用途転換が森林の公益的機能(防災・保水・生態系維持・地元林業基盤)に及ぼす影響を政府はどのように評価しているか、また、用途転換が疑われる取得案件に対して、どのような行政対応を講じているか、それぞれ示されたい。

三 観光地・リゾート地等、特定地域において外国人等による森林取得が集中しているとの指摘がある。政府として、地域偏在の実態をどのように把握しており、その影響を地域資源循環、地元林業、土地取引の透明性の観点からどのように分析しているか、また、そのような地域における優先的監視体制や情報公開、地元関係者(自治体・林業者・住民等)との調整メカニズムをどのように構築しているか、それぞれ示されたい。

四 外国人・外国人が取得する森林が、水源涵養地、河川流域、重要インフラ近接地など、防災・安全保障上の要地と重なる場合がある。政府は、森林取得の審査・届出・監視制度を、国土利用計画法、重要土地等調査法、地方自治体

条例等とどのように連携・統合していく方針か、また、安全保障上の観点からのリスクアセスメントをどのように制度化しているか、それぞ示された。

五 制度強化策として、「取得後一定期間毎の報告義務」「取得目的の詳細把握」「林地開発許可要件の厳格化」「地元関係者との協議制度」等の導入が検討に値すると考えるところである。政府として、こうした措置導入に向けた検討状況、導入時期、対象範囲、自治体支援体制及び必要財源の見通しをどのように考えているか、それぞれ見解を示されたい。

六 国土利用計画法に基づく届出制度の実効性について、未届取引の規模等の実態をどのように把握、評価されているか。また、国土利用計画法に基づく届出制度で未届取引が発生している場合は、森林の取得者把握の実効性をどのように評価されているか。今後の是正策・監視強化の方針があれば併せて、それぞれ示されたい。

内閣衆質二一九第五二号
令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出外国人による森林取得に関する制度運用及び監視体制に関する質問に対する答弁書

一 前段のお尋ねについては、御指摘の「モ二夕

リング・実態把握」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)において、同法第二十五条第一項並びに第二十五条の二第一項及び第二二項に規定する保安林については、同法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項の規定による立木の伐採を制限する仕組み等が、また、保安林に該当しない民有林については、同法第十条の二第一項の規定に基づく開発行為に対する許可制度並びに同法第十条の八の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度が、それぞれ設けられており、開発や伐採の状況を把握している。

後段のお尋ねについては、新たに森林の土地の所有者となった者に対する同法第十条の七の二の規定に基づく届出制度(以下「所有者届出制度」という。)により届出が行われた森林について、前段で述べた各種制度の適切な運用が図られるよう、農林水産省としては、保安林制度の事務に係る処理基準、民有林における開発行為の許可基準、伐採及び伐採後の造林の届出をした者に対して市町村が実施する行政指導の留意事項等を定めた通知等を発出し、都道府県や市町村に対し必要な技術的助言等を行っているところである。

二 前段のお尋ねについては、「外国人・外国法人による森林取得」であるか否かにかかわらず、森林について「リゾート開発、大規模太陽光発電施設、別荘地造成等の用途転換」が森林法及びその関係法令にのっとって適切に行われない場合、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあると考えており、特にこれが要請される保安林については、森林以外の用途に

供することを抑制する仕組みが、また、保安林に該当しない民有林については、一定規模を超える開発について、公益的機能の発揮が確保される場合に限り、都道府県知事が許可する仕組みが、それぞれ措置されている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「用途転換が疑われる取得案件」も含めて、一について述べた対応を講じているところである。

三 前段について、お尋ねの「地域偏在の実態」については、農林水産省が都道府県を通じて行った「外国人等による森林取得に関する調査」によれば、「居住地が海外にある外国人又は外国人と思われる者による森林取得」は、平成十八年から令和六年までに三十道府県で四百五十五件が確認されており、取得が確認された森林の所在地としては北海道虻田郡二七〇町及び俱知安町が二百八件と多くを占めているところ、これらの森林取得に係る森林の土地利用の目的としては、「資産保有」、「別荘地開発」その他これに類するものが半数以上を占めている。また、御指摘の「地域資源循環、地元林業、土地取引の透明性の観点から」の「分析」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「地域偏在」により森林の公益的機能に影響が生じているとの事例は承知していない。

後段のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「情報公開」については、同調査により外国人等による森林の取得状況を把握し、調査結果を公表していることに加え、御指摘の「優先的監視体制」については、「外国人等による森林取得が集中」している地域であるか否かにかかわらず、一について述べた対応を行っているところである。

四 前段のお尋ねの「審査」及び「監視制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、所有者届出制度又は国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十三条第一項の規定による届出により都道府県又は市町村が把握した森林の取得状況に係る情報については、それぞれにおいて必要に応じて情報共有を行っていることと承知している。また、水資源の保全の観点から、山間部における水源の涵養の機能を有する森林の土地の取引行為を行う者に対して事前の届出を求める旨の条例を制定している都道府県及び市町村においては、当該条例に基づき把握した森林の土地の取得状況の情報について、関係する都道府県及び市町村の間で必要に応じて情報共有を行っていることと承知している。さらに、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)第五条第一項に規定する注視区域内の土地及び建物(以下「土地等」という。)については、同法第六条に規定する土地等利用状況調査により所有及び利用状況を把握しているほか、同法第七条の規定に基づき、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、内閣総理大臣からの求めに応じて、土地等の利用者その他の関係者に関する情報を提供している。

後段のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、同法第五条第一項に規定する注視区域においては、同法第六条に規定する土地等利用状況調査を実施し、土地等の所有及び利用状況の実態把握を行うとともに、当該土地等が、同法第二条第二項に規定する重要施設と同条第四項に規定する施設機能又は同条第三項に規定する

国境離島等の同条第五項に規定する離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、同法第九条に基づき、当該土地等の利用者に対し、勧告又は命令の措置を講ずることができるとされている。

五について
御指摘の「こうした措置」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、例えば、「取得後一定期間毎の報告義務」については、一について前段で述べた各種制度により、開発や伐採の状況を把握するとともに、森林の有する公益的機能の維持を図っていることから、現時点において検討していない。また、「取得目的の詳細把握」については、所有者届出制度において、届出書の備考欄に森林の土地の用途の記載を求めている。これにより取得目的を把握することとしている。「林地開発許可要件の厳格化」については、民有林における開発行為に係る状況の変化に応じて許可基準の厳格化を図ることにより必要な対応を措置してきている。

なお、農林水産省としては、令和七年十一月の「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」における内閣総理大臣指示を受けて、森林の土地の取得の届出時において国籍を把握する仕組みを検討している。また、当該指示において、「外国人の土地取得等のルール」の在り方を検討することとしている。

六の第一文について
お尋ねの「未届取引の規模等の実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出については、これを運用している都道府県等において、登記事項証明書との照合等により同項の規定による届出が行われているかの把握に努

るとともに、届出を行っていない者に対しては届出を行うよう指導すること等により、制度の適切な運用に努めているものと承知している。

六の第二文及び第三文について
森林法第十条の七の二においては、国土利用計画法第二十三条第一項の規定による届出をしていないときは、森林法第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、市町村の長にその旨を届け出なければならぬ旨定められている。お尋ねの「森林の取得者把握の実効性」については、これらの制度の適切な運用により確保されるものと考えており、また、お尋ねの「今後の是正策・監視強化の方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、引き続き、都道府県及び市町村と連携し、これらの制度の適切な運用により、森林取得の状況の把握に取り組んでまいりたい。

令和七年十一月七日提出
質問 第五三三号

アフリカのマルミゾウの象牙取引に関する
質問主意書

提出者 上村 英明

アフリカのマルミゾウの象牙取引に関する
質問主意書

本質問主意書において、以下「マルミゾウ」とはアフリカの森林地帯に主に生息するゾウの一種を指す。マルミゾウは、資源開発などに伴う森林破壊や象牙採取目的の殺害などにより頭数が激減しており、現在絶滅危惧種となっている。しかし、植生の難しいアフリカの熱帯森林において種子散布を通じた森林再生メカニズムに果たす役割は大きく、その生存は森林生態系の維持に必要不可欠である。一方、一九八九年のワシントン条約

会議決議以来、象牙の国際商取引は原則禁止されている。地球上の野生のゾウの保存のために、各国とも象牙在庫や象牙製品の償却・破棄などを実施、また象牙市場を閉鎖してきた。しかし、現在象牙在庫処分をせずかつ象牙市場を閉鎖していないのはG7諸国のなかで日本のみである。また、象牙目的の密猟や象牙の違法国際取引は現在も継続する。

日本では古くから象牙利用が見られるが、マルミゾウの象牙はハード材と呼ばれ、より固く、割れにくかつシャープに彫れるだけでなく吸湿性が高いというアジアゾウと同様の特徴がある。五百年ほどの歴史を誇る三味線など日本の伝統楽器の一部(三味線の撥や箏の爪等)にはこの象牙が重宝され、また高度経済成長期以降には印鑑も主要製品となった。一方、アフリカの草原地帯に生息するサバンナゾウ由来のソフト材の象牙は印鑑や三味線の撥等には適さない。

印鑑は現在、代替素材での製品が安価に多く出回り、かつ署名文化に移行しつつあるのでかつてほどはハード材象牙へのこだわりは見られないが、三味線業界を始めとする邦楽業界では、演奏のしやすさや音色の質から長年使い慣れてきたハード材象牙への需要は今後も継続しうる。ただし、人間国宝を含むプロの演奏家からはマルミゾウの象牙と同じ性質の材から撥が作られれば象牙に拘る理由はないとの見解があり、それに基づき十年ほど前から素材科学の研究者とプロの演奏家との間で、新素材開発が進められている。この

ハード材の象牙の新素材開発は二〇二二年度から二〇二四年度まで文化庁からの補助金のもと進められ、現在新素材は完成に近づきつつある。しかし、文化庁からの補助金支援は打ち切られてしまっている。今後も新素材撥を使用した実践的な試奏会やそれに基づく素材を改良し、かつそれを

安価で広く提供していくこと、他、長唄以外の地歌等の三味線の撥にも対応していくことなど課題が残っている。

右状況を踏まえて、マルミゾウの象牙に関する現状について政府の見解を質したい。
以下、質問する。

一 日本において厳格な象牙管理を担保するのは「外国為替及び外国貿易法(外為法)」や「絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(種の保存法)」によるが、違法な象牙の取引に関する不透明性やロンダリングの可能性、またネット販売での象牙製品に関する厳格な規制がないことから違法象牙の混在を免れ得ない。この状況について政府は把握しているか。把握している場合、その対応について検討しているか。今後の具体的な行動計画等についても説明されたい。

二 継続するハード材象牙の需要に対してその在庫が少ない状況があるが、いまだに具体的な在庫状況は把握されていない。象牙をハード材とソフト材に分けながら前者の在庫重量が提示されるべきだが、政府として調査を実施する意思はあるか。ある場合、その調査に関する詳細を示されたい。

三 絶滅危惧種であり生態学的な意義を持つマルミゾウという地球規模の希少種の保全、また日本の伝統芸能という文化遺産の維持継承の現状と今後について、政府としてどのような見解を持つているか。また、両者の問題解決に貢献するハード材象牙に代わる新素材開発に対してはどうか。補助金等がなぜ打ち切られたのか、再開する予定があるのかも含めて説明されたい。
右質問する。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長の報告

内閣衆質二一九第五三号

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上村英明君提出アフリカのマルミミゾウの象牙取引に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「ロンダリングの可能性」及び「ネット販売での象牙製品に関する厳格な規制がない」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、象牙及び象牙製品の取引について、政府としては、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第五十二条の規定並びに絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十号、第三十三条の六及び第三十三条の十四第一項の規定に基づき、厳格な管理を行っており、例えば、象牙製品の譲渡し及び引渡しについては、同項の規定に基づき、同法第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者に対し報告等を求め、象牙製品の取引先や取引量等の把握を行っている。

二 について

政府としては、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（昭和五十五年条約第二十五号）附属書Ⅰ及びⅡに沿って、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律第三十三条の十四第一項の規定に基づ

き、同法第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者に対し報告等を求め、象牙製品の在庫量について把握を行っており、お尋ねの「調査」を実施する予定はない。

三 について

御指摘の「マルミミゾウ」については、「アフリカゾウ」として絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ及びⅡに掲載されており、国際的な取引の規制を通じて、その保存が図られていると認識している。

また、御指摘の「日本の伝統芸能」については、その「維持継承」を図ることが重要であり、必要な用具及び原材料の入手が困難となることは重大な課題であると認識していることから、これらの用具及び原材料の代替品の実用化に関する研究を推進するため、令和三年度から、文化庁委託事業「文化財用具・原材料等代替品実用化研究」を実施しているところ、お尋ねの「補助金等がなぜ打ち切られたのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同事業において、同年度から、御指摘の「三味線の撥」などに使用する象牙の代替品の実用化に関する調査研究を実施し、令和六年度に特定の種類の「三味線の撥」について代替品の化学的な組成の確定に至ったところである。

令和七年十一月七日提出 質問 第五四号

持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書

提出者 三角 創太

持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問主意書

地域医療を支える全国の公立病院が、極めて厳

しい経営難に陥っている。令和四年度に三割強であった赤字の公立病院の割合は、令和五年度に七割、令和六年度には八割強に増加し、赤字額も増加の一途をたどっている。昨今の物価高騰によりエネルギーコストや医療材料費がかさむとともに、人件費や委託費も増大しているが、これらのコスト上昇に、昨年度に実施された診療報酬の改定が十分に対応できていないため、経営の改善は到底見込めないのが現状である。加えて、慢性的な医師・看護師不足が続く中、少ないスタッフで膨大な量の業務を行わざるを得ず、疲弊するばかりで賃金も十分には上がらないため、医療従事者の離職が相次ぐといった悪循環に陥っている。

公立病院は、民間が参入しにくい不採算医療（小児・周産期・救急等）を担い、地域の基幹病院として、持続可能な地域医療のために重要な役割を果たしている。経営悪化や人材流出による地域医療の崩壊を防ぐため、政府を挙げて様々な政策を動員し、公立病院を支援していく必要がある。

地元である春日部市でも、全国と同様に公立病院の経営状況は非常に苦しい。市立医療センターでは、総務省の「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和六年度から九年度までの四年間を期間とする「春日部市立医療センター経営強化プラン」を策定し、目標達成に向けて取り組んでいるものの、物価高騰や人事院勧告による、職員給与増に対して適時の手当がなされなかった影響を大きく受け思うように成果が上がっていないのが現状である。

これに関連し、次の事項について質問する。
一 総務省は、公立病院が担う重要な役割を踏まえて地方財政措置を講じてきたとの見解を示しており、令和七年度においては、「不採算地域における医療提供体制を確保するため、不採算

地区病院等への特別交付税措置の基準額の三十パーセント引上げ（令和三年度から実施）を継続」、「へき地医療拠点病院等である場合には、訪問看護や遠隔医療に要する助成経費を新たに特別交付税措置の対象に追加」、「資金繰りを支援するために新たな地方債を創設等の取組を行っている。しかし、公立病院の経営難への対策は対象や条件が限定され過ぎており、金額も不十分であるため、追加支援が急務だと認識している。そこで、赤字の公立病院の経営を、物価高騰に対応するため緊急的に支える補助金制度（人件費や燃料費等に充てることができるもの）を創設する予定はあるのか、また、公立病院に係る地方交付税の算定基準の更なる引上げなど、地方財政措置の拡充を行う予定はあるのか、政府の認識を示されたい。

二 診療報酬の改定について、政府からは、令和七年四月二十四日の総務委員会における答弁で、「昨年度の改定で一定の措置を講じた」との見解が示されているが、この時から更に時間が経過し、物価高騰や人件費上昇が病院経営を著しく圧迫している。次期診療報酬改定に向けて、どのような認識の下で、ベースアップ評価料の増額を含む大幅な診療報酬の引上げに取り組んでいくのか、政府の見解を伺いたい。また、日本医師会の松本会長が十月一日の定例会見において、令和八年度診療報酬改定について「次の診療報酬改定までの二年間の間に、物価・賃金が大きく上昇した場合については、それに応じて適切に対応する新たな仕組みの導入の検討を明確化しておく必要がある」との発言をしたと報道されているが、これについての政府の考えを伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第五四号
令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員三角創太君提出持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員三角創太君提出持続可能な地域医療のための公立病院への経営支援に関する質問に対する答弁書

一の前段について

御指摘の「赤字の公立病院」を含む医療機関への支援については、例えば、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「赤字に苦しむ医療機関や介護施設への対応は待たなす。診療報酬・介護報酬については、賃上げ・物価高を適切に反映させていきますが、報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業者の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒しします」と、同月二十八日の閣議後記者会見において、上野厚生労働大臣が「先日の経済対策に関する総理の指示も踏まえて、医療分野等について、職員の方々の処遇の改善や経営の改善を支援していきたいと考えています。経済対策・補正予算に必要な施策を盛り込んでいきたいと考えていますが、その具体化については、現在検討中ですので、十分様々な状況を踏まえた上でいろいろなことを判断していきたいと思っています」と述べているとおりであり、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

一の後段について

御指摘の「公立病院に係る地方交付税の算定

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

基準の更なる引上げなど」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公立病院に係る地方財政措置については、公立病院が地域医療の提供について重要な役割を果たしていることを踏まえ、今後の地方財政対策の中で検討していくこととしており、その具体的な内容について、現時点でお答えすることは困難である。

二の前段について

現時点で御指摘の「ベースアップ評価料の増額を含む大幅な診療報酬の引上げに取り組んでいく」といった具体的な方法が決定しているものではないが、いずれにせよ、「次期診療報酬改定」に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「社会保障関係費については、医療・・・・の現場の厳しい現状・・・・を踏まえ、・・・二千二十五年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」及び「医療・・・・等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、・・・次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、・・・的確な対応を行う。このため、二千二十四年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、二千二十五年末までに結論が得られるよう検討する」としており、また、令和七年十月二十四日の所信表明演説において、高市内閣総理大臣が「赤字に苦し

議長長の報告

む医療機関・・・・への対応は待たなす。診療報酬・・・・については、賃上げ・物価高を適切に反映させていただきます」と述べているとおりであり、適切に検討してまいりたい。

二の後段について

お尋ねについて、民間団体の長の個別の発言の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたいが、いずれにせよ、御指摘の「次の診療報酬改定」に向けては、二の前段についてでお答えしたとおり、適切に検討してまいりたい。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員三角創太君提出埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出夜行列車の振興に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出創作主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出AIを自然言語で律することの限界に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子君提出火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子君提出医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国の大使級総領事による我が国への脅迫とベルソノングラータ通告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国当局による学問の自由の侵害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出アフリカ開発会議(TICAD)における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出カウンタートインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出がん精密検査受診率向上に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出歯科健診の義務化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問に対する答弁書

令和七年十一月十日提出
質問 第五五号

埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問主意書

提出者 三角 創太

埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問主意書
埼玉高速鉄道線は、東京地下鉄南北線と一体で「地下鉄七号線」を構成し、直通先の各線を介して、東京都心部のみならず、東海道新幹線新横浜駅などの神奈川県内の主要駅まで直結する、利便性の高い路線である。その上、現在、直通先の東京地下鉄南北線の分岐線として、東京国際空港(羽田空港)にアクセスする京浜急行電鉄のタミナルで、リニア中央新幹線の始発駅となる品川駅

までの路線の建設が進められており、同鉄道線の更なる利便性の向上が見込まれている。

これに加えて、埼玉高速鉄道線そのものについても、平成二十八年四月の国土交通省交通政策審議会答申第百九十八号(以下「平成二十八年答申」という。)において、浦和美園と岩槻と蓮田間の延伸が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに位置付けられている。現在、埼玉県及びさいたま市は、このうち浦和美園と岩槻間を先行整備区間と位置付け、都市鉄道等利便増進法の速達性向上事業の活用による延伸の早期実現を目指している。

さいたま市によれば、先行整備区間の延伸については、令和六年度の検討状況を踏まえ試算した結果、中間駅周辺まちづくり事業の規模拡大や工期短縮などにより、費用便益比(B/C)が一を越える目途が立ってきているとのことであり、埼玉高速鉄道線の延伸に対する地域の期待がいよいよ高まっている。

一方、都市鉄道の整備について、令和六年六月に国土交通省「今後の都市鉄道整備の促進策のあり方に関する検討会」がまとめた報告書(以下「検討会報告書」という。)は、高速性、大量性、定時性に優れる都市鉄道が我が国の都市における社会経済の諸活動を支える重要なインフラであり、鉄道が他の交通機関と比較してエネルギー効率が高く、脱炭素社会の実現にも資する一方、コロナ禍の影響と中長期的な人口減少による今後の輸送需要見込みとが相まって、鉄道事業者が大規模な設備投資に積極的に取り組むことが困難な状況であることを指摘している。

検討会報告書では、今後の都市鉄道整備の費用負担の在り方に関する方向性として、運賃を原資とした鉄道事業者による負担を基本としつつ、引

き続き国や地方公共団体が各種補助制度等を通じて支援を行うことや、開発利益を還元する観点からより広い受益者に費用負担を求めることが示されている。すなわち、埼玉高速鉄道線の早期延伸には、財政的な支援に加え、費用負担に関する制度設計など、都市鉄道整備に対する国の取組が極めて重要になっている。

これに関連し、次の事項について質問する。
一 埼玉高速鉄道線の延伸は、東京都心部への速達性の向上や埼玉県中部の鉄道空白地域の解消を通じて東京圏の鉄道ネットワークの強化、災害等による平行路線の遅延時における代替路線機能の充実はもちろんのこと、沿線地域のまちづくりの促進を通じて成長発展、さらには環境負荷の低減等に資する社会的意義の大きい事業であり、国としても早期事業化に向けた取組を行う必要性が高いと考えられるが、政府の認識如何。

二 埼玉県及びさいたま市は、平成二十八年答申において埼玉高速鉄道線の延伸の課題として事業性が挙げられたことを踏まえ、住民、行政、大学等の参画・連携・協働により浦和美園駅、中間駅、岩槻駅の周辺地区ごとにまちづくりの方策を検討するなど、事業性の向上のための取組を進めており、その結果、令和六年度までにB/Cが一を超える目処が立つに至っている。また、直近では令和七年四月に、各種取組の進展を踏まえ、大野埼玉県知事及び清水さいたま市長が、中野国土交通大臣に対し、「埼玉高速鉄道(地下鉄七号線)延伸の早期実現に向けた支援に係る要望」を提出した。これらの取組及び要望に対する政府の見解如何。

三 平成二十八年答申では、おおむね二〇三〇(令和十二年)頃の東京圏の都市鉄道ネットワーク

クを念頭に置くとする一方で、平成十二年一月の運輸省運輸政策審議会答申第十八号以前の答申と異なり、各路線のプロジェクト効果の発現時期が示されていない。この点については、鉄道事業における需給調整規制の撤廃等に伴い、そのような発現時期を国の審議会が決定することが制度にそぐわなくなったとの議論を踏まえた説明されている。しかしながら、国として鉄道ネットワーク構想を提示し、かつ、これが各地のまちづくりを通じて都市政策や国土政策にも直結する以上、沿線自治体、鉄道事業者等の調整に全てを委ねるのではなく、国が調整の進展に応じて目標時期を設定するなど、整備に向けて、より積極的な関与を行うことが国として在るべき姿勢と考えるが、政府の見解如何。

四 埼玉高速鉄道線の延伸を確実かつ早期に実現するためには、検討会報告書にあるとおり、鉄道事業者による大規模な設備投資が困難となっている現状を踏まえ、事業費の安定的な確保等、都市鉄道整備に対する国の積極的な取組が重要となっている。今後、政府は、検討会報告書を受けて検討を行った「都市鉄道整備の開発利益の還元策等に関する検討会」の取りまとめ(令和七年六月)の実践も含め、埼玉高速鉄道線の延伸等の都市鉄道の整備の促進策として、いつまでに、どのような措置を講じようとしているか、方針を示されたい。

五 B/Cを算出する上での社会的割引率が実態との乖離が大きく、改善の余地があると考えられるが如何。また、そのような乖離を含め、これまで都市鉄道等利便増進法が自治体の事業実施要請に基づく事業が一例もなかった要因と利活用されるために改善が必要と考えられるが如何。
六 埼玉高速鉄道から認可申請がなされた後の事

業手続の流れ、認可までの想定される期間はどの様に考えているか。認可申請を受けた場合、法令に則り、予算が確保されていくものと理解しているが、令和八年度に予算確保に向けた鉄道局としての取組状況は如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第五号
令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員三角創太君提出埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員三角創太君提出埼玉高速鉄道線の延伸に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年三月二十一日の参議院予算委員会において、中野国土交通大臣(当時)が「埼玉高速鉄道線の延伸について、平成二十八年の交通政策審議会の答申においては、埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上が期待できる一方で事業性に課題があるため、事業性の確保に必要な需要の創出につながる沿線開発等を着実に進めた上で事業計画について検討を進めることが指摘をされております。このため、現在、浦和美園と岩槻間の延伸について、さいたま市を中心とした関係者間において検討がなされるというふうな承知をしております。」と答弁したとおりである。

二について
国土交通省としては、御指摘の「取組」が関係地方公共団体等において行われていることは承

知しており、御指摘の「都市鉄道等利便増進法の速達性向上事業の活用」による「埼玉高速鉄道線」の「延伸の早期実現」に当たっては、関係地方公共団体等において、昨今の物価の高騰等の影響も考慮しつつ、需要の見通し、収支採算性等の事業計画の詳細について慎重に検討することが重要であると考えている。

三について

御指摘の「至てを委ねる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の鉄道路線等の整備をできるだけ早期に実現するには、関係地方公共団体等において、当該整備に係る課題の解決を進めることが重要であると考えており、国土交通省としては、当該整備について、関係地方公共団体等における検討状況を踏まえつつ、制度面及び技術面の観点から必要な助言や協力を行っているところである。

四について

御指摘の「都市鉄道等利便増進法の速達性向上事業の活用」による「埼玉高速鉄道線の延伸」に係るお尋ねの「方針」については、一義的には関係地方公共団体等において適切に検討されるべきものであると考えているが、国土交通省としては、当該延伸を含む個別の鉄道路線等の整備について、関係地方公共団体等における検討状況を踏まえつつ、制度面及び技術面の観点から必要な助言や協力を行っているところである。

五について

御指摘の「実態との乖離が大きくなる」具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、鉄道事業の費用便益分析において用いられる社会的割引率については、「鉄道プロジェクトの

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

評価手法マニュアル(二十二年改訂版)「平成二十四年七月国土交通省鉄道局作成。以下「マニュアル」という。において四パーセントに設定することとしているところ、令和五年九月の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」（平成十六年二月国土交通省策定）の改定において、社会的割引率について、近年の国債の実質利回りを踏まえて、一パーセント及び二パーセントに設定した場合についても参考として記載することができるとしたことを受け、令和七年三月にマニュアルについても同様の見直しを行った。また、都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号。以下「法」という。第十一條第一項の規定による地方公共団体から鉄道事業者等(同項に規定する鉄道事業者等をいう。以下同じ)に対する速達性向上事業(法第二條第七号に規定する速達性向上事業をいう。以下同じ)の実施の要請(以下「事業実施要請」という)は、速達性向上事業が鉄道事業者等の発意に期待しては十分な進展が望めない状況において、地方公共団体も速達性向上事業を発意することができるようにするためのものであり、これまで事業実施要請を活用した実績がないのは、そのような状況に至らなかったからであると承知しており、事業実施要請の制度や運用の改善が必要とは考えていない。

六について

御指摘の「認可申請」及び「事業手続」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「流れ」については、速達性向上事業の実施に当たっては、法第四條第四項及び第五條第四項の規定に基づく認定を受けることが必要であり、これらの認定に要する期間は個別

議長長の報告

具体的な状況によって異なるものであることから、お尋ねの「期間」について一概にお答えすることは困難である。また、御指摘の「令和八年度に予算確保に向けた鉄道局としての取組状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に令和八年度における国土交通省鉄道局としての取組についてのお尋ねであれば、関係地方公共団体等における検討状況を踏まえつつ、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えている。

令和七年十一月十日提出
質問 第五六号

夜行列車の振興に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

夜行列車の振興に関する質問主意書

夜行列車は、かつて全国を結んでおり、長距離移動の手段としてだけでなく、旅情を感じる日本文化の一端としても広く国民に親しまれてきたが、近年では、航空路線網や夜行バス路線網の拡充、新幹線による昼間移動の短縮化などにより、大幅に減少している。

その一方で、SNS上では「夜行列車を復活してほしい」との投稿が広く共感を呼ぶなど、時間の有効活用、ストレスの少ない移動、鉄道の再評価といった観点から、再び夜行列車の社会的意義が注目されていると承知している。特に、時間の有効活用という観点からは、仕事を終えた夜に乗り、翌朝早く目的地で活動を開始できるという夜行列車の利便性は、現代においても依然として高い価値を持つと考えられる。

さらに、夜行列車は、都市圏と地方を直接結び、観光振興や地域経済の活性化に寄与する可能

性を持つ。また、鉄道は、航空機や自家用車に比べて温室効果ガス排出量が少なく、脱炭素社会の実現という政策目標にも資する移動手段であると考えている。

以上を踏まえ、政府に質問する。
一 政府は、夜行列車の存在がもたらす「夜間移動による時間の有効活用」及び「都市圏と地方圏を直結する社会的役割」について、どのような政策的意義を認識しているか。

二 夜行列車の減少に至った主な要因について、政府としての公式な分析を示されたい。また、その中で制度的・インフラ的課題として政府が把握しているものは何か。

三 観光立国推進基本計画における「地方誘客促進」及び「持続可能な観光」の観点から、夜行列車を活用した新たな観光ルート(例：鉄道と宿泊を一体化した観光列車)の構想を支援する考えはあるか。

四 鉄道事業者が夜行列車の復活や新設を検討する場合、線路、車両等の保守・更新、乗務員の確保等の課題を克服するための支援制度(補助金、税制優遇、グリーン投資支援など)を設ける考えはあるか。

五 環境政策の観点から、航空・自動車交通の代替として夜行列車を再評価し、温室効果ガス排出削減に資する交通体系として位置付けることは是非について、政府の見解を示されたい。

六 地方創生、観光政策、脱炭素化の各観点を統合しつつ夜行列車の再生を図るための政府としての方針をまとめた「夜行列車再生戦略」を策定する考えや、これを検討する省庁横断的な枠組みを設ける考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質二一九第五六号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出夜行列車の振興に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出夜行列車の振興に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「夜行列車」については、一般的に「夜間、運行する列車。(出典 広辞苑)」を意味しているものと承知しているが、御指摘の「夜行列車」を運行するか否かについては、鉄道事業者の経営判断によるものであるところ、政府としてお尋ねの「政策的意義」については検討していない。

二について

一について述べたとおり、御指摘の「夜行列車」を運行するか否かについては、鉄道事業者の経営判断によるものであるところ、政府としてお尋ねの「分析」は行っていない。

三について

御指摘の「夜行列車を活用した観光振興に特化した支援は行っていないが、政府としては、観光事業者等が行う地域の多様な観光資源を活用する取組に対する支援を行っているところであり、まずはこうした支援に努めてまいりたい。

四について

一について述べたとおり、御指摘の「夜行列車」を運行するか否かについては、鉄道事業者の経営判断によるものであるところ、近年、鉄道事業者からお尋ねのような「支援制度を求

める声があるとは認識しておらず、当該制度については考えていない。

五について

お尋ねの「再評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としてお尋ねのように「位置付けること」は考えていない。

六について

一について述べたとおり、御指摘の「夜行列車」を運行するか否かについては、鉄道事業者の経営判断によるものであるところ、政府としてお尋ねの「夜行列車再生戦略」を策定する考え及び「枠組みを設ける考え」はない。

令和七年十一月十日提出

質問 第五七号

創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問主意書

日本の著作権法は、ドイツ法及びフランス法と著作財産権の二層構造により創作の人格的側面と財産的側面の双方を保護する理念を採るとともに、その権利は、著作者が創作したときに発生し、著作者本人に帰属することを原則としている。しかし現実の運用においては、制作会社や放送局、広告代理店などが著作者たる地位や著作権の包括譲渡・放棄を契約で求めることが常態化しており、下請構造の中で弱い立場にあるクリエイターや中小制作スタジオが実質的に権利を放棄させられていると承知している。このような慣行は、米国における「ワーク・メイド・フォー・ハイヤー(職務著作条項)」制度に近似しており、本

来の大陸法的理念である「創作者主義」とは大きく乖離していると考え。

著作権法第十五条のいわゆる職務著作は法人等の指示に基づき法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物でなければならない等の要件があるにもかかわらず、現実には外部委託やフリーランスにまで拡大して解釈される傾向があると承知している。さらに、政府による取引慣行の是正も十分とは言えず、著作者の権利の保護という著作権法の理念が形骸化しているとの指摘が広く存在する。

著作者の権利の保護を欠いた現状は、クリエイター個人の経済的・人格的自立を阻み、ひいては日本のコンテンツ産業全体の国際競争力を弱める要因ともなっていると考える。したがって政府は、この実態を直視し、法の原則と実態の乖離を是正する責務を負うものと考え。

以上を踏まえ、政府に質問する。

一 政府は、日本の著作権法が形式的には大陸法系の体系を採用しながら、実態としては米国の「ワーク・メイド・フォー・ハイヤー」的運用が広く行われているとの指摘を承知しているか。

二 発注元が、著作権の包括譲渡や著作権の放棄を契約上求める行為が、クリエイターや中小制作会社に対して優越的地位の濫用となり得ることを政府は認識しているか。

三 現行著作権法第十五条のいわゆる職務著作に係る規定が、フリーランスや外部委託の著作物まで実質的に適用されているとの実態について、政府は認識しているか。併せて、そのような運用が条文趣旨に反するとの見解を有するか、政府の見解を示されたい。

や利用許諾が目的・期間・地域などの明確な限定のもとでしか有効と認められない一方、日本では著作権の包括譲渡要求や著作者人格権の不行使特約が慣例化している。この点について、日本法が他国の大陸法系諸国と比べて著作者保護の観点から劣後しているとの評価を政府は認めるか。

五

実質的に対等でない当事者間の関係に起因して、著作者の権利が実質的に保護されていない現状を是正するため、政府はなんらかの制度的対応(立法・通達・ガイドライン等)を行う予定があるか、あるならば具体的に示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第五七号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出創作者主義の理念に基づく著作者の権利保護の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実態」としては米国の「ワーク・メイド・フォー・ハイヤー」的運用の意味するところが必ずしも明らかではないが、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」(令和四年七月二十七日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議公表、令和六年十月二十九日改訂。以下「本ガイドライン」という。)において、「事業者等と

芸術家等がどのような内容で取引をするかは、原則として、当事者間で自由に決められるものであるが、実際には、力関係の差や交渉力の差により、事業者等からの一方的な内容となっているような状況が生じていると指摘されている。」とされている。

二について

お尋ねについては、例えば、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(平成十年三月十七日公正取引委員会策定(最終改正 平成二十九年六月十六日))」では、「ソフトウエア開発、テレビ番組制作等の委託取引のように受託者が役務を提供して得られる成果物(以下「情報成果物」という。以下「」に係る取引については、「情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあつては、(中略)取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡・許諾を含む。以下「」させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(以下「次利用」)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい」との考え方を示している。

三について

お尋ねの「いわゆる職務著作に係る規定が、・・・実質的に適用されているとの実態」及び「そのような運用」の意味するところが明らかではなく、また、著作権の帰属等に関する個々の契約内容について、政府として網羅的に

把握しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

諸外国における著作権制度についてその詳細を網羅的に把握しているわけではなく、また、著作権制度の在り方は各国によって様々であり、お尋ねの「日本法が「劣後している」か否かについて一概に評価することは困難である。いづれにせよ、我が国においては、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)等により、著作権の適切な保護が図られていると認識している。

五について

お尋ねの「著作権者の権利が実質的に保護されていない現状」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一について述べた「指摘があることは承知しており、文化庁としては、「安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的」とした本ガイドラインや、「著作権に関する契約書を作成する際の留意点や条項例について、事例に則して説明」した「誰でもできる著作権契約マニュアル(令和五年三月文化庁著作権課作成)」を作成し、周知するなどの取組を行っているところであり、引き続き、こうした取組を通じて著作権に関する契約等に対する理解の促進を図ってまいりたい。

令和七年十一月十日提出
質問 第五八号

AIを自然言語で律することの限界に関する
質問主意書

提出者 八幡 愛

AIを自然言語で律することの限界に関する質問主意書

人工知能(AI)は、確率分布の近似、最適化理論、統計的推定、さらには非線形動力学系の解析など、厳密な数学的枠組みを基盤として構成されている。AIの挙動は、自然言語による指示や倫理的規範に直接依存するものではなく、定義域、目的関数、損失関数、パラメータ更新則、確率的サンプリングといった数学的構造によって決定されるものである。

しかしながら、近年策定されているAI規制やガイドラインの多くは、技術的・数学的な妥当性の検証を十分に経ることなく、倫理的観点や社会的懸念といった言語的枠組みを前提として制度設計が行われている現状があると承知している。数学的対象に対し、自然言語的・情緒的な基準によって制約を課すことは、記号体系の階層を混同する行為であり、制度としての再現性、予測可能性及び技術的透明性を損なう重大なリスクを伴うと考える。

AIを制御しようとする政策や法令が、その数学的構造を理解せずに立案される場合、技術的誤認に基づく誤った規制が行われる懸念があり、また、将来的な研究・産業発展への阻害要因となるおそれがあると考える。

よって、以下、政府に質問する。

一 AIは、確率的最適化、近似理論及び統計的学習理論に基づく数理モデルであり、その挙動は定義域、目的関数、確率分布、更新則といった数学的構造によって決定される数学的対象であると認識しているか。

二 AIの挙動を自然言語による倫理基準や禁止表現等で制御しようとする試みは、科学的にどの

のような限界を有すると認識しているか。

三 AI関連の法制度、倫理指針及びガイドラインの策定において、数理学、情報理論、統計学等の専門家による技術検証を制度的に義務づけているか。また、現行の策定プロセスで専門家による技術検証はどの段階でどのように行われているか、併せて示されたい。

四 AIの数学的構造を理解せずに立案された法制度が、研究開発、産業実装、安全保障技術等に及ぼす負の影響について、どのように分析しているか。

五 AIのような数学的対象を規制する上で、法令等の自然言語による抽象的規範から、定量的パラメータ、再現試験、実証ログ等を用いた技術検証を踏まえた規範へ移行する考えはあるか。

六 AIを規制する議論において、非専門的な印象論に偏らず、科学的透明性、再現性及び説明可能性を確保するための制度的基盤を整備する考えがあるか。

七 今後のAI政策全般において、自然言語のみによる規制よりも数学的理解と技術検証に基づいた規範の形成を原則とする方針を打ち立てる考えがあるか。

内閣衆質二一九第五八号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出AIを自然言語で律することの限界に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出「AIを自然言語で律することの限界に関する質問に対する答弁書」

一について

お尋ねの「AIは、確率的最適化、近似理論及び統計的学習理論に基づく数理モデル」及び「その挙動は定義域、目的関数、確率分布、更新則といった数学的構造によって決定される数学的対象」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「AIの挙動を自然言語による倫理基準や禁止表現等で制御しようとする試み」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「倫理指針」及び「技術検証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「AI関連の法制度」及び「ガイドライン」の策定において、「数理科学、情報理論、統計学」の専門家による審査を義務付けているものはない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「AI関連の法制度」及び「ガイドライン」の策定において、「数理科学、情報理論、統計学」の専門家による審査は行われていない。

四について

お尋ねの「AIの数学的構造を理解せずに立案された法制度」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「AIのような数学的対象を規制する上で、法令等の自然言語による抽象的規範から、定量的パラメータ、再現試験、実証ログ等を用いた技術検証を踏まえた規範へ移行する」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「非専門的な印象論に偏らず、科学的透明性、再現性及び説明可能性を確保するための制度的基盤」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「自然言語のみによる規制よりも数学的理解と技術検証に基づいた規範の形成を原則とする方針」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年十一月十一日提出 質問 第五九号

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書

提出者 阿部祐美子

火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問主意書

火葬場は、墓地、埋葬等に関する法律によって国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とするとされ、また厚労省通知では非営利性、永続性を担保する観点から、その経営主体は原則として市町村等の地方公共団体でなければ

ならず、これにより難しい事情がある場合でも宗教法人、公益法人等に限ることとされている。然るに東京都内では歴史の経緯もあり、民間事業者が独占的に火葬場の経営・管理にあつてきた。この数年、料金の相次ぐ値上げ等によって、公益性の確保が損なわれているのではないかと懸念が広がり、都議会やマスコミ等でも問題視されている。これまで厚労省に対して、各都道府県(または市・特別区)が行う指導監督等の内容を整理するよう求めてきたが、十月三十一日付け厚労省通知「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」が発出されたことは評価したい。一方で、各監督自治体を実施する上での課題も考えられる。

そこで、以下のとおり質問する。

一 同通知では、立入検査や報告徴収等を行う際には監督自治体が職員体制を整えて臨むことが望ましいとあるが、都内民間火葬場の場合、火葬場が立地する区は限られ、一か所の火葬場を多数の自治体の住民が利用している実態がある。立地区のみで指導監督業務を行うことは過重な負担であり、広域的な整理が必要と考えるが、見解を伺う。

二 同通知では、地域における将来的な死亡者数の見込みと火葬場の対応能力を考慮するとあるが、民間事業者による独占状態にあつてはそのバランスを政策的に担保することはできない。監督自治体による指導権限の中には、火葬需要に合わせた対応能力の増強または縮小を事業者に求めることは、現行法上可能か伺う。

三 同通知では、火葬場の利用料金について規定が明確で十分な説明が行われていることなどを挙げているものの、必ずしも「適正料金」を担保できず、この内容だけでは料金の高額化に歯止めをかけるのは困難ではないか、見解を伺う。

四 現行法令上、火葬料金について監督自治体が指導することは可能か、見解を伺う。

五 墓地埋葬法ならびに憲法九十四条に照らし、条例により火葬料金を規制することは可能か、見解を伺う。その際の留意事項があれば、併せて伺う。

内閣衆質二一九第五九号 令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗 衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部祐美子君提出火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部祐美子君提出火葬場の経営・管理に関する指導監督等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「広域的な整理が必要」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に御指摘の「立地区」が他の「自治体」の協力を得て「指導監督業務」を行うべきとの趣旨のお尋ねとすれば、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)の規定に基づく御指摘の「指導監督業務」については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第八項に規定する自治事務であり、「立地区」において、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものであると考えている。

二について

お尋ねの「指導権限の中には、・・・事業者に求めることは、現行法上可能か」の意味する

ところが必ずしも明らかではないが、法第十九条の規定に基づく御指摘の「指導権限」の行使として「火葬需要に合わせた対応能力の増強または縮小を事業者に求めることは、「可能か」との趣旨のお尋ねとすれば、同条の規定においては、「都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、・・・火葬場の・・・全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる」とされているところ、同条の規定により、お尋ねの「増強」を求めることはできず、また、「火葬需要に合わせた対応能力の・・・縮小を事業者に求める」状況等は様々であると考えられることから、「縮小」を求めることが「可能か」否かについて一概にお答えすることは困難である。

三について
御指摘の「この内容だけでは料金の高額化に歯止めをかけるのは困難」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」(令和七年十月三十一日付け厚生衛発一〇三一第二号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「指導監督通知」という。)において示しているとおり、「火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか」について「確認」を行い、「火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めること」等を通じて、当該料金の額の改善につながる場合もあるものと考えている。

四について
お尋ねについては、例えば、指導監督通知に

において示しているとおり、「誰もが火葬場を利用できる」よう、「火葬場に対して、火葬料金の設定の考え方や根拠等について明らかにするよう求めること」や、指導監督通知において示している「火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定」となっている場合に、一定の指導を行うことは、現行法令に反するものではないと考えられる。

五について
お尋ねについては、御指摘の「条例」の個別具體の内容等によるものと考えられ、「可能か」否かについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げますと、条例により、火葬場を誰もが利用することができるよう、御指摘の「火葬料金」に関して一定の規制を行うことは、火葬等が支障なく行われることを旨とする法の趣旨目的を損なわない限りにおいて、「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定める憲法第九十四条に必ずしも反するものではないと考える。なお、その規制の具体的内容については、これにより一定の制限がなされることとなる営業の自由との関係で、必要性や合理性の面から慎重に検討されるべきものと考えられる。

令和七年十一月十一日提出
質問 第六〇号
医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問主意書
提出者 阿部祐美子

医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問主意書
参画(PPI)に関する質問主意書

医療研究や医薬品の研究・開発において、患者団体との協働は必須となり、諸外国においてその体制が急速に構築されている。例えば欧州においては、EUPATI(European Patients' Academy on Therapeutic Innovation)は、患者が医薬品研究・開発に主体的に関わるための教育と参画推進プログラムを提供し、製薬会社・研究機関・規制当局に対しても患者参画の文化とスキルを普及している。アメリカやヨーロッパではこの十数年の間に多くの団体が実践例を積み重ね、学術大会において高レベルの議論がなされるまでに進展した。しかし日本国内のPPIは患者への啓発にとどまり、多くの研究者・医療従事者には届いていない。また協働のスキルを備えた患者団体も数少ないのが実情である。高市内閣の日本成長戦略会議では十七の重点分野の一つに創薬・先端医療を掲げているが、PPIの遅れは創薬における研究や治験の遅れを招く懸念もある。そこで、質問する。

一 国内ではいまだ、患者を「研究対象」ととらえる風潮が強いが、研究パートナーとして参画・協働するとの認識を育むため、研究者・医療従事者への啓発や体系的な研修、実践のための体制構築を行う必要があると考えるが、見解を問う。

二 PPIを進めるには、患者側がパートナーとしての力量を高めることも不可欠である。研修の体系化やガイドライン作成、参画した患者への心理面のサポートなどを担えるよう、患者会の育成と強化、ならびにそのための支援が必要と考えるが、見解を問う。

内閣衆質二一九第六〇号
令和七年十一月二十一日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阿部祐美子君提出医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員阿部祐美子君提出医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねのように「研究者・医療従事者への啓発や体系的な研修、実践のための体制構築を行う必要がある」と考えている。その上で、厚生科学審議会臨床研究部会が令和七年六月三十日に取りまとめた「治験・臨床試験の推進に関する今後の方向性について」(二千二十五年版とりまとめ)(以下「取りまとめ」という。)において、「治験・臨床試験における患者・市民参画(PPI)の啓発・推進」の中で、「研究者側のPPIに対する理解も不十分であり、・・・研究者に対してPPIとは何かを啓発する方策が必要との指摘がある。・・・研究者側の意識を醸成する目的で、例えばAMEDにおいて作成した研究者向けの「患者・市民参画(PPI)ガイドブック」の更なる普及や、好取組事例の周知について必要な方法を検討する」とされたことを踏まえ、現在、当該ガイドブックの更なる普及を行っているほか、当該事例の周知についての検討を行っているところであり、また、取りまとめにおいては、「臨床研究中核病院は、すべての研究に従事する者へのPPIの理解を高める取組を行うべきである。また、臨床研究中核病院は、PPI活動に率先して取り組み、周辺

医療研究や医薬品研究・開発における患者参画(PPI)に関する質問主意書
提出者 阿部祐美子

病院の模範となるべきである」とされたことを踏まえ、現在、「臨床研究総合促進事業実施要綱（令和七年四月一日付け産情発〇四〇一第四十五号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）に定める「臨床研究総合促進事業」により、「臨床研究中核病院」が「臨床研究・治験を実施する研究者等を含む他施設の臨床研究従事者等の養成を行う」「臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム」に係る補助を行っているところ、当該研修の「カリキュラム」の中に、御指摘の「PPI」に関する内容を追加することについて検討しているところである。

二について

御指摘のように「PPIを進めるには、患者側がパートナーとしての力量を高めること」が重要であり、そのためには、まずは、御指摘のように「患者側」への「研修の体系化やガイドライン作成による支援が必要であると考えており、現時点で、「患者会の育成と強化、ならびにそのための支援」を検討しているものではないが、その上で、例えば、令和四年度から令和六年度までの厚生労働科学研究費補助金によるがん対策推進総合研究事業「がん研究に患者・市民参画を実現するための患者・市民に対する教育カリキュラム・プログラムの開発に関する研究」において、「患者・市民ががん研究に参画することを実現させるための効果的な教育方法の開発を目的として」、「自己学修を可能とするWebラーニングの作成や「カリキュラムを用いた対面研修会」の開催等を実施したところであり、当該研究の成果も踏まえながら、引き続き、御指摘の「PPIを進める」ために必要な検討を行ってまいりたい。

令和七年十一月十一日提出
質 問 第 六 一 号

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書
提出者 水沼 秀幸

介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問主意書

我が国の高齢化は世界に類を見ない速度で進行しており、令和七年現在、要介護認定者数は約七百五十万人に達している。介護職員数は約二百万人であるが、看護職員の確保が困難な中、現場では医療的ケアを必要とする高齢者や障がい者への対応に限界が生じている。

平成二十三年の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部改正（平成二十三年法律第七十二号）により、喀痰吸引及び経管栄養に限って介護職が医療的ケアを実施できるようになったものの、その後の医療的ケアニーズの多様化に制度が追いついていない。

たとえば、皮膚トラブルに対する軟膏塗布、点眼、湿布貼付、座薬挿入、内服薬の投与補助、軽微な創傷処置、酸素吸入器の調整、気管切開周りのガーゼ交換など、医師の指示のもとでリスクの低い行為であっても、法的に看護師しか実施できない現状により、利用者や家族は介護・保育・教員等の支援者にゆだねることができず過度な負担が生じている。

また、医療的ケア児や重度障がい者への支援の場では、「喀痰吸引等一・二・三号資格の認定保持」の介護職は法律上「咽頭の手前まで」の吸引しかできず、違法性阻却枠の見直しも看護師が不在である時間帯や地域において、必要なケアが提供できず生命や健康が脅かされるケースも報告されている。その他医療的ケア児の在宅療養中の死亡

が、二十四時間体制で在宅療養を支える家族の刑事事件として扱われる判例もあり、体力的、精神的負担事例が後を絶たない。今こそ、厚生労働省は医療的ケアの違法性阻却枠の見直しを実現するために医師会・看護師会と協議を図り早急な改善を行うべきである。

かかる状況は、国が定める地域包括ケアシステム及び自立支援型介護の理念と整合せず、制度的欠陥が放置されている可能性を想起せざるを得ない。改善に向け、介護職による医療的ケア行為の範囲を見直し、現場で安全かつ迅速に対応できる法的環境を整備することが急務であると考え、以上を踏まえて、以下質問する。

を求める利用者が急増する中、この枠組みのままで現場対応に法的リスクが生じ続ける。安全性が確認された行為については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）及び保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）との関係を整理し、法律上明確に介護職の実施を認め、責任と権限を制度的に保障することが必要であると考え、
政府は、介護現場の実態を踏まえ、違法性阻却の範囲を明文化・拡大する法改正（平成二十三年法律第七十二号）による改正趣旨の更なる発展を検討しているか、見解を示されたい。
三 安全性確保と研修制度の拡充について
平成二十三年改正以降、喀痰吸引等研修修了者による重大事故は極めて少なく、安全に実施されていることが特定認定行為登録事業者等で確認されている。
政府として、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の改正及び、同施行規則の一部改正（平成二十三年厚生労働省令第二百二十六号）で整備された枠組みを拡充し、より多様な医療的ケアを安全に実施できる新たな医師会・看護師会・介護福祉士会共同の「医療的ケア総合研究機関」を創設する考えがあるか。

一 介護職員が行う医療的ケアの範囲拡大について
喀痰吸引及び経管栄養に加え、注射を除く家族や本人が在宅療養で行っている低侵襲な医療的ケア（点眼、外用薬塗布、軽度の創傷処置、湿布貼付、内服薬投与補助、軽微な創傷処置、酸素吸入器の調整、気管切開周りのガーゼ交換など）について、一定の研修を修了した介護職が医師または看護師の指示のもとで安全に実施できるよう、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）及び関連政省令の見直しを行うべきと考え、
高齢者・障がい者の在宅生活を支えるためには、医療職と介護職の役割分担を再定義し、チームケアの実効性を高めることが不可欠であると考え、政府の見解を示されたい。

二 違法性阻却に関する法的整備について
現行法上、介護職による医療的ケアは、医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十七条における医行為の枠組みに関し、違法性阻却の考え方のもとで限定的に扱われている。医療的ケア

また、研修修了者の法的地位や登録制度（事業所登録・行為登録）の在り方を見直す考えがあるか、見解を示されたい。
さらに、現行の喀痰吸引等第一号・第二号・第三号研修については、現場実態に即した内容に改訂すべきである。特に、介護職員等が医師の指示の下で行う喀痰吸引に関しては、「医師が発行する指示書」において、気道内吸引の際には利用者ごとに適した吸引圧と挿入深度を定

め、迅速かつ安全に喀痰を吸引する旨を明記することが望ましいと考える。

また、注射を除く医療的ケア(点眼、外用薬塗布、湿布貼付、酸素吸入器の調整、気管切開部周囲のガーゼ交換、内服薬投与補助等)については、医師・看護師及び家族の同意を前提として、介護職員が実施できる制度的枠組みを設け事業者の選択肢を整備すべきである。

このような制度整備に向けて、厚生労働省は医師会・看護協会等と協議を行い、指示書記載内容の見直しを含めた十分な検討を進める考えがあるか、政府の見解を示されたい。

四 人材確保と処遇改善について

介護職員等に新たな医療的ケア業務を担わせることは、職責とリスクの増加を意味する。したがって、医療的ケア業務を行う介護職員等に対しては、専門的役割に見合った賃金水準や資格手当、処遇改善加算の優遇など、具体的なインセンティブ措置を講じるべきであると考える。

特に、前記のような特定行為登録事業者としての医療的ケア業務を実施する事業者については、介護報酬・障害福祉報酬及び処遇改善加算において報酬の割増を行い、医療的ケアを担う介護職員の職位向上を図るべきと考える。政府の見解を示されたい。

五 今後の検討体制と省庁横断的取組について

本件は、厚生労働省の医政局、社会・援護局、老健局の連携のみならず、内閣官房、こども家庭庁、地方自治体を含めた包括的な検討が求められる。政府は、介護職による医療的ケア行為の範囲見直しに関する検討会を設置し、現場の声、事故データ、安全性検証、国際比較などを踏まえた法制度設計を速やかに行う考えが

あるか。併せて、法改正の検討スケジュールを示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第六一号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員水沼秀幸君提出介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員水沼秀幸君提出介護職による医療的ケア行為の範囲拡大に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「医療職と介護職の役割分担を再定義し、チームケアの実効性を高めること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「喀痰吸引及び経管栄養に加え、(中略)社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)及び関連政省令の見直しを行うべき」と「違法性阻却の範囲を明文化・拡大する法改正(平成二十三年法律第七十二号)による改正趣旨の更なる発展」を行うべきとの趣旨のお尋ねとすれば、御指摘の「介護職員が行う医療的ケア」については、厚生労働大臣が参集を求めて開催していた、「喀痰吸引」等の安全性や技術等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」が平成二十二年十二月十三日に取りまとめた「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について 中間まとめ」において、

「安全性の確保については、医学や医療の観点からはもちろん、利用者の視点や社会的な観点からも納得できる仕組みによるもの」とされ、また、例えば、平成二十六年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「こういった行為は、安全の確保というのが非常に重要でございまして、医療的なコントロールのもとで行われるというようなことで、教育研修をしっかり受けていただいた介護職員が行うこと、それから医師、看護師などの医療関係者との連携をしっかりと取りつた安全確保措置を講じた上でこういうことをやっていただく」というような形で整理させていただいている」と答弁しているところ、御指摘の「見直し」及び「法改正」については、当該「安全性の確保」をはじめ、関係者との議論も行った上での慎重な検討が必要になると考えている。

三及び五について

一及び二についてでお答えしたとおり、「介護職員が行う医療的ケア」に係る「見直し」については、慎重な検討が必要になると考えており、御指摘のように「枠組みを拡充し、「研究機関を創設すること、また、御指摘の「法的地位」の意味するところが明らかではないが、「研修修了者」に係る法令改正や「登録制度」の在り方を見直すこと、さらに、御指摘のように「医師・看護師及び家族の同意を前提として、介護職員が実施できる制度的枠組みを設けること、加えて、御指摘のように「検討会を設置し、法制度設計を行うことは、考えていない。」

また、御指摘の「気道内吸引」については、例えば、厚生労働省医政局長が参集を求めて開催していた、ALS(筋萎縮性側索硬化症)の在宅療養患者に対する「喀痰吸引」を始めとする支援

に関する専門的知見を有する有識者により構成される「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」が平成十五年六月九日に取りまとめた「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」報告書において、「気管力ニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経を刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高い」とされていることを踏まえ、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成二十三年十一月十一日付け社援発一

一一一第一号厚生労働省社会・援護局長通知)において、「喀痰吸引等の対象者の日常生活を支える介護の一環として必要とされる医行為のみを医師の指示の下に行うものであり、安全性確保の観点から、咽喉の手前までを限度とする」としているところであり、御指摘のように「医師が発行する指示書」において、気道内吸引の際は利用者ごとに適した吸引圧と挿入深度を定め、迅速かつ安全に喀痰を吸引する旨を明記するといった指示書記載内容の見直し」は困難であると考えている。

したがって、御指摘のように「このような制度整備に向けて・・・検討を進める」予定はない。

四について

一及び二についてでお答えしたとおり、「介護職員が行う医療的ケア」に係る「見直し」については、慎重な検討が必要になると考えており、御指摘の「介護職員等に新たな医療的ケア業務を担わせること」については具体的に検討しておらず、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六二二号

中国の大使級総領事による我が国への脅迫と
ペルソナノングラータ通告に関する質問主
意書

提出者 松原 仁

中国の大使級総領事による我が国への脅迫
とペルソナノングラータ通告に関する質問
主意書

中華人民共和国(中国)の薛劍駐大阪大使級総領
事は、本年十一月八日、自らの官職名を明示した
ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(X)の
公開アカウントにおいて、高市早苗総理大臣が台
湾有事に関して「存立危機事態になりうる」と答弁
した旨を報じる朝日新聞デジタル版公式アカウント
の投稿を引用し、「勝手に突っ込んできたその
汚い首は一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない。
覚悟ができていいのか。」との投稿を行った。この
投稿は、「斬首」という殺害を想起させる脅迫によ
り、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響
を及ぼそうとするものであり、到底看過し得な
い。

薛大使級総領事は、当該投稿を削除したもの
の、本年十一月九日、別の投稿において、「くれ
ぐれも最低限の理性と遵法精神を取り戻して理性
的に台湾問題を考え、敗戦のような民族的潰滅を
喰らうことが二度とないようにしてほしい。」と述
べている。

薛大使級総領事が、令和三年にも、ツイッター
(当時)において、「台湾独立≡戦争。はつきり
言っておく！中国には妥協の余地ゼロ……！」と
恫喝する投稿を行ったことは、本職が、「中国の
大使級総領事による台湾への「戦争」恫喝に関する

質問主意書(第二百七回国会質問第三〇号)で指
摘したとおりである。さらに、本職が、令和六年
五月三十一日に開催された衆議院外務委員会で述
べたように、薛大使級総領事は、和田有一朗衆議
院議員、北神圭朗衆議院議員等の複数の国会議員
に対し、台湾といかなる接触も往来もするなど圧
力をかける文書を送付している。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。
一 薛大使級総領事が本年十一月八日に行った、
「勝手に突っ込んできたその汚い首は一瞬の躊
躇もなく斬ってやるしかない。覚悟ができてい
るのか。」との投稿について、我が国に赴任する
外交官の投稿(発言)として適切なものか、政府
の見解如何。

二 度重なる不適切な言動を踏まえ、薛大使級総
領事に対し、ペルソナ・ノン・グラータの通告
を行い、速やかに国外退去を求めるべきと考え
るが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第六二号
令和七年十一月二十一日
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出中国の大使級総領事に
よる我が国への脅迫とペルソナノングラータ通
告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

(別紙)
衆議院議員松原仁君提出中国の大使級総領
事による我が国への脅迫とペルソナノング
ラータ通告に関する質問に対する答弁書
一について
御指摘の総領事による「投稿」は極めて不適切

であると考えており、中国側に対して外交ル
ーを通じて嚴重な抗議を行うとともに、直ちに
削除するよう申し入れ、当該投稿は、既に削
除されたものと承知している。

二について
政府として、御指摘の総領事による複数の不
適切な発信は遺憾であると考えており、中国側
にも累次にわたり申入れを行い、適切な対応を
求めており、引き続き、中国側に対し、適切な
対応を強く求めていく考えである。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六三三号

中国当局による学問の自由の侵害に関する質
問主意書

提出者 松原 仁

中国当局による学問の自由の侵害に関する
質問主意書

英国放送協会(BBC)は、本年十一月三日、英
国のシェフィールド・ハラム大学が、中華人民共
和国(中国)当局から二年以上にわたって圧力及び
嫌がらせを受けた結果、同大学のローラ・マー
フィー教授及びその研究チームによるウイグル人
の強制労働に関する最終研究結果の出版を取り止
め、同教授に対し中国におけるサブライチエーシ
ン及び強制労働に関する研究の継続はできない旨を
通告したと報じている。報道によれば、中国当局
は、同大学ホームページへの中国国内からアクセ
ス及び電子メール送受信を遮断して留学生募集を
困難にしたほか、情報当局者が同大学の中国事務
所を複数回訪問し職員を威圧したとされる。
BBCによれば、英国政府は事態を把握した
後、デービッド・ラミー外相(当時)が中国外相に

対し、英国の大学の学問の自由を圧殺する試みを
容認しない旨を伝えて警告した。また、英国政府
報道官はBBCに対し、「外国政府による、英国
領域内の個人に対する脅迫、嫌がらせ又は危害を
加えようとするいかなる試みも容認しない。政府
は本件について了知した後、その旨を中国政府に
対して明確に伝えた。」と述べている。

以上を踏まえ、お尋ねする。
一 学問の自由は、我が国において日本国憲法第
二十三条で保障されているのみならず、国際社
会全体で普遍的な価値として尊重されるべきも
のと考えるが、政府の見解如何。

二 我が国の公的もしくは民間の教育機関又は研
究機関に対する、中国当局による研究中止を要
求する等の圧力について、政府として把握して
いる現在又は過去の事案はあるか。もしも把握
しているならば、事案の詳細と対応の経緯を可
能限り明らかにされたい。

三 政府は、外国勢力による我が国の学問の自由
への不当な侵害を防止するため、研究機関や教
育機関に対して実態調査を実施し、また相談窓
口を設置するなどの対応を行うべきであると考え
える。また、該当する事案が把握された場合に
は、必要に応じて外交ルートを通じた厳正な抗
議を相手国へ行うべきと考えるが、見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第六三号
令和七年十一月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出中国当局による学問の
自由の侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中国当局による学問の自由の侵害に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「学問の自由」に関連するものとして、例えば、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第六号）第十五条三においては「この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する」と、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）第十九条一においては「すべての者は、干渉されることなく意見を保持し権利を有する」と、また、同条二においては「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と、それぞれ規定されており、各締約国はこれらの規定を遵守すべきものと考えている。

二について

お尋ねの「教育機関又は研究機関」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではなく、また、「研究中止を要求する等の圧力」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の大学、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう）並びに施設等機関のうち当該施設等機関の設置を規定する法令の業務規定中に「研究」の語を用いるものが、中国当局から

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

研究の中止を要求された事例は、承知していない。

三について

御指摘の「外国勢力」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「我が国の学問の自由」の「侵害」となり得る働きかけには様々な態様が考えられ、政府としての対応については、個別具体的な事案に応じて判断すべきものであると考えている。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六四号

アフリカ開発会議（TICAD）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問
主意書

提出者 松原 仁

アフリカ開発会議（TICAD）における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問主意書

横浜で開催されたアフリカ開発会議（TICAD）にあわせ、独立行政法人国際協力機構（JICA）は国内四自治体をアフリカ諸国の「ホームタウン」に認定した。

この認定に関し、山形県長井市が「ホームタウン」となったタンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という）では、地元メディアが「日本は長井市をタンザニアに捧げた」と報じたほか、千葉県木更津市が「ホームタウン」となったナイジェリア連邦共和国（以下、「ナイジェリア」という）の政府は、「木更津市で働くための特別ビザが用意される」と公式に発表したと承知してい

議長報告

る。

これらの報道及び発表は、当該自治体のみならず、日本国民に対しても大きな驚きと懸念を与えるものであり、事実関係及び日本国政府と相手国政府との間の認識について、重大な齟齬が生じている可能性が危惧される。

以下の事項について質問する。

一 JICAによる「ホームタウン」認定に関連して

1 政府は、タンザニアの地元メディアが「日本は長井市をタンザニアに捧げた」などと報じた事実を承知しているか。

2 政府は、ナイジェリア政府が「木更津市で働くための特別ビザが用意される」と発表した事実を承知しているか。

二 タンザニアの地元メディアが「日本は長井市をタンザニアに捧げた」という報道を行うに至った背景及び経緯について、政府（JICA等）の関連機関を含む。以下同じ。はどのよう把握しているか。

三 二に関連して、政府から、タンザニア政府または同国メディアに対し、「ホームタウン」について事前にどのような説明が行われたか。このような誤解を招く可能性のある情報提供や説明が行われた事実はあるか。

四 査証制度は入国管理政策の根幹に関わる。ナイジェリア政府が、「木更津市で働くための特別ビザが用意される」と発表するに至った背景及び経緯について、政府はどのように把握しているか。

五 四に関連して、政府から、ナイジェリア政府に対し、「ホームタウン」について事前にどのような説明が行われたか。即時または将来的な

「特別ビザ」の新設や既存ビザの運用緩和を示唆するような協議、提案、または言及が行われた事実はあるか。

六 「ホームタウン」認定にあたり、政府とタンザニア政府またはナイジェリア政府との間で、当該認定の趣旨、内容、または関連する協力事項について定めた合意文書、覚書（MOU）、議事録、共同声明、その他何らかの取決めを記したメモまたは文書（公式・非公式を問わず）、電子メール等の電磁的記録を含む。を交換または作成した事実はあるか。

七 六に関連して、何らかの文書が存在する場合、その文書の形式、名称、作成（交換）日時、当事者（署名者）、及びその内容の概要を可能な限り明らかにされたい。また、当該文書のうち公表に支障のない部分を速やかに公表された

八 本来、友好親善と相互理解を深めるための国際交流事業であるが、今回の「ホームタウン」認定という名称や趣旨が、相手国において「領土の割譲」や「特別なビザ発給」を想起させたこと、我が国の主権や出入国管理政策の根幹に関わる重大な誤解を生じさせたこと、さらに日本国民の重大な不信を招いたことは、政府の重篤な失策と言わざるを得ないと考える。

1 本件の顛末について、政府は重大な事態として認識しているか、見解を示された。2 これらの報道・発表に対し、日本国政府として、相手国政府やメディアへの事実確認及び訂正の申入れ等の必要な対応を行ったか。また、どのような再発防止策を検討、実施しているか。右質問する。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号 議長長の報告

内閣衆質二一九第六四号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出アフリカ開発会議(TICAD)における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出アフリカ開発会議

(TICAD)における「ホームタウン」認定に関するタンザニア及びナイジェリア政府等の公表内容に関する質問に対する答弁書一、二及び八について

お尋ねの「タンザニアの地元メディアが「日本は長井市をタンザニアに捧げた」などと報じた事実」及び「ナイジェリア政府が「木更津市で働くための特別ビザが用意される」と発表した事実」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、令和七年八月十八日の「THE TANZANIA TIMES」の記事及び同月二十二日のナイジェリア連邦共和国大統領府のプレスリリースに関するお尋ねであれば、政府として承知している。

その上で、同国政府に対しては、当該プレスリリースに明白な誤りがあったため、在ナイジェリア日本国大使館及び独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)の在ナイジェリア事務所から、当該プレスリリースの訂正を求め、同月二十六日に同国政府は当該プレスリリースを訂正した。また、在タンザニア日本国大使館及びJICAの在タンザニア事務所から、誤った記事を掲載していた「THE TANZANIA TIMES」に対して、修正を申し入れ

た結果、お尋ねの「背景及び経緯」について明確な回答はなかったが、当該記事は既に修正されている。

また、お尋ねの「重大な事態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ホームタウン」認定については、その名称に加え、JICAが地方公共団体を御指摘の「ホームタウン」として認定するという在り方そのものが、国内において誤解及び混乱を招いたと考えている。

政府としては、諸外国との国際交流の実施に際しては、その内容に関する相手国政府への説明をこれまで以上に徹底して行っていく。また、国民の理解と支持は、国際交流を推進する際の大前提であり、諸外国との国際交流の意義について、国民の幅広い理解が得られるよう努めていく。また、事実誤認に基づく報道が外国報道機関によって行われた場合には、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう、速やかに在外公館や外務本省から当該外国報道機関等に対して客観的な事実に基づく申入れ等を実施しているほか、外務省のウェブサイトやソーシャルメディアを通じたオンラインでの情報発信にも取り組んできており、引き続き、このような取組を積極的かつ戦略的に推進していく考えである。

三及び五については、JICAから駐日タンザニア連合共和国大使館及び駐日ナイジェリア連邦共和国大使館に対して、一、御指摘の「ホームタウン」認定の目的等について説明を行ったと承知している。その際、JICAから御指摘の「誤解を招く可能性のある情報提供や説明」及び「即時または将来的な「特別ビザ」の新設や既

存ビザの運用緩和を示唆するような協議、提案、または言及」を行った事実はないと承知している。

四については、他国の政府内部でのやり取りについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。六及び七については、お尋ねについては、そのような事実はない。

令和七年十一月十二日提出 質問 第六五号

カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問主意書

提出者 松原 仁

カウンターインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問主意書

令和七年版防衛白書は、「わが国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑なものとなっています。」と情勢を分析した。このような状況下、国民の間では、いわゆるスパイ防止法の制定及びカウンターインテリジェンス機能の強化を求める声が高まっている。

本職は、長年、不法な情報収集を含む対日有害活動の問題に取り組んできた。本職が、平成二十八年五月十二日に開かれた衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、我が国の技術が北朝鮮の核開発やミサイル開発に使われた可能性が極めて濃厚であることについて感想を尋ねると、岸田文雄外務大臣(当時)は、「我が国の科学技術が流出することによって我が国の国民の命や暮らしや安全保障が脅かされるとしたならば、これはゆゆしきことであり、これは許してはならないことであると思います。」と答弁し、加藤勝信拉致問題担当国務大臣(当時)は、「日本の、

特に国公立の研究所等で研究をされている方々が、その情報を、特に我が国の安全保障に大変脅威のある国に対して持つて出るということは、断固として許してはならない、こういうふうに私は思います。」と答弁した。また、本職は、これまでに「安全保障上機微な技術に接する者の採用に関する質問主意書」(第九十六回国会質問第四六〇号)、「経済安全保障支援センターの必要性に関する質問主意書」(第二百七回国会質問第三二二号)、「外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書」(第二百七回国会質問第一九六号)等を提出し、政府に様々な施策を提言してきた。

近年の外国情報機関による我が国に対する工作は、様々な分野で極めて大規模に行われるという特徴を有している。これに対し、政府は、安全保障貿易管理を徹底するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス(大学・研究機関用)」等を公表し、管理体制の整備を求めている。しかしながら、「安全保障貿易管理ガイドランス」(入門編)が指摘するように、「多くの中小企業においては、外為法関係法令の知識不足や経営資源の問題等により、輸出管理の必要性が認識されず、社内管理において対応が進んでいないのが現状です。中小企業が輸出管理の必要性等を認識し、実際に管理体制を構築し、その定着を図るためには説明会等による普及啓発の取り組みだけではなく、限られた資源の中でも輸出管理に取り組むことが出来るよう中小企業向けの支援ツールが必要です。」という状況にある。

前記ガイドランスの内容は多岐にわたり、大学であっても管理を徹底することは容易ではないと考えられる。このような現状を踏まえ、政府は、経験豊かな専門家が安全保障貿易管理について個別に支援を行うための相談窓口を全国に設置する必

要があると考え。当該相談窓口の指導員に充てるため、いわゆる情報コミュニケーションで経験を積み、定期退職となる職員の再任用を大幅に拡大することも一つの有効な方策と考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第六五号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出カウンタートインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出カウンタートインテリジェンス推進のための再任用拡大に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「いわゆる情報コミュニケーションで経験を積み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「相談窓口」については、東京商工会議所、名古屋商工会議所及び大阪商工会議所に、御指摘の「安全保障貿易管理」に係る専門の相談窓口を設置しており、加えて、事業者等がそれぞれの実態に即した輸出管理体制を構築するための支援を行うため、民間企業における輸出管理に係る実務の経験を有する者等の専門家の派遣を行っているところである。

令和七年十一月十二日提出
質 問 第 六 六 号

がん精密検査受診率向上に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長報告

がん精密検査受診率向上に関する質問主意書
がんは我が国の死亡原因の第一位を占め、早期発見・早期治療の推進は国民の生命と健康を守るうえで極めて重要である。

しかしながら、がん検診において「精密検査が必要」と判定されたにもかかわらず、実際に精密検査を受診しない者が相当数存在しており、特に市町村単位ではその受診率が五十％台にとどまる例も少なくない。

こうした受診率の低迷は、制度設計や周知体制の不備、医療アクセス格差、経済的・心理的負担など、複合的な要因によるものと考えられる。政府は、がん対策推進基本計画の中で「がん検診・精密検査受診率の向上」を掲げているが、依然として自治体間の格差が大きく、自治体による啓発や受診勧奨の実効性も十分に明らかになっていない。

よって、以下質問する。
一 自治体ごとの現状把握について
1 がん検診において「精密検査が必要」とされた者のうち、実際に精密検査を受診した割合（精密検査受診率）について、最新の全国平均値及び都道府県別の値について、それぞれ可能な限り示されたい。

二 受診率向上を阻む要因の分析について
1 精密検査未受診の主な理由（経済的要因、時間的制約、医療機関不足、心理的要因など）について、厚生労働省が把握している分析結果をそれぞれ示されたい。
2 自治体・医師会・医療機関との連携体制における課題をどのように認識しているか。

三 国の支援及び財政措置について
1 令和七年度当初予算において、がん検診及び精密検査受診率向上のための予算措置をどの程度講じているか、それぞれ示されたい。
2 自治体が独自に行う受診勧奨、通知強化、デジタル連携などに対して、国庫補助又は交付金による支援拡充の予定はあるか、また、特に受診率の低い地域に対する重点的支援策を検討しているか、それぞれ示されたい。

四 デジタル技術・AIの活用について
1 がん検診の結果管理、精密検査勧奨、受診フォローアップにおいて、マイナポータルや自治体DXを活用した仕組みをどのように整備する方針か、それぞれ示されたい。
2 AI・ビッグデータ解析による「精密検査未受診者の健康リスクの見える化」「行動変容支援」など、科学的アプローチの導入可能性について政府の見解を示されたい。

五 国の責務と今後の目標設定について
1 政府として、がん精密検査受診率の全国平均を今後、どの程度に引き上げていく目標を有しているか、そのロードマップを示されたい。
2 政府として、がん対策基本法及び次期がん対策推進基本計画における「精密検査受診率向上」項目の見直し及び強化を検討しているか。

右質問する。
内閣衆質二一九第六六号
令和七年十一月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎殿

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員長友よしひろ君提出がん精密検査受診率向上に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出がん精密検査受診率向上に関する質問に対する答弁書

一の1について

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇五八号厚生労働省健康局長通知別添。以下「指針」という。)に基づき実施する市町村がん検診(健康増進法(平成十四年法律第百三三号)第十九条の二の規定に基づき実施する健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第六号に掲げるがん検診をいう。以下同じ。)の対象である①胃がん、②肺がん、③大腸がん、④子宮頸がん及び⑤乳がんについて、厚生労働省において集計した直近の令和四年度の御指摘の「精密検査受診率」を、全国及び都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

- 全国 ①八十五・二パーセント ②八十二・四パーセント ③七十・四パーセント ④七十二・九パーセント ⑤八十九・五パーセント
- 北海道 ①七十・四パーセント ②七十三・五パーセント ③六十一・七パーセント ④五十五・六パーセント ⑤八十二・三パーセント
- 青森県 ①七十七・一パーセント ②八十八・三パーセント ③七十一・七パーセント ④八十三・四パーセント ⑤九十二・三パーセント

- 岩手県 ①八十四・四パーセント ②八十九・五パーセント ③七十六・八パーセント
- ④九十一・七パーセント ⑤九十五・一パーセント

宮城県 ①九十一・六パーセント ②七十二
 六・二パーセント ③八十三・〇パーセント
 ④九十四・六パーセント ⑤九十七・二パーセ
 ント

秋田県 ①八十五・七パーセント ②八十
 八・一パーセント ③七十二・七パーセント
 ④九十・〇パーセント ⑤九十三・二パーセ
 ント

山形県 ①八十・三パーセント ②八十四・
 一パーセント ③七十五・二パーセント ④八
 十四・四パーセント ⑤九十二・一パーセント
 福島県 ①八十六・三パーセント ②八十
 二・二パーセント ③七十四・三パーセント
 ④八十一・三パーセント ⑤九十二・六パーセ
 ント

茨城県 ①八十四・五パーセント ②八十
 四・二パーセント ③七十四・〇パーセント
 ④八十七・八パーセント ⑤八十八・九パーセ
 ント

栃木県 ①七十九・四パーセント ②八十
 四・四パーセント ③六十六・二パーセント
 ④八十七・五パーセント ⑤九十二・六パーセ
 ント

群馬県 ①九十二・八パーセント ②九十
 三・八パーセント ③七十九・二パーセント
 ④九十・九パーセント ⑤九十五・三パーセ
 ント

埼玉県 ①八十八・七パーセント ②八十
 六・五パーセント ③七十一・〇パーセント
 ④六十五・三パーセント ⑤八十八・八パーセ
 ント

千葉県 ①九十一・二パーセント ②八十
 五・七パーセント ③七十二・四パーセント
 ④七十七・九パーセント ⑤九十二・二パーセ
 ント

東京都 ①七十七・九パーセント ②六十
 九・九パーセント ③六十一・八パーセント
 ④七十七・七パーセント ⑤八十七・七パーセ
 ント

神奈川県 ①九十・二パーセント ②八十
 五パーセント ③六十三・九パーセント ④六
 十六・一パーセント ⑤八十七・六パーセント
 新潟県 ①八十九・〇パーセント ②八十
 八・〇パーセント ③八十一・二パーセント
 ④八十七・二パーセント ⑤九十五・四パーセ
 ント

富山県 ①九十二・七パーセント ②九十
 七パーセント ③七十九・一パーセント ④八
 十二・四パーセント ⑤九十一・二パーセント
 石川県 ①九十一・五パーセント ②八十
 六・二パーセント ③七十五・九パーセント
 ④八十九・三パーセント ⑤九十三・三パーセ
 ント

福井県 ①八十三・〇パーセント ②七十
 四・六パーセント ③七十一・三パーセント
 ④八十一・四パーセント ⑤九十三・四パーセ
 ント

山梨県 ①七十五・六パーセント ②八十
 二・五パーセント ③六十七・四パーセント
 ④八十六・四パーセント ⑤九十・〇パーセ
 ント

長野県 ①八十二・六パーセント ②八十
 四・五パーセント ③七十一・九パーセント
 ④八十四・四パーセント ⑤八十四・五パーセ
 ント

岐阜県 ①八十六・四パーセント ②九十
 一・三パーセント ③七十三・六パーセント
 ④八十七・三パーセント ⑤九十三・〇パーセ
 ント

静岡県 ①七十四・七パーセント ②八十
 三・二パーセント ③六十四・七パーセント
 ④七十六・三パーセント ⑤八十七・一パーセ
 ント

愛知県 ①八十三・四パーセント ②八十
 三・二パーセント ③七十・八パーセント
 ④七十一・四パーセント ⑤八十八・九パーセ
 ント

三重県 ①八十三・四パーセント ②八十
 二・二パーセント ③六十五・七パーセント
 ④七十九・六パーセント ⑤五十六・〇パーセ
 ント

滋賀県 ①九十五・七パーセント ②九十
 五・七パーセント ③八十七・三パーセント
 ④九十五・三パーセント ⑤九十七・八パーセ
 ント

京都府 ①八十五・七パーセント ②八十
 七・九パーセント ③七十二・二パーセント
 ④八十四・二パーセント ⑤九十四・五パーセ
 ント

大阪府 ①九十二・一パーセント ②八十
 七・三パーセント ③七十三・八パーセント
 ④八十五・一パーセント ⑤九十四・三パーセ
 ント

兵庫県 ①七十九・六パーセント ②八十
 二・二パーセント ③六十七・二パーセント
 ④八十一・八パーセント ⑤八十二・四パーセ
 ント

奈良県 ①九十三・八パーセント ②九十
 四・〇パーセント ③七十八・〇パーセント
 ④八十八・四パーセント ⑤九十六・〇パーセ
 ント

和歌山県 ①九十二・九パーセント ②七十
 八・四パーセント ③六十八・七パーセント
 ④八十六・〇パーセント ⑤九十・八パーセ
 ント

鳥取県 ①九十三・一パーセント ②八十
 九・〇パーセント ③七十七・一パーセント
 ④八十四・七パーセント ⑤九十六・〇パーセ
 ント

島根県 ①八十・三パーセント ②九十・二
 パーセント ③六十五・九パーセント ④七十
 七・〇パーセント ⑤九十三・九パーセント
 岡山県 ①八十・五パーセント ②七十五・
 九パーセント ③七十一・七パーセント ④八
 十四・四パーセント ⑤九十二・三パーセント
 広島県 ①八十九・四パーセント ②七十
 六・九パーセント ③七十・四パーセント
 ④七十三・〇パーセント ⑤九十・二パーセ
 ント

山口県 ①九十五・四パーセント ②九十・
 七パーセント ③七十七・七パーセント ④八
 十・六パーセント ⑤九十二・八パーセント
 徳島県 ①八十七・九パーセント ②八十
 八・五パーセント ③七十八・一パーセント
 ④八十四・八パーセント ⑤九十三・六パーセ
 ント

香川県 ①九十・三パーセント ②八十九・
 七パーセント ③七十九・八パーセント ④八
 十九・九パーセント ⑤九十六・六パーセント
 愛媛県 ①八十九・五パーセント ②八十
 五・四パーセント ③七十六・〇パーセント
 ④八十一・〇パーセント ⑤九十三・八パーセ
 ント

高知県 ①九十・四パーセント ②九十・九
 パーセント ③八十二・三パーセント ④七十
 八・八パーセント ⑤九十二・八パーセント
 福岡県 ①八十九・八パーセント ②八十
 八・三パーセント ③七十四・〇パーセント
 ④八十二・五パーセント ⑤九十四・八パーセ
 ント

佐賀県 ①八十七・一パーセント ②八十
一・九パーセント ③七十五・一パーセント
④八十二・八パーセント ⑤九十三・二パーセ
ント

長崎県 ①九十三・一パーセント ②九十
一・五パーセント ③七十二・七パーセント
④八十二・三パーセント ⑤八十七・七パーセ
ント

熊本県 ①八十・七パーセント ②七十四・
八パーセント ③七十六・一パーセント ④八
十七・九パーセント ⑤九十二・〇パーセント

大分県 ①八十八・三パーセント ②八十
二・四パーセント ③七十四・九パーセント
④八十一・八パーセント ⑤八十九・八パーセ
ント

宮崎県 ①八十四・八パーセント ②八十
三・九パーセント ③七十・八パーセント
④七十九・〇パーセント ⑤九十三・一パーセ
ント

鹿児島県 ①八十九・五パーセント ②九十
三・〇パーセント ③七十八・七パーセント
④九十・六パーセント ⑤九十三・八パーセン
ト

沖縄県 ①五十四・八パーセント ②五十
五・六パーセント ③五十一・五パーセント
④六十三・八パーセント ⑤七十二・六パーセ
ント

一の2について
お尋ねについては、例えば、市町村間での
「分析」として、厚生労働省健康局長(当時)が参
集を求めて開催していた、有識者等により構成
される「がん検診受診率等に関するワーキング
グループ」の平成二十八年六月十四日に開催の
第一回の会議において、国立研究開発法人国立

がん研究センターから、「精検受診率の地域差
を見ますと、大規模都市、例えば政令指定都市
や特別区というのは極めて精検受診率が低く、
未把握率が高い状況になっています。・・・大
都市では個別検診の実施割合が多いということ
も、こうした精検受診率の低さに影響している
と考えます」と報告されていることは承知して
いる。

二の1について
御指摘の「主な理由」について網羅的に把握し
ていないが、お尋ねの「分析結果」の一例とし
て、国立研究開発法人国立がん研究センターが
平成三十年に発行した「自治体担当者のための
がん検診精度管理マニュアル第二版」におい
て、「ある自治体で大腸がん検診の精検につい
て意識調査を行った結果、精検を受診しない理
由として最も多かったのが「検査の準備が大変
(八十二・九パーセント)」、「検査は痛みを伴い
そうで不快(七十一・四パーセント)」等とされ
ているものと承知している。

二の2について
御指摘の「自治体・医師会・医療機関との連
携体制における課題」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、例えば、「自治体」と
「医療機関」の連携に当たっての「課題」として
は、「自治体」が、「医療機関」が行う事業主等が
任意で実施する職域におけるがん検診の結果の
情報を十分に取得できず、活用できていないこ
とがあるところ、その対応として、例えば、令
和七年七月一日に改正した指針において、「市
町村(特別区を含む。以下同じ)は、当該市町
村の区域内に居住地を有する者の職域等がん検
診・・・の受診状況(以下「職域等がん検診情
報」という。)を把握し、職域等がん検診情報も

踏まえた適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努
めること」と定めたところである。
三の1について

御指摘の「がん検診」の「受診率向上」及び「精
密検査」の「受診率向上」はがん検診に係る取組
として一体的に行われることを想定して予算措
置を講じており、これらのような内訳はないた
め、「それぞれ」示すことは困難であるが、令和
七年度当初予算においては、「がん検診及び精
密検査受診率向上」のため、約十五・四億円を
措置している。
三の2について

お尋ねの「自治体が独自に行う・・・通知強
化、デジタル連携など」の具体的に意味するこ
ろが明らかではないが、「自治体が独自に行
う受診勧奨」については、「国庫補助」による「支
援拡充」について、今後検討していく予定であ
る。また、御指摘の「特に受診率の低い地域」の
みに対する「重点的支援策」ではないが、今後、
当該地域も含め、「自治体」において、がんの精
密検査の必要性等について、住民に対して分か
りやすく説明するための資料の開発、導入等を
行うことを検討している。
四の1について

お尋ねの「自治体DXを活用した仕組み」の具
体的に意味するところが必ずしも明らかではな
いが、御指摘の「がん検診の結果管理」につい
ては、市町村ががん検診について、「医療DX」の推
進に関する工程表(令和五年六月二日医療DX
推進本部決定)において、「自治体検診情
報・・・に関する情報を連携させる仕組みを構
築することにより、医療機関・薬局等と自治体
の間で必要な情報を共有可能にする」として
おり、電子的な方法により市町村が検診結果

の情報を管理するほか、お尋ねの「マイナポー
タル」を通じて受診対象者へ受診勧奨を行うと
いったデジタル技術を活用した「仕組み」の「整
備」を予定しており、令和七年度においては、
「自治体検診DX推進モデル事業」により、受診
対象者への受診案内、受診券の送付、検診結果
の管理等について、デジタル技術を活用したモ
デル事業を行うこととしている。また、御指摘
の「精密検査勧奨、受診フォローアップ」につい
ては、「結果管理」における「整備」の状況等も踏
まえながら、必要な検討をしてまいりたい。
四の2について

御指摘の「AI・ビッグデータ解析」及び「科
学的アプローチ」の意味するところが明らかで
はないが、いずれにせよ、「精密検査未受診者
の「解析」に当たり「AIの活用」については、現
時点では検討していない。
五の1について
御指摘の「ロードマップ」の具体的に意味する
ところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの
「がん精密検査受診率」の「目標」については、
「がん対策推進基本計画(令和五年三月二十八
日閣議決定。以下「基本計画」という。))におい
て、「精密検査受診率九十パーセントを目指す」
ことを「個別目標」として定め、「実行期間は、
令和五(二千二十三)年度から令和十(二千二十
八)年度までの六年を目安とすることとしてい
る。」

五の2について
がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)
における御指摘の「精密検査受診率向上」項目
の見直し及び強化の意味するところが必ずし
も明らかではないが、現行の基本計画について
は、令和五年度から令和十年度までを計画期間

としているところ、当該項目の見直しを含め、御指摘の「次期がん対策推進基本計画」の策定の検討に当たっては、同法第十条第四項の規定に基づき同法第二十四条に規定するがん対策推進協議会において議論が行われることとなるが、現時点で当該見直しに向けた議論や検討は行っていない。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六七号

身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問主意書

全国各地で分娩施設の廃止や産科医療体制の縮小が続ぎ、妊婦やその家族が安全・安心に出産できる環境が地域によって大きく制約されている。これにより、妊婦が長距離を移動しなければ出産できない、あるいは出産そのものが困難となる地域が増えており、身近な地域で子どもを産むことが難しい状況が現実として生じている。

一方で、少子化の進行や医師不足に伴い、産科医療機関の経営は厳しく、施設維持のハードルが高いことも事実である。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。

一 分娩施設の廃止・休止が増加している地域や都道府県ごとの最新状況、廃止に至った理由や背景を政府としてどのように把握しているか、それぞれ示されたい。

二 分娩施設減少により妊婦が移動を余儀なくされる事例や、緊急時の医療提供体制への影響を政府はどのように評価しているか、それぞれ示されたい。

三 地域の産科医療機関が経営難に直面している現状を踏まえ、地方の分娩施設維持や医療人材確保のための具体的支援策(財政支援、医師・助産師確保策、地域医療連携など)の現状と課題について、それぞれ見解を示されたい。

四 「身近な地域で子どもを産むことが困難な地域」が増加している現状を踏まえ、少子化対策や地域子育て支援と連携した総合的な施策をどのように講じる予定か、それぞれ示されたい。

五 今後、妊婦やその家族が全国どの地域においても安全・安心に出産できる環境を確保するための具体的な方針や計画について、それぞれ示されたい。

内閣衆質二一九第六七号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長友よしひろ君提出身近な地域で子どもを産める環境を守るための分娩施設維持策に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「分娩施設の廃止・休止が増加している地域や都道府県ごとの最新状況」について、例えば、厚生労働省が三年ごとに実施している「医療施設静態調査」により、①平成二十九年から令和二年までの間及び②同年から令和五年までの間のいずれの期間においても「分娩取扱施設」が減少している都道府県のうち、前者

の期間よりも後者の期間において減少数が多い都道府県別に、両者の期間の減少数についてお示しすると、次のとおりである。

- 宮城県 ①五施設 ②六施設
- 東京都 ①五施設 ②十六施設
- 神奈川県 ①一施設 ②十四施設
- 新潟県 ①三施設 ②四施設
- 岐阜県 ①四施設 ②六施設
- 京都府 ①二施設 ②三施設
- 大阪府 ①十施設 ②十一施設
- 愛媛県 ①二施設 ②五施設
- 高知県 ①一施設 ②四施設
- 福岡県 ①九施設 ②二十施設
- 長崎県 ①四施設 ②五施設
- 熊本県 ①四施設 ②八施設
- 鹿児島県 ①二施設 ②四施設

また、お尋ねの「廃止に至った理由や背景」については、例えば、同省医政局長が参集を求めて開催する、小児医療及び周産期医療の提供体制に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するワーキンググループ」の令和七年十月一日に開催の第一回の会議における、資料

四「周産期医療の提供体制等について」において、「出生数の減少とともに、分娩取扱施設は減少傾向にある」としており、また、参考人が提出した資料五「高知県の周産期医療体制の現状について」において、「人口減(出産数減)と産婦人科医師の高齢化等により施設数が減少」ととされているとおりである。

二 について

お尋ねの「政府はどのように評価しているか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「事例」に関しては、例えば、

ば、厚生労働省医政局長が参集を求めて開催する、地域における医療等に関する専門的知識を有する有識者等により構成される「第八次医療計画等に関する検討会」の令和四年七月二十七日に開催の第十一回の会議における、参考人が提出した参考資料四「第八次医療計画に向けて(周産期医療)」において、「集約化・重点化により分娩施設までのアクセスが悪化する地域に居住する妊産婦に対しては、アクセスを確保するための対策について検討」と示されており、また、御指摘の「影響」に関しては、例えば、令和四年度厚生労働行政推進調査事業費補助金厚生労働科学特別研究事業による「周産期医療施設への妊産婦のアクセスの確保に向けた調査研究報告書」において、「分娩取扱施設の減少が進むにつれて、緊急時に妊産婦が周産期母子医療センター等のハイリスクな妊娠分娩管理を行うことができる地域基幹医療施設に迅速に到達できる体制を作ること重要となる」とされており、これらも踏まえ、例えば、都道府県に対し、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和五年三月三十一日付け医政地発〇三三二第十四号(令和五年六月二十九日最終改正)厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)により、「オープンシステム(地元で妊産婦の健康診断を担当した医師・助産師が、分娩時に連絡を受け、周産期母子医療センター等の連携病院に向き、出産に対応する仕組み・セミオープンシステム(地元の産科診療所等が妊産婦の健康診断を行い、周産期母子医療センター等の連携病院の医師・助産師が出産に対応する仕組み)の活用をすすめるなど、医療機関の役割を分担し、周産期医療と母子保健を地域全体で支えること」等と示しているほ

か、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」(令和六年四月一日付け成母第九〇号・医政発〇四〇一第一号(令和七年四月四日最終改正)こども家庭庁成育局長及び厚生労働省医政局長連名通知別紙)に基づき、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」により、「当該妊婦の住所から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用(往復分)」について、・・・交通費の助成額」の助成等を行っているところである。

三について

お尋ねの「具体的支援策」については、例えば、「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(令和七年四月一日付け医政発〇四〇一第五号厚生労働省医政局長通知別紙)に基づく「分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業」により、「特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組」の支援や、「地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)」により、「分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用」の支援を実施しており、また、地域の実情に応じて都道府県が実施する、御指摘の「医師・助産師」を含めた医療従事者の確保のための取組について、地域医療介護総合確保基金により支援を実施しているところであり、引き続き、このような支援を推進してまいりたい。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、「こども大綱」(令和五年十二月二十二日閣議決定)においては、御指摘の「少子化対策や地域子育て支

援」に加え、御指摘の「分娩施設」に関し、「周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する」と盛り込まれているところであり、「こども施策を総合的に推進する」としている。

五について

御指摘の「分娩施設」に関する周産期医療については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療提供体制の確保に関する基本方針に即し、同法第三十条の四第一項の規定に基づき都道府県が定める医療計画(以下「医療計画」という。)の記載事項として位置付けられているところ、第八次医療計画(令和六年度から令和十一年度までを計画期間とする医療計画をいう。)の策定に当たっては、都道府県に対し、医療提供体制の確保に関する基本方針(平成十九年厚生労働省告示第七十号)の令和五年三月三十一日の改正により、「配慮すべき事項」として「周産期医療については、周産期医療の質の向上と安全性の確保のため、NICU(新生児集中治療室)・MFIUCU(母体・胎児集中治療室)や専門人材について、基幹となる医療施設への集約化・重点化を進めることが必要である。その際、周産期医療に精通した医師や助産師等の地域の医療従事者を育成し、活用を図るとともに、ハイリスク分娩を取り扱う周産期母子医療センター等に負担を集中させないよう、医療機関間で役割を分担し、周産期医療及び母子保健

を地域全体で支えることが重要である」と示すとともに、二について述べた「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」により、「医療資源の集約化・重点化により分娩施設までのアクセスが悪化した地域に居住する妊産婦に対して、地域の実情に応じて対策を検討すること」等促しているところであり、さらに、第九次医療計画(令和十二年度から令和十七年度を計画期間とする医療計画をいう。)の策定に向けては、令和七年七月四日に開催された第百十六回社会保障審議会医療部会における、資料一「地域医療構想、医師偏在対策等の検討体制について」において、「小児・周産期医療については、少子化にあっても、地域でこどもを安心して生み育てることができ体制の確保が必要。周産期医療においてハイリスク症例の集約化を進めているところ、出生数が減少し、分娩取扱施設等が減少する中で、地域の小児・周産期医療の体制を確保・維持するため、一般的な分娩や小児医療についても、地域によって持続可能な連携体制の構築や集約化について検討が必要」とされたことを踏まえ、一について述べた「小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するワーキンググループ」を設置し、当該「検討」を開始しているところである。

加えて、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、二十六年を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める」とされたことを踏まえ、同部会において議論を行っているところであり、当該議論を踏まえながら、適切に検討をしてまいりたい。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六八号

歯科健診の義務化に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

歯科健診の義務化に関する質問主意書

歯科口腔の健康は、全身の健康維持、栄養摂取、言語機能、社会的交流、さらには認知機能や生活の質(QOL)に深く関与する重要な健康要因である。

近年、歯周病と糖尿病・心血管疾患との関連、口腔機能低下とフレイル・認知症との関連が明らかとなり、歯科口腔保健は単なる局所的健康管理にとどまらず、国民の健康寿命延伸と医療・介護費抑制に資する戦略的分野と位置づけられる。

しかしながら、我が国においては、学校歯科健診を除き、成人・高齢者を対象とした定期的かつ制度的な歯科健診体制は未整備であり、受診率も低迷している。結果として、むし歯・歯周病の重症化、咀嚼機能の低下、口腔衛生不良による全身疾患の誘発などが生じ、医療・介護費の増加要因ともなっている。

このような状況を踏まえ、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた歯科健診の制度的義務化を図ることは、国民の健康増進、疾病予防、医療・介護費の抑制、さらには健康格差の是正に資する極めて重要な政策課題である。

よって、以下質問する。

一 現行制度における歯科健診の対象、実施主体、受診率の現状及び課題について、政府としてどのように把握・評価しているか。特に成人・高齢者層における受診率の低迷要因と改善策についてそれぞれ具体的に示されたい。

二 乳幼児期、学齢期、成人期、後期高齢期といった各ライフステージに応じた歯科健診の制

度の義務化について、政府としての政策的必要性の認識と制度設計の方向性をそれぞれ示されたい。

三 職域における健康診断との一体的実施、地域保健事業との連携による歯科健診の普及促進について、制度的枠組みの整備方針をそれぞれ示されたい。特に労働安全衛生法との整合性について、見解を示されたい。

四 高齢者におけるオーラルフレイルの進行防止、誤嚥性肺炎の予防、介護予防の観点から、歯科健診の義務化が果たす役割と政策的意義について、科学的根拠に基づき、それぞれ示されたい。

五 歯科健診の義務化による医療費・介護費の削減効果、健康寿命延伸効果について、政府としての定量的分析結果又は試算を示されたい。併せて、費用対効果分析の実施状況を明らかにされたい。

六 歯科健診の義務化に伴う地域歯科医療提供体制の確保、歯科人材の偏在是正、自治体の財政負担軽減策について、政府としての支援方針をそれぞれ具体的に示されたい。

七 健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律等の関連法制度の改正を含め、歯科健診の義務化又は実施拡充に向けた法制度整備の検討状況と今後のスケジュールをそれぞれ示されたい。

八 歯科健診の受診促進に向け、オンライン予約システムの導入、受診費用補助、広報啓発、マインバードとの連携等、ICTを活用した受診環境整備について、政府としての具体的な施策をそれぞれ示されたい。

内閣衆質二一九第六八号
令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員長友よしひろ君提出歯科健診の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員長友よしひろ君提出歯科健診の義務化に関する質問に対する答弁書

二 について
お尋ねの「現行制度における歯科健診の対象、実施主体」について、二で御指摘の「乳幼児期」、「学齢期」、「成人期」及び「後期高齢期」の別に、その①「対象」、②「実施主体」及び③「現行制度をお示しすると、次のとおりである。

〔乳幼児期〕 ①母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)第十二条第一項第一号に掲げる満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児及び同項第二号に掲げる満三歳を超え満四歳に達しない幼児 ②市町村(特別区を含む。以下同じ。③同項の規定に基づく健康診査

〔学齢期〕 ①学校教育安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二条第二項に規定する児童生徒等(ただし、通信による教育を受ける学生を除く。②同条第一項に規定する学校 ③同法第十三条の規定に基づく健康診査

〔成人期〕 ①市町村に住所を有する二十歳、三十歳、四十歳、五十歳、六十歳及び七十歳の者 ②当該市町村 ③健康増進法(平成十四年法律第三十三号)第十九条の二の規定に基づく健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第四条の二第一号に掲げる歯周疾患

〔後期高齢期〕 ①後期高齢者医療制度の被保険者のうち七十五歳以上の者 ②高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。③同法第二百五条第一項の規定に基づく健康診査

また、お尋ねの「現行制度」毎の「受診率」は把握していないが、例えば、厚生労働省が実施した「令和五年国民健康・栄養調査」における「歯科健診の受診状況」この一年間における歯科健診の受診の状況、年齢階級別、人数、割合―総数・男性・女性、二十歳以上)によると、「歯科健診」を「受けた」とする割合は、「総数」で五十八・八パーセント、「二十歳以上」は四十八・〇パーセント、「三十歳以上」は五十三・七パーセント、「四十歳以上」は五十六・六パーセント、「五十歳以上」は五十五・六パーセント、「六十歳以上」は六十五・九パーセント、「七十歳以上」は六十二・九パーセントとなっており、特に就労世代において受診率が低いことがお尋ねの「課題」であると

考えている。したがって、お尋ねのように「成人」全体や「高齢者層における受診率」が「低迷」しているとは考えていないが、「成人」のうち特に就労世代における「受診率の低迷要因」については、当該世代においては、就労等のために歯科健診を受診するための時間の確保が難しいことや、歯科健診の必要性が十分に認識されていないこと等が挙げられると考えており、お尋ねの「改善策」としては、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(令和五年厚生労働省告示第二百八十九号。以下「基本的事項」という)において、「計画開始後十年(令和十五年度)を目途に

「過去一年間に歯科健診を受診した者の割合」を九十五パーセントにすることを目標に、必要な施策を行うこととしているところ、例えば、令和六年には、四十歳、五十歳、六十歳及び七十歳を対象としていた歯周疾患検診について、二十歳及び三十歳を追加したところであり、また、同省が令和七年度に実施している「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業(モデル歯科健康診査等実施事業)」(以下「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業」という)により、「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業(モデル歯科健康診査等実施事業)」(以下「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業」という)に基づき、「特に就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について、自治体や職域等において歯科健診等を実施し、実施手法等の必要な検証等」を行っており、さらに、同省が同年度に実施している「歯周病等スクリーニングツール開発支援事業(唾液等の検体を用いるもの)」により、「歯周病等スクリーニングツール開発支援事業(唾液等の検体を用いるもの)」仕様書に基づき、「自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる歯周病等スクリーニングツール」の研究・開発を支援すること等を行っているところである。

二及び七について
御指摘の「歯科健診の制度的義務化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)における「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)」(以下「いわゆる国民皆歯科健診」という)と解すれば、これに係るお尋ねの「政策的必要性」は「認識して

おり、一について述べたとおり、基本的事項において、「計画開始後十年(令和十五年度)を目途に二過去一年間に歯科健診を受診した者の割合」を九十五パーセントにすることを目標に、必要な施策を実施することとしているところ、お尋ねの「制度設計」及び「法制度整備」については、当該施策の実施状況等も踏まえながら、必要に応じ検討したいと考えている。

科健診・簡易スクリーニングの同時実施等には、事業者が、同条の規定に基づき健康診断とは別に、保険者の協力を得て、任意で「歯科健診・簡易スクリーニング」を同時期に実施するものであり、御指摘の同法との「整合性」に問題があるとは考えていない。

による口腔の健康の保持・・・が不可欠」としているとおりでである。

九二〇第九号(令和七年三月三十一日最終改正)厚生労働省医政局長通知別紙)に定める「歯科医療提供体制構築推進・支援事業」により、「各地域の状況に応じた歯科医療施策が実効的に進められるよう」、都道府県による「現在及び将来の課題を抽出・検討し、推進方策及び推進に資する事業等の検討」を行う取組及びその検討等に基づく「歯科医療提供体制の構築に資する」取組に加え、都道府県、市町村、大学、法人等による「歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決」に向けた取組に係る費用を支援している。また、お尋ねの「歯科人材」に関しては、同省において、同省医政局長が参集を求めて開催している、歯科医療の各分野に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ」等において、御指摘のように「歯科人材」が「偏在」しているか否かも含め、その必要数や適切な配置に関する具体的な分析等に関する議論を行っているところである。その検討結果等も踏まえ、「地域歯科医療提供体制の確保」に向けた取組を進めることとしている。さらに、御指摘の「自治体の財政負担軽減策」については、例えば、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(平成二十年十二月十九日付け厚生労働省発健第一二一九〇〇二号(令和七年九月一日最終改正)厚生労働事務次官通知別添)に定める「健康増進事業」により、市町村が行う歯周疾患検診を実施するための費用の一部を補助するとともに、「令和七年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」(令和七年三月三十一日付け厚生労働省発保〇三三二一第十三号厚生労働省事務次官通知別添)に定める「健康診査事業」により、後期高齢者医療広域連合が行う「歯

三について
お尋ねの「制度的枠組みの整備方針」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「職域における健康診断との一体的実施」や「地域保健事業との連携」に関しては、全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業により、「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業(モデル歯科健診事業)に係る調査研究等一式 仕様書」に基づき、「事業者が実施する事業者健診」と「歯科健診・簡易スクリーニング」の同時実施等の検証を行っており、その結果を踏まえ、御指摘の「歯科健診の普及促進」に向けて、今後の対応について検討することとしている。また、御指摘の「歯科健診」に関しては、令和七年一月十七日の労働政策審議会安全衛生分科会において、「今後の労働安全衛生対策について(報告)」の建議が行われ、同建議において、「歯科に関する項目を法定健診項目に追加することに関しては、業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、困難である」とされたことを踏まえ、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の規定に基づく健康診断の項目に追加することは現時点で考えていないところ、全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業による「事業者が実施する事業者健診」と「歯

科健診・簡易スクリーニングの同時実施」等は、事業者が、同条の規定に基づき健康診断とは別に、保険者の協力を得て、任意で「歯科健診・簡易スクリーニング」を同時期に実施するものであり、御指摘の同法との「整合性」に問題があるとは考えていない。

御指摘の「歯科健診の義務化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる国民皆歯科健診と解すれば、これによるお尋ねの「高齢者におけるオーラルフレイルの進行防止、誤嚥性肺炎の予防、介護予防の観点から、「果たす役割」等について、個々にその「科学的根拠に基づき」評価等は行っていないが、これによる歯科健診の普及促進により、口腔の健康が保持されることについては、例えば、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の下に設置された歯科口腔保健の推進に関する専門委員会のワーキンググループの平成二十三年十二月二十七日に開催の第一回の会議の資料二「第三十一次厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料(抜粋)および第二回次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会資料(抜粋)」において、「高齢期においても歯の健康を保ち、歯の喪失による口腔機能の低下リスクを軽減する取り組みは、歯科口腔保健のみならず、円滑な経口摂取や良好な発話の維持等とも大きく関わり、国民の「生活の質の向上」ならびに「健康寿命の延伸」にも大きく寄与するものと考えられる」とされており、これも踏まえ、基本的事項において、「生涯にわたる歯・口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与することや歯・口腔の健康と全身の健康との関連性についても指摘されていることを踏まえると、歯科疾患の予防等

御指摘の「歯科健診の義務化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる国民皆歯科健診と解すれば、お尋ねの「地域歯科医療提供体制の確保」については、厚生労働省において、「歯科医療提供体制構築推進・支援事業実施要綱」(令和四年九月二十日付け医政発〇

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

議長長の報告

科健康診査)を含めその費用の一部を補助しているほか、「八〇二〇運動・口腔保健推進事業実施要綱(平成二十七年四月十日付け医政発〇四一〇第二十三号(令和七年三月三十一日最終改正)厚生労働省医政局長通知別紙)に定める「都道府県等口腔保健推進事業」により、都道府県及び市町村が独自に行う歯科健診の費用の一部に対して補助を行っている。

お尋ねの「歯科健診の受診促進に向け、オンライン予約システムの導入」をすることの検討は行っていません。お尋ねの「受診費用補助については、六についてでお答えした「自治体の財政負担軽減策」を通じて行っているところである。お尋ねの「広報啓発」については、厚生労働省が令和七年度に実施している「歯科口腔保健支援事業」において、「歯科口腔保健支援事業仕様書」に基づき、国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行っている。お尋ねの「マイナンバーカードとの連携等、ICTを活用した受診環境整備」については、今後、必要に応じて検討を行うこととしている。

令和七年十一月十二日提出
質問 第六九号
同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問主意書
提出者 尾辻かな子

同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問主意書
先「衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関

する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二一九第一八号 令和七年十一月七日)(以下「般答弁書」という。)

では、民法の規定に対する二つの最高裁判所違憲判決後の法務省・政府の対応について示された。具体的には、今般答弁書で言及された二つの最高裁判所違憲判決(平成二十五年九月四日最高裁判所大法廷決定(以下「平成二十五年最高裁判所大法廷判決」という。))及び平成二十七年十二月十六日最高裁判所大法廷判決(以下「平成二十七年最高裁判所大法廷判決」という。))への対応に当たって、法務省は法制審議会への諮問を経ず、判決から約二、三か月という極めて短期間で法案を国会に提出した。この迅速な対応は、違憲状態を速やかに解消し、国民の権利を回復するという強い政治的意思の表れと理解でき、その迅速な対応は評価できるものと考えられる。

しかしながら、平成二十五年最高裁判所大法廷判決及び平成二十七年最高裁判所大法廷判決への対応として実施された法令改正の重要性を鑑みるに、法制審議会への諮問を経ずに法案提出に至った理由や具体的な法務省・政府の対応の経緯が今般答弁書の内容だけでは、不明確である。

最高裁判所違憲判決に係る法務省の対応詳細について、今般答弁書において言及された平成二十五年最高裁判所大法廷判決及び平成二十七年最高裁判所大法廷判決について、改めて事実関係を確認し、政府の対応を明らかにするため、以下の事項について再質問する。

一 平成二十五年最高裁判所大法廷判決及び平成二十七年最高裁判所大法廷判決それぞれについて、法制審議会への諮問を行っていないと今般答弁書では答弁があったが、法制審議会への諮問を行わなかった理由及び当時の政府の考えを、それぞれの案件

の特殊性や当時の状況を踏まえて具体的に示されたい。

二 前記平成二十五年最高裁判所大法廷判決及び平成二十七年最高裁判所大法廷判決それぞれについて、最高裁判所及び内閣提出法案の提出日を鑑みるに、最高裁判所による判決が下される前より、内閣法制局とは提出法案について事前の調整をしていると見受けられるが、法務省から内閣法制局への提出法案の事前審査等を依頼し、提出法案の審査を行った日程や経緯、与野党への説明の時系列を明らかにされたい。

内閣衆質二一九第六九号
令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員尾辻かな子君提出同性婚に関する違憲判決後の法務省の対応方針及び過去の民法違憲判決における検討・審議期間等に関する再質問に対する答弁書

一 について
先の答弁書(令和七年十一月七日内閣衆質二一九第一八号)において答弁したとおり、平成二十五年九月四日最高裁判所大法廷判決(以下「平成二十五年最高裁判所大法廷判決」という。))を受け、同年十一月十二日に、民法の一部を改正する法律案(第百八十五回国会閉会法第二十号。以下「平成二十五年改正法案」という。))を第百八十五回国

会に提出し、また、平成二十七年十二月十六日最高裁判所大法廷判決(以下「平成二十七年最高裁判所大法廷判決」という。))を受け、平成二十八年三月八日に、民法の一部を改正する法律案(第百九十九回国会閉会法第四十九号。以下「平成二十八年改正法案」という。))を第百九十回国会に提出したが、その際には、それぞれ平成二十五年最高裁判所大法廷判決又は平成二十七年最高裁判所大法廷判決の内容、これらの改正案の具体的な内容等の諸般の事情が総合的に考慮され、いずれについても法制審議会への諮問がされなかったものである。なお、お尋ねの「当時の政府の考えについては、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について

お尋ねの「提出法案の事前審査等を依頼し、提出法案の審査を行った日程や経緯、与野党への説明」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、内閣法制局における法令案の審査は、現在、事務的には、主管省庁が作成した法令案の原案について、いわゆる予備審査の形で進める方法が採られているが、平成二十五年改正法案については、平成二十五年最高裁判所大法廷判決及び平成二十七年最高裁判所大法廷判決がされた後、平成二十五年九月中旬頃から、平成二十八年改正法案については、平成二十七年最高裁判所大法廷判決がされた後、平成二十七年十二月中旬頃から、それぞれ、内閣法制局において予備審査が開始され、その後、継続的に、法律的、立法技術的な観点からの検討が行われたところである。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項に」、「同号」を「第三号」に改め、同項第二号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置を」又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「併い位置情報記録・送信装置」を「併い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を

取得すること。
第四条第一項中「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされた」として当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る」を削り、「ときは」の下に「、その相手方の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「第一項の申出をした者」を「当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。
第四条第四項中「警告」を「第一項の申出を受け」に改め、同条第五項中「第一項の申出の受理及び」を削る。
第五条第六項中「、第一項又は第三項の申出を受けた場合において」を削り、「申出をした者」を「禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。
第五条第九項中「事案に関する」を削り、同条第十項を次のように改める。
10 第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。
第六条の見出しを「(特定相手方情報の提供の禁止等)」に改め、同条中「もの」の下に「次項におい

て「特定相手方情報」という。」を加え、同条に次の一項を加える。
2 警察本部長等は、警告又は禁止命令等(以下この項において「警告等」という。)があつた場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者(以下この項において「相手方情報保有者等」という。)が、当該警告等を受けた者であつて現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。
第九条第三項中「住民は、」を「住民並びに」に改め、「相手方」の下に「を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方」を加える。
第十三条第一項中「第四条第一項に係る」を削り、同条第二項中「当該第三条を」第三条に改める。
第十四条第一項中「及び同項の」を「若しくは当該に改め、「事案に関する」を削り、「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改め、同条第二項各号中「事案に関する」を削り、同

条第三項中「第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三項の規定 公布の日
二 第六条(見出しを含む。)の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日
(通知に関する経過措置)
2 この法律による改正後の第五条第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にした同条第一項の規定による命令及び同条第九項の規定による処分(以下この項において「命令等」という。)について適用し、この法律の施行前にした命令等に係る通知については、なお従前の例による。
(政令への委任)
3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由
最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する者の承諾を得ないで取得する行為

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

等を規制の対象に加えるとともに、警告等に係る違反行為の相手方に係る一定の情報の保有等をする者が当該警告等を受けた者に対して当該情報を提供する場合の措置に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する者の承諾を得ないで取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、警告等に係る違反行為の相手方に係る一定の情報の保有等をする者が当該警告等を受けた者に対して当該情報を提供する場合の措置に関する規定を整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加えること。
- 2 警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができることとする。
- 3 警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告等をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。

4 警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報の保有者等が当該警告等を受けた者であつて現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。

5 ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加すること。

6 禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことのできる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加すること。

7 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。ただし、4については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する者の承諾を得ないで取得する行為等を規制の対象に加えるとともに、警告等に係る違反行為の相手方に係る一定の情報の保有等をする者が当該警告等を受けた者に対して当該情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備等を行う本案は、妥当

なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年十一月二十一日

内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法による位置特定用識別情報送信装置を用いた位置情報無承諾取得等に対する規制を始めたとする、ストーカー行為等に対する種々の規制の実効性を高めるための方策について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 オンラインでのつきまとい等、ストーカー事案の手法が多様化していることと鑑み、ストーカー行為等の実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した規制の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)第二条第三項に基づく政令の改定に当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、対象を不当に拡大しないようにすること。

四 ストーカー規制法第四条に基づく警告は被害者の意向を踏まえて行うこととし、職権による警告を検討する際にも、被害者との相談等を通

じて被害者の心情を丁寧に把握しその意思を尊重すること。

五 外形的にはストーカー規制法において規制される「つきまとい等」に相当する行為であるが恋愛感情等によらないものを同法の規制対象とする必要性について、その実態及び諸外国の制度を踏まえて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際、規制が過度に広範なものとならないよう留意すること。

六 加害者に対する治療について、警察からの働き掛けが実際の治療に結び付いている例が少ないという実態に鑑み、その原因を分析することともに、カウンセリングや治療の費用負担軽減、医療体制の拡充、加害者及びその家族からの相談窓口の拡充を始めとする適切な措置を講ずること。

七 専門的な立場から被害者の心のケアや加害者への治療の説得を行うために、都道府県警察への心理専門職の配置を支援するなど、被害者の相談や加害者への対応時に心理専門職の活用を努めること。

八 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、警察だけでなく国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。また、前回の附帯決議以降の進捗状況を報告すること。

九 ストーカー事案の相談件数が高止まりしている現状に鑑み、ストーカー行為等の原因について分析するとともに、その背景にある社会課題の解決や被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育の実施など、ストーカー行為等の根絶に向け、政府一丸となって取り組むこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第九号中「この号」を「この号及び次号」に、「この号及び次号」を「この項に」、「同号」を「第十一号」に改め、同項第十号中「取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を

取得すること。
第十条第三項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由

最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を接近禁止命令等における禁止行為として加えること。
- 2 その他、所要の規定の整備を行うこと。
- 3 この法律は、公布の日から起算して二十日

一 を経過した日から施行すること。
二 議案の可決理由
最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
令和七年十一月二十一日
内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 額賀福志郎殿

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 DV事案において悪用される手口が多様化していることに鑑み、その実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した接近禁止命令等の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 二 加害者に自らの暴力の責任を自覚させる「配偶者暴力加害者プログラム」について、被害者支援にも繋がる重要なものであるという認識のもと、都道府県等に対する交付金を活用した実

施を更に推し進めるとともに、地方公共団体、民間団体の関係者等への支援について、加害者へのプログラム参加義務付けを含めた検討を行うなど、全国的な実施の実現に向けた取組を加速すること。
三 配偶者からのあらゆる暴力の予防と根絶に向け、配偶者からの暴力の原因を分析するとともに、関係機関との連携を一層強化し、加害者、被害者、傍観者にならないための予防啓発・教育を始めとする効果的な施策を推進すること。
四 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援を担う女性相談支援員の適正な配置など公的相談窓口体制を確保し、二十四時間相談体制の整備を目指すこと。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援と連携を強化すること。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
令和七年十一月十一日
内閣総理大臣 高市 早苗

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律 (保護司法の一部改正)
第一条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「世論の啓発」を「世論の啓発、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」に、「地域社会の浄化をはかり」を「安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図り」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「すべて」を「全て」に、「委嘱する」を「委嘱する」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 人格識見が高いこと。
- 二 他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職務の遂行に必要な時間を確保できると。

第三条第三項中「委嘱は」の下に、「多様な保護司がそれぞれの個性と能力を発揮して事務に従事することの重要性に鑑み」を、「から」の下に、「保護司の多様性の確保に配慮しつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、第三項の推薦を行うに当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体若しくは個人の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。

第六条を削る。

第七条中「二年」を「三年」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第六条とする。

第八条ただし書中「但し」を「ただし」に、「は、この限りでない」を「その他特に必要があるときは、当該区域外においても、職務を行うことができる」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 保護司は、前項ただし書の規定によりその

置かれた保護区の区域外において職務を行うとき(地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときを除く。)は、あらかじめ、又はその職務を行った後遅滞なく、地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告しなければならない。

第八条を第七条とする。

第八条の二第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、又は」に、「ための」を「ための地方公共団体の施策及び」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「又は」を「、又は」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条第二項第一号中「第八条の二」を「第八条」に改め、同項第四号中「事項」を「事務」に改め、同条を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

- 四 保護司の職務に関する研修の機会の提供
- 五 更生保護サポートセンター(保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行に資する施設として法務省令で定めるものをいう。)の運営

第十三条を第十二条とする。

第十四条第二項第四号中「事項」を「事務」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

- 四 保護司の職務に関する研修の機会の提供

第十四条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保護司会等への支援)

第十四条 保護観察所の長は、第十二条第二項に規定する保護司会の任務及び前条第二項に規定する保護司会連合会の任務の円滑かつ効

果的な遂行を図るため、保護司会及び保護司会連合会に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 地方公共団体は、第十六条の措置の実施に

関し国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業主の措置)

第十九条 事業主(国及び地方公共団体を除く。)は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやす環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二十条 労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であることと、保護司になろうとしたこと又は保護司であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(国の責務)

第十六条 国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制

の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(更生保護事業法の一部改正)

第二条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「者」を「者又は保護観察に付されていた者」に改め、同項第三号中「第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。」を削り、同項第八号中「退院し、又は仮退院を許された者第一号に該当する者を除く。」を「退院した者」に改める。

第三条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ」に、「ことができる」を「よう努めなければならない」に改める。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

(安全の確保)

第六十一条の三 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、これら事業者がその従業者の安全を確保することができるようにするために必要な施策の推進に努めなければならない。

(更生保護法の一部改正)

第三条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を促進し」を「次項において「民間活動」という。を促進し、同項の責務を果たすための地方公共団体の施策を支援し」に改め、同条第二項中「前項の活動」を「民間活動」

に、「かんがみ、これ」を「鑑み、その地方公共団体の地域の状況に応じ、民間活動」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改める。

第七条に次の二項を加える。

2 委員長及び委員は、再任されることができ
る。

3 委員長及び委員は、任期が満了した場合に
おいても、後任者が任命されるまでは、第一
項の規定にかかわらず、引き続き在任する。
第十条第二項中「とき」を「とき、又は委員長
が欠けたとき」に、「職務」を「職務を代理し、又
はその職務に改める」。

第十一条第五項中「ある」を「あり、又は委員
長が欠けた」に、「職務」を「職務を代理し、又は
その職務」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

第三十二条中「保護司は」の下に、「地域社会
を構成する一員として、それぞれの個性と能力
を發揮して」を加える。

第六十四条に次の一項を加える。

4 保護観察所の長は、保護観察のための調査
において、必要があると認めるときは、公務
所又は公私の団体に照会して必要な事項の報
告を求めることができる。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。
(鑑別の求め)

第七十八条の三 保護観察所の長は、刑法第二
十五条の二第一項の規定により保護観察に付
されている保護観察付執行猶予者(同項の規
定により保護観察に付されている期間中に更
に同項の規定により保護観察に付された保護
観察付執行猶予者(以下「再保護観察付執行猶
予者」という。)を除く。)について、その保護
観察の開始に際し、執行を猶予された刑を言
い渡される理由となった犯罪に結び付いた要
因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に
対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求

めるものとする。ただし、保護観察の実施の
ために必要とは認められないときは、この限
りでない。

第八十一条の二中「刑法第二十五条の二第一
項の規定により保護観察に付されている期間中
に更に同項の規定により保護観察に付された保
護観察付執行猶予者(以下「及び」という。)」を
削る。

第八十二条の見出し中「収容中の者」を「収容
中の者等」に改め、同条第一項中「ている者又
は」を「若しくは労働場に留置されている者又
は」に、「収容中の者」を「収容中の者等」に、「と
きは」を「ときは、その者との面接を行うこと」
に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第
三項中「収容中の者」を「収容中の者等」に改め、
同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 保護観察所の長は、前項の規定による調整
を行うに当たっては、収容中の者等が収容さ
れている刑事施設(労働場に留置されている
場合には、当該労働場が附置された刑事施
設)又は少年院の職員から参考となる事項に
ついて聴取し、及びこれらの者に面接への立
会いその他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による聴取は、保護観察官又は
保護司をして行わせるものとする。

第八十四条中「第六十一条第一項」の下に「及
び第六十四条第四項」を加える。

第八十六条第一項中「収容中の者」を「収容中
の者等」に、「又は」を「第八号又は」に改め、
同条第二項中「収容中の者」を「収容中の者等」に
改め、同条第三項ただし書中「期間の満了に
よって前条第一項第一号」を「終了により前条第

一項第一号若しくは第二号」に、「仮退院」を「仮
退院若しくは少年法第六十四条第一項第二号の
保護処分」に、「同項第九号」を「前条第一項第九
号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第三条中更生保護法第八十二条
並びに第八十六条第一項及び第二項の改正規定
並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算
して一年六月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。

(保護司の任期及び解嘱に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に保護司に委嘱されて
いる者の任期及び解嘱については、なお従前の
例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

3 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一
号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の三十の三の項中「同条第三項」を
「同条第五項」に改める。

理 由

更生保護制度の充実を図るため、保護司の委嘱
条件の見直し、任期の延長及び職務の執行区域の
弾力化、保護観察付全部執行猶予者の鑑別に関す
る規定の新設による当該者に対する適切な処遇の
実施等、保護司の安全確保を図り、その適任者を
確保するための措置を講ずるとともに、更生保護
事業における保護の対象者の拡大等の措置を講ず
る必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

更生保護制度の充実を図るための保護司法
等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關
する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、更生保護制度の充実を図るため、保
護司の委嘱条件の見直し、任期の延長及び職務
の執行区域の弾力化、保護観察付全部執行猶予
者の鑑別に関する規定の新設による適切な保護
観察処遇の実施等、保護司の適任者を確保し、
その活動環境を改善し、その安全を確保するた
めの措置を講ずるとともに、更生保護事業にお
ける保護の対象者の拡大等の措置を講じようと
するもので、その主な内容は次のとおりであ
る。

1 保護司の適任者確保

保護司の使命及び委嘱条件を見直し、保護
司に関する広報や関係機関との連携を保護観
察所の長の責務として規定し、保護司の任期
を延長すること。

2 保護司の活動環境の改善

保護司の活動拠点である更生保護サポー
トセンターの法定、保護観察所の長による保護
司会等への支援規定の新設、地方公共団体に
よる保護司会等への協力規定の整備、民間企
業による保護司である従業者への配慮規定の
新設等を行うこと。

3 保護司の安全確保

保護司が安全に安心して活動できるように
するため、保護司の面接場所の確保等を国の
責務として規定し、保護司が面接場所を柔軟
に選択できるよう職務の執行区域を弾力化
し、保護観察所の長が保護観察対象者の再犯
リスク等を的確に把握できるよう公務所等へ
の照会規定を新設すること。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

4 その他更生保護制度の充実

生活環境の調整を行う対象者及び更生保護事業における保護の対象者の拡大、地方公共団体による更生保護事業や更生保護活動に対する協力規定の整備等を行うこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、更生保護制度の充実を図るため、保護司の委嘱条件の見直し、任期の延長及び職務の執行区域の弾力化、保護観察付全部執行猶予者の鑑別に関する規定の新設による適切な保護観察処遇の実施等、保護司の適任者を確保し、その活動環境を改善し、その安全を確保するための措置を講ずるとともに、更生保護事業における保護の対象者の拡大等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年十一月二十一日

法務委員長 階 猛

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案及び同報告書 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一 保護司の減少傾向や高齢化の流れに対処するための改正法の趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じ報酬制の導入を検討するなど、引き続き保護司の量及び質の一層の拡充のための取組を進めること。

二 保護司の活動を充実・強化するためには、保護司の経済的な負担軽減が不可欠であることから、国において、保護司実費弁償金の対象となる範囲をその職務範囲に見合ったものとなるよう適切に定めるとともに、必要な予算を確保するよう努めること。

三 保護司が安全・安心に活動を継続していくことができるよう、国は、保護観察対象者の特性に応じて保護観察官の直接担当とすることや、保護司複数指名制を適切に活用するほか、地方公共団体との連携を緊密に行い、更なる安全・安心のための対策強化に向けた取組の推進に努めること。あわせて保護観察官の増員について、引き続き必要な措置を講ずるよう努めること。

四 保護司が保護区の区域外においても職務を行うことができることとされたこと等を踏まえ、今後ともデジタル技術の活用や更生保護サポートセンターの増設など、保護司活動の一層の利便性の向上のための取組を進めること。また、これに伴い、保護司等が保護観察対象者との面接時にオンライン又は公の施設等を利用する際は、そのプライバシーの保護に十分に配慮すること。

五 社会奉仕の精神に基づく保護司の活動を広く国民に周知させ、犯罪の予防のための保護司の意義について世論の啓発に努めること。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和七年八月一日

提出者

- 重徳 和彦 階 猛
- 大西 健介 青柳 仁士
- 斎藤アレックス 田中 健
- 岸田 光広 辰巳孝太郎
- 鈴木 敦 島田 洋一
- 新垣 邦男
- 賛成者 青柳陽一郎外二百一名

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の八を削る。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第四十三条及び第四十四条を次のように改める。
第四十三条及び第四十四条 削除

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止が円滑に実施されるための措置)

第二条 政府は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止が円滑に実施されるようにするため、次に掲げる措置を行うものとし、このために必要な財政上又は法制上の措置を講じなければならぬ。

一 この法律の施行の日において揮発油の製造者又は販売業者が販売のため所持している揮発油に関し、イに掲げる税額とロに掲げる税額との差額に相当する金額について、必要な金銭の給付を行うこと等により、揮発油の製造者又は販売業者に負担を極力及ぼさず揮発油の販売価格の引下げが円滑に行われるようにすること。

イ この法律による改正前の租税特別措置法第八十八条の八第一項の税率により計算した揮発油税及び地方揮発油税の税額

ロ 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第九条及び地方揮発油税法(昭和三十年

法律第四号)第四条の税率により計算した揮発油税及び地方揮発油税の税額

二 前号に規定する揮発油に関し、揮発油の製造者が同号の措置として行われる金銭の給付その他揮発油の小売価格の抑制を目的として国が全国的に行う金銭の給付を受けた場合において、当該給付を受けた金銭の額に相当する金額については、揮発油税及び地方揮発油税の控除及び還付を受けることができぬものとする。

(地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置)
第三条 政府は、この法律の施行後直ちに、地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う地方揮発油税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)
第四条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由
現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込額は、令和七年度約四千百十二億円、平年度約一兆二百五億円である。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外十名提出、第二百十八回国会衆法第一号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止するものとし、これに関連する規定を削除すること。
2 政府は、「当分の間税率」の廃止が円滑に実

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

施されるようにするための措置を行うものとし、このために必要な財政上又は法制上の措置を講じなければならないこと。

3 政府は、この法律の施行後直ちに、地方揮発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮発油税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

4 この法律は、令和七年十一月一日から施行すること。ただし、2は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例を廃止するものであり、時宜に適用するものと認めるが、法律の施行期日を令和七年十二月三十一日とする等の修正の必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行による減収見込額
本案施行による減収見込額は、平年度約一兆二百五億円である。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して片山財務大臣より「複数党派共同の修正案が提出されていることに鑑み、政府といたしましては、意見を申し述べることは差し控えたい。」旨の意見が述べられた。

令和七年十一月二十一日

財務金融委員長 阿久津幸彦
衆議院議長 額賀福志郎殿

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同

(別紙)

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を修正する法律案の次により修正する。

附則第一条中「令和七年十一月一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条ただし書中「次条」を「附則第五条及び第六条」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。
(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)に、揮発油の製造場又は保

税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。以下この項において「揮発油製造場等以外の場所」という。)で販売のために控除対象揮発油を所持する揮発油の製造者(特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。この項ただし書を除き、以下この条において同じ。)又は販売業者(特定補助金の交付を受けた又は受けるべき者に限る。以下この項及び第九項において同じ。)がある場合において、揮発油の製造場等以外の場所で揮発油の製造者又は販売業者が販売のために所持する控除対象揮発油について揮発油税超過額を期限内申告書に第七号揮発油税額として記載したときは、当該期限内申告書に記載した第六号揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が当該控除対象揮発油について揮発油税法(昭和三十

十二年法律第五十五号)第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第七條第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

2 揮発油の製造者が前項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。

3 前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第一項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税超過額を記載した申告書とその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

4 第一項の規定に基づき期限内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されることとなったとき又は前二項の規定に基づき揮発油税超過額が記載された申告書が提出されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

5 第一項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第三項の規定による申告書に、控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該控除対象揮発油の数量その他の政令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

6 揮発油税法第十七条第八項の規定は、第四項の規定による還付金について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項又は第四項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第四項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第四項」と読み替えるものとする。

7 地方揮発油税法(昭和三十年法律第四百号)第九条の規定は、第一項又は第四項の規定による控除又は還付が行われる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項又は第四項の規定による控除又は還付」と、同条第二項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、同条第三項中「揮発油税法第十七条第五項及び第八項」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

8 地方揮発油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び

第四項の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額について準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「第九条及び揮発油税法第十七条」とあるのは「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第七項において読み替えて準用する第九条及び同法附則第二条第四項」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と読み替えるものとする。

9 揮発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その本店又は主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、施行日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、施行日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場とみなして、この条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

10 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

11 控除対象揮発油につき、第一項又は第四項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

揮発油税法第十条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。)	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十条第二項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十条第四項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税(以下「酒税等」と総称する。)の税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)	揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の地方揮発油税額
酒税等の酒税等	揮発油税及び地方揮発油税	揮発油税及び地方揮発油税

12 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 揮発油 租税特別措置法第八十八条の五に規定する揮発油をいう。
- 二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。
- 三 特定補助金 揮発油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金をいう。
- 四 控除対象揮発油 揮発油税法その他の法律の規定により揮発油税が免除された又は免除されるべき揮発油以外の揮発油で特定補助金の対象となるもの(当該特定補助金の交付を受けた又は受けるべきものを除く。)をいう。
- 五 揮発油税超過額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。

- イ 次に掲げる揮発油税額に相当する金額
 - (1) 揮発油の製造場からの移出により納付された又は納付されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。(2)において同じ。)
 - (2) 保税地域からの引取りにより納付された若しくは納付されるべき又は徴収された若しくは徴収されるべき揮発油税額
 - ロ 揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額
- 六 期限内申告書 施行日から起算して三月を経過する日の属する月の末日までに提出される揮発油税法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出されるものに限る。)をいう。

七 第六号揮発油税額 揮発油税法第十条第一項第六号に掲げる揮発油税額をいう。

八 第七号揮発油税額 揮発油税法第十条第一項第七号に掲げる揮発油税額をいう。

第三条 偽りその他不正の行為により前条第四項の規定又は同条第七項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受け又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則第四条中「この法律」を「前二条に定めるもののほか、この法律」に改める。

附則に次の二条を加える。

(揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止を踏まえた軽油引取税の税率の特例に関する措置)

第五条 国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率(第一条の規定による改正前の租税特別措置法の規定に基づく揮発油税及び地方揮発

油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。)の廃止を踏まえ、軽油引取税の当分の間税率(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。以下同じ。)について、財源の確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金(運輸事業の振興の助成に関する法律(平成二十三年法律第一号)第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金をいう。)の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油の卸売価格の抑制を目的として国が交付する補助金に代えて、令和八年四月一日に廃止するものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。

(安定財源の確保の方針)

第六条 国は、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率の廃止並びに前条の措置による軽油引取税の当分の間税率の廃止のための安定財源の確保については、次に掲げる方針に基づき検討を行い、結論を得るものとする。

- 一 徹底した歳出の見直し等の努力による財源の確保を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係特別措置(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)第二条第一項第二号に規定する法人税関係特別措置をいう。)の見直し、極めて高い所得に對する負担の見直し等の税制措置を検討し、令和七年末までに結論を得ること。
- 二 道路及びこれに関連する社会資本の保全の重要性、物価の動向等並びに温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標との関係にも

留意しつつ、安定財源を確保するための具体的な方策を引き続き検討し、この法律の公布後おおむね一年を以て結論を得ること。

三 地方の安定財源の確保については、前二号の税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得ること。その際、安定財源の確保の完成までの間において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応すること。

衆議院規則の一部を改正する規則案
右の議案を提出する。

令和七年十一月二十五日

提出者

議院運営委員長 浜田 靖一

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第八十五條第一項中「議員が」の下に「配偶者の出産、育児、看護、介護、不妊治療に係るその他」を加え、「附し」を「付し」に改める。

理由

国会改革の一環として、議員の欠席事由に、配偶者の出産、育児、看護、介護及び不妊治療に係る通院が含まれることを明記する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

(差し替え後の表)

《表2-4》指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表 (令和3年)

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1}	令和3年中の適性評価実施件数 ^{※2} (うち行政機関の職員等)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ^{※3} (うち行政機関の職員等)
国家安全保障会議	○	0	0 (0)	0 (0)
内閣官房	○	14,416	622 (370)	1,945 (885)
内閣法制局	-	3	0 (0)	3 (3)
内閣府	○	4	48 (48)	107 (107)
国家公安委員会	○	0	0 (0)	0 (0)
警察庁	○	39,389	975 (975)	3,558 (3,558)
警察庁 警視庁	-	39,291	217 (217)	649 (649)
警視庁 都道府県警察	-	58	758 (758)	2,909 (2,909)
行政文書を重複して保有	-	40	-	-
金融庁	○	0	3 (3)	9 (9)
消費者庁	-	0	7 (7)	16 (16)
総務省	○	52	18 (18)	73 (73)
消防庁	○	0	11 (11)	22 (22)
法務省	○	3	7 (7)	23 (23)
出入国在留管理庁	○	3	15 (15)	36 (36)
公安調査庁	○	25,441	69 (69)	245 (245)
外務省	○	133,116	290 (269)	1,267 (1,229)
財務省	○	5	74 (74)	219 (219)
文部科学省	-	0	50 (46)	97 (77)
厚生労働省	-	0	1 (1)	11 (11)
農林水産省	-	0	5 (5)	47 (47)
水産庁	-	0	15 (15)	52 (52)
経済産業省	○	0	53 (53)	144 (144)
資源エネルギー庁	○	0	6 (6)	14 (14)
国土交通省	-	3,726	36 (36)	100 (100)
気象庁	-	0	8 (8)	12 (12)
海上保安庁	○	22,266	186 (186)	754 (754)
環境省	-	0	10 (10)	10 (10)
原子力規制委員会	○	0	0 (0)	34 (34)
防衛省	○	205,454	24,376 (23,987)	123,234 (122,282)
防衛装備庁	○	300	717 (266)	2,264 (890)
合計	20	574,178	27,602 (26,485)	134,296 (130,852)

(国会報告(令和4年6月閣議決定)を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況(令和3年12月31日時点)より抜粋。

※2 令和3年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

※3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(令和3年12月31日時点)より抜粋。

第二百一十回国会衆議院会議録第三十三号中正
誤
ページ 段行 誤 正
三六下段 二三 134,297 134,296
三九上段 三五

五四ページ「表2-4」の「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(うち行政機関の職員等)」欄中、「48」は「47」の、「(48)」は「(47)」の、「134,297」は「134,296」の、「(130,853)」は「(130,852)」の誤りのため、「表2-4」を差し替える。

第二百十三回国会衆議院会議録第三十五号中正
 誤 正
 ページ 段行 誤 正
 三三下段 一九 132,567 132,572
 三三下段 三三 132,567 132,572
 六四ページ「表2—4」の「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(うち行政機関の職員等)」欄中、「1,171」は「1,176」の、「132,567」は「132,572」の誤りのため、「表2—4」を差し替える。

令和七年十一月二十五日 衆議院会議録第五号

(差し替え後の表)
 《表2-4》指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 対比表 (令和4年)

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1}	令和4年中の適性評価実施件数 ^{※2} (うち行政機関の職員等)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ^{※3} (うち行政機関の職員等)
国家安全保障会議	○	0	0 (0)	0 (0)
内閣官房	○	142,424	600 (367)	1,939 (932)
内閣法制局	-	0	0 (0)	3 (3)
内閣府	○	6	61 (61)	118 (118)
国家公安委員会	○	0	0 (0)	0 (0)
警察庁	○	43,207	1,050 (1,050)	3,648 (3,648)
警察庁 都道府県警察 (行政文書を備蓄して保有)	-	43,107 68 32	214 836 -	658 2,990 -
金融庁	○	0	3 (3)	10 (10)
消費者庁	-	0	0 (0)	10 (10)
総務省	○	58	61 (61)	120 (120)
消防庁	○	0	12 (12)	23 (23)
法務省	○	3	6 (6)	20 (20)
出入国在留管理庁	○	3	12 (12)	47 (47)
公安調査庁	○	28,231	78 (78)	270 (270)
外務省	○	141,664	286 (284)	1,176 (1,140)
財務省	○	26	96 (96)	257 (257)
文部科学省	-	0	36 (31)	94 (79)
厚生労働省	○	0	19 (19)	16 (16)
農林水産省	-	0	19 (19)	46 (46)
水産庁	-	0	14 (14)	42 (42)
経済産業省	○	3	65 (65)	166 (166)
資源エネルギー庁	○	0	7 (7)	15 (15)
国土交通省	-	3,835	30 (30)	96 (96)
気象庁	-	0	8 (8)	12 (12)
海上保安庁	○	24,381	222 (222)	814 (814)
環境省	-	0	7 (7)	10 (10)
原子力規制委員会	○	0	9 (9)	39 (39)
防衛省	○	229,486	19,857 (19,694)	120,876 (119,900)
防衛装備庁	○	401	1,025 (274)	2,735 (906)
合計	20	613,728	23,583 (22,429)	132,572 (128,739)

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況 (令和4年12月31日時点) より抜粋
 ※2 令和4年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋
 ※3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 (令和4年12月31日時点) より抜粋

(差し替え後の表)
 《表2-5》指定行政機関、特定秘密文書の保有状況、適性評価実施件数及び
 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数対比表(令和5年)

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1}	令和5年中の適性評価実施件数 ^{※2} (うち行政機関の職員等)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 ^{※3} (うち行政機関の職員等)
国家安全保障会議	○	0	0	0
内閣府	○	161,269	767	2,095
内閣法制局	-	0	0	1
内閣府	○	3	54	117
国家公安委員会	○	0	0	0
警察庁	○	48,882	1,007	3,777
警察庁 警務部	-	48,779	228	681
都道府県警察	-	71	779	3,096
(行政文書を重複して保有)	-	32	-	-
金融庁	○	0	2	10
消費者庁	-	0	9	16
総務省	○	58	31	113
消防庁	○	0	15	24
法務省	○	3	7	19
出入国在留管理庁	○	3	10	50
公安調査庁	○	33,114	81	275
外務省	○	151,888	354	1,288
財務省	○	18	96	290
文部科学省	-	0	16	79
厚生労働省	○	0	35	31
農林水産省	-	0	12	45
水産庁	-	0	49	48
経済産業省	○	2	55	187
資源エネルギー庁	○	0	7	9
国土交通省	-	3,876	33	97
気象庁	-	0	6	12
海上保安庁	○	27,691	266	915
環境省	-	0	8	10
原子力規制委員会	○	0	8	21
防衛省	○	255,482	20,403	122,459
防衛装備庁	○	552	1,238	3,491
合 計	20	682,841	24,569	135,469

※1 特定秘密が記録された行政文書の保有状況(令和5年12月31日時点)より抜粋
 ※2 令和5年中的各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋
 ※3 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(令和5年12月31日時点)より抜粋

第二百十七回国会衆議院会議録第三十三号中
 誤

ページ 段 行 誤 正

三六下段 二四 135,479 135,469

三六下段 二四 K

四四上段 三 286 275

三二ページ「表2-5」の「特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数(うち行政機関の職員等)」欄中、「286」を「275」の、「(286)」を「(275)」の、「44」を「45」の、「(44)」を「(45)」の、「135,479」を「135,469」の、「(130,704)」を「(130,694)」の誤りのため、「表2-5」を差し替える。

一一九ページ「別表4」の「令和3年末時点」の「計」欄中、「48」を「47」の、「134,297」を「134,296」の、「行政機関の職員等」欄中、「48」を「47」の、「130,853」を「130,852」の、「令和4年末時点」の「計」欄中、「1,171」を「1,176」の、「132,567」を「132,572」の、「適合事業者の従業者」欄中、「31」を「36」の、「3,828」を「3,833」の、「令和5年末時点」の「計」欄中、「286」を「275」の、「44」を「45」の、「135,479」を「135,469」の、「行政機関の職員等」欄中、「286」を「275」の、「44」を「45」の、「130,704」を「130,694」の誤りのため、「別表4」を差し替える。

別表4：適性評価を降した特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 (差し替え後の表)

行政機関	令和3年末時点		令和4年末時点		令和5年末時点				
	計	行政機関の職員等 適合事業者	計	行政機関の職員等 適合事業者	計	行政機関の職員等 適合事業者			
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	982	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	0	1	1
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,588	3,588	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	38	38	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	275	275	0
外務省	1,267	1,229	38	1,176	1,140	36	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	47	47	0	46	46	0	45	45	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	134,296	130,852	3,444	132,572	128,739	3,833	135,469	130,694	4,775

(注) 指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性のある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の本質の向上を図るためのものに等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の促進者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

※国会報告の全文は <https://www.cas.go.jp/lokuehimitsu/pdf/r06_0618_joukoku.pdf>を参照

